

第一百九十六回  
国際会議

## 参議院 経済産業委員会会議録 第四号

平成三十年四月十九日(木曜日)  
午前十時六分開会

委員の異動

四月九日

辞任

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月十日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月十一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月十二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月十三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月十四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月十五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月十六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月十七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月十八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月十九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月二十日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月三十日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月四十日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月廿八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月廿九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅三日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅四日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅五日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅六日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅七日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅八日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅九日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅一日

青山

繁晴君

北村

経夫君

四月卅二日

赤池

誠章君

山谷えり子君

四月卅三日

青山

す。こうした現状に鑑み、政府として昨年十二月に取りまとめた新しい経済政策パッケージにおいて生産性革命集中投資期間とされた平成三十二年度までの三年間に生産性革命を実現させるため、政府一丸となって計画的に取組を進める実行体制を確立するとともに、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を、期限を限つて集中的に行うべく、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、生産性革命を政府一体となつて強力に実行するための仕組みを創設します。具体的には、政府が重点的に講すべき施策の内容等を定めた革新的事業活動実行計画を策定し、生産性向上のための施策の集中的かつ一体的な実施を図ります。

第二に、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、規制のサンドボックス制度を創設します。参加者や期間を限定することにより、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られたデータを活用できるようにして、規制改革を推進します。

第三に、事業者による革新的なデータ利活用を促進するため、データの共有、連携を行う取組を認定する制度を創設し、こうした取組に用いる設備等への投資に対して減税措置等の支援を行い、コネクティッドインダストリーズを実現してまいります。また、事業者が国や独立行政法人等に対しデータ提供を要請できる手続を創設し、協調領域におけるデータの共有を支援します。

さらに、中小企業における生産性革命を実現するため、中小企業の生産性向上に資する先端的な技術を活用した設備等の導入を後押しする仕組みを導入します。市町村が、中小企業における先端設備等の導入を促進するための計画を自ら策定し、これに基づいて中小企業の先端設備等の導入

計画を認定して支援措置を講ずることで、地域の自主性の下で、生産性向上のための設備投資を加速します。

次に、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、アベノミクスの三本の矢を同時に実行した結果、設備投資の拡大、雇用の拡大など経済の停滞を打破することができます。しかしながら、我が国経済の成長軌道を確かなものとするためには、急激な経済社会情勢の変化に的確に対応して、引き続き、我が国産業の国際競争力を強化し、その持続的な発展を図ることが重要です。

このため、業種を超えた事業再編、情報の適切な管理及び新事業の創出によるイノベーションの促進、事業再生の円滑化、事業承継の加速化、経営基盤強化のための中小企業支援機関の支援体制及びIT化に対応したセーフティーネットの整備等のための必要な施策を講じるべく、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正です。

第一に、業種を超えた事業再編の促進を図ります。様々な手法による事業再編を行いやすくするため、株式を対価とする事業再編を認定し、会社法の特例を設ける等の支援措置を講じます。

第二に、情報の適切な管理の促進のための制度を創設します。競争力の源泉となる技術等の情報の漏えい防止措置に係る認証機関の認定制度を設け、事業者における情報の適切な管理を促します。

第三に、新事業の創出によるイノベーションの促進のための施策を講じます。産業革新機構を産業革新投資機関に改め、投資機能の強化等のため、投資基準の策定や事後評価の徹底等の見直しを行います。また、国立大学法人等によるベンチャー出資の対象を拡大するとともに、市町村が行う創業に関する普及啓発の取組を支援します。

第四に、事業再生の円滑化を図ります。特定認証紛争解決手続において商取引債権を保護すべきとの確認がなされた事実について、裁判所の法的整理における判断において考慮されるよう措置します。

さらに、産業競争力の強化に継続的に取り組むため、集中実施期間を廃止し、必要な支援策について、引き続き措置してまいります。

次に、中小企業等経営強化法、中小企業における倒産防止共済法の一部改正です。

第一に、事業承継の加速化のための施策を講じます。中小企業者等が合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営力の向上を図る取組について、経営力向上計画の認定の対象とし、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じます。また、親族外承継の増加に対応するため、他の中小企業者の事業を承継しようとする者に対する金融支援を講じます。

第二に、経営基盤強化のための支援能力確保のための施策を講じます。経営革新等支援機関の認定制度について、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制度等を導入します。

第三に、IT導入の加速化のための支援体制整備のための施策を講じます。ITの活用支援を行いう事業者に係る認定制度を設け、中小企業者等における更なるITの活用を促します。

第四に、中小企業者のIT化に対応したセーフティーネットの整備のための施策を講じます。IT活用の高まりを見据え、電子記録債権に関する中小企業者の連鎖倒産防止のため、共済貸付対象を拡充します。

これらの法律の見直しに伴い、独立行政法人中

ますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(斎藤嘉隆君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜野喜史君 おはようございます。民進党の浜野喜史でございます。

まず、大臣にお伺いをいたします。柳瀬唯夫元首相秘書官、現経済産業審議官に関してでござい

ます。

今年の四月十日のコメントで、自分の記憶の限りでは愛媛県や今治市の方にお会いしたことはありませんとコメントをされておられるところでございます。私のこれ感覚なんですかども、あえて自分の記憶の限りではとということをおつしやる必要があります、愛媛県や今治市の方にお会いしたこと

はない、こういうことをおつしやっておられれば、それはそれでいいんじゃないかなというふうに私は感覚的に思うんですけども、大臣はどのよう

にこのコメントを考えておられるか、御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(世耕弘成君) 柳瀬経済産業審議官が、これは首相秘書官当時の業務に関して御本人が個人としてコメントしたものであります。これは経産省の職務に関する内容ではありませんので、申し訳ありませんが、経産大臣の立場ではコメントを控えさせていただきたいと思います。

○浜野喜史君 そういう御答弁になるというふうに思いますが、繰り返しになりますけれども、会つたことないということをおつしやつておけば、記憶の限りではとということをおつしやる必要なく、記憶の中ではそれもう会つていないといふことがあります。

いざれにせよ、こういう関係で審議官、注目を集められて、場合によつてはその業務に支障が出てくることがあることもあるんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、しつかり説明責任

を果たして、そして経済産業省の業務に専念するべきだといつたようなことを、アドバイスを審議官に対してされるべきではないかなということも思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) 現在の業務、今日も

今、日米首脳会談のため同行してアメリカに行つておりますし、適宜いろんな状況の報告も入つておりまして、業務には支障は出でおりませんといふことをまず明確に申し上げておきたいと思います。

その上で、おととい、省内で記者に囲まれた際には、彼は、国会の御判断を踏まえ誠実にお話をさせていただきたいというふうに申しておりますので、私は、その言葉にもう尽きるんではないかというふうに思つております。

○浜野喜史君 繰り返しになりますけれども、審議官という重要なポストに就いておられますので、経済産業省の業務に支障がないようにしっかりと説明責任を果たしてすつきりされると、そういう対応をすべきだということを、是非、大臣からもアドバイスをしていただきたいということを強く求めて、法案の質問に移らせていただきたいと思います。

生産性向上特別措置法案についてでございま

す。我が国の生産性向上を図るということを目的として提出されたというふうに理解をいたします。生産性の定義としては、労働生産性を用いているというふうに承知をいたします。今回の法案では、革新的事業活動実行計画の策定やプロジェクト型規制のサンドボックス制度の創設といった技術革新の社会実装を目的とした施策も講じられております。

こうした法案の目的を考えますと、労働生産性という指標だけではなくて、技術革新の結果がより直接に現れる全要素生産性もチェックしていくことが有益ではないかというふうに考へるんですけれども、御見解をお伺いします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 昨年十二月に決定い

たしました新しい経済政策パッケージにおいては、労働生産性について目標を設けております。

それを受けて、生産性向上特別措置法案におきましても、生産性を同様の定義、すなわち労働生産性といたしておるわけでございます。

労働生産性は付加価値の増加に応じて上昇するわけありますけれども、付加価値の構成要素は

資本設備や全要素生産性でありまして、資本設備や技術革新などによる全要素生産性が増えれば増加をするという関係にございます。したがつて、労働生産性の分析を行う上で、全要素生産性の動向を見ていくことは、おっしゃるように重要であ

るというふうに考えておるところであります。

ただし、全要素生産性は労働や資本によらない成長要因ということで定義上ありますので、すな

むわち労働の部分、資本の増強による部分を計算し

た後の残差になるわけでありまして、残差を推計するという作業が必要になります。また、残差の推計方法によつてもある程度のばらつきは生じるところであります。これに対しまして、労働生産

性は計測しやすく、すなわち就業者一人当たり、一時間当たりの実質GDPということで定義をしておりますので、計測しやすいこと、また国民に

とつて分かりやすい目標であるのではないかといふふうに考えております。

特に、今回の生産性革命の趣旨は、一人一人が

生み出す付加価値を拡大をさせ、これを賃金の上昇につなげることでデフレ脱却を図るという大きな流れを実現させることにござります。このよう

な観点からして、目標とする指標として労働生産性が適切であるというふうに考へているところでございます。

○浜野喜史君 その上で、これちょっと通告して

いいんですかねども、今回の生産性向上特別措置法案、新法でありますけれども、この生産性といふことが法上、定義されていないんですね。定義されていないけれども、生産性といえばもう労働生産性といふことで、自明のことだということだけれども、御見解をお伺いします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 平成三十年四月十九日

上特措法ということで打ち出しておられる以上、やはり法の中にこの生産性とは何なのだという定義をしておくことが自然じゃなかつたのかないふうに思つてますけれども、済みません、これ

は通告していなんですかねども、御説明をお願いします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 法律上、生産性について、昨年の十二月の経済政策パッケージのよう

な注記、すなわち労働生産性であるということの注記は置いていないところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、労働生産性は、全要素生産性が増えれば増加をする、また

資本生産性が増えれば増加をする、そういう関係にもございます。

したがつて、生産性という言葉を用いること

で、我々は労働生産性を目標として、指標として成果の達成度合いを評価をしていくということにすることを予定をしておりますけれども、労働生産性だけでなく、資本設備率また全要素生産性、こうしたものも上がっていくことによって生産性

が高まる、そういう関係にあるものだと考えてお

りまして、こうしたものを含めた概念として生産性というのを法律上位置付けているところでござります。

○浜野喜史君 通告しておりますので結構でござります。

その上で、生産性向上の関係で更にお伺いしま

すけれども、昨日の本会議でも申し上げましたけ

ども、私は、生産性というものは、社会制度や文化、人的能力といったソフト面にも大きく依存す

るものではないかと、このように思つております。

○浜野喜史君 その向上に際しましては、革命といった言葉で表されるような短期的な施策ではなく、教育や訓練といった地道な取組もやはり必要であろうといふふうに思つところでござります。その上で、生産性向上に向けた取組は三年間に期間を限らず行ついくべきではないかと。なぜ三年という短

期間に政策を集中させる必要があるのかといふこと

と、これは大臣に御見解をお伺いします。

○国務大臣(世耕弘成君) 御指摘のとおり、産業構造が急速に変化する第四次産業革命の時代にお

いては、生産性の向上を行おうと思つたら、これはもう人材への投資によって、働き手一人一人の能力、スキルを環境変化に合わせて向上させていくことが極めて重要だというふうに思つています。

だからこそ、この新しい経済政策パッケージでは、生産性革命と人づくり革命を車の両輪にして、二〇二〇年までの三年間を集中投資期間としてあらゆる施策を総動員することにさせていただ

いております。やはりある程度期限を切つて政策を集中させるという、そういう意味合いの三年だ

といふふうに思つております。

それを受けた生産性向上特別措置法案においても、この集中投資期間に合わせて、人材確保の成果やその時点での経済情勢などを踏まえて、円滑化のための施策も含めて生産性向上に資する

施策の継続も含めて必要な施策を講じていく

としているわけでございます。

○浜野喜史君 その関連でお伺いしたいんですけど

やつてみて、状況を見ながら更に継続ということもあり得るという御説明だったんですけども、

おつしやるとおり、今回の柱は、規制のサンドボックス、それからデータの共有、連携のための

I・O・T投資の減税と、それから中小企業に対する設備投資促進のための税制優遇ということですけれども、これ、必ずしも三年というふうに限る必

要もないのではないかというふうに私は受け止めますので、これは十分試しを行いをして、継続的にやつしていく可能性が十分あるんだと、こんなふうに理解しておいてよろしいんでしようか。その後、更にお願いいたします。

○国務大臣(世耕弘成君) 継続をもう前提として

しまうと、これちよつと、だらだらとした取組になると、もしかしたら、やはり三年集中してやるということは大前提として、その上で、しっかりとレビューをして、もう少し中で継続した方がいい施策があるのであれば継続することもあり得るということだと思います。

○浜野史宏君 次に、規制のサンドボックス制度について、これ以降は少しお伺いをいたしたいと思います。

この期間については、関連する規制法令の種類  
や性質などに応じて様々と考えられるわけであり  
まして、一つ一つの計画に基づく規制の見直し  
での時間というのを一概に幾らぐらいというめど  
を申し上げるわけにはなかなかできないわけであ  
りますけれども、まずはこの法律の施行、実施措  
定内に最大限の効果ができるよう、速やかな方  
向性の進行に努めてまいりたいというふうに考  
えております。

○浜野喜史君　更にお伺いいたします。  
こういうサンドボックスにつきましては、英國やシンガポールなどで導入されているというふうにお伺いをいたしております。ただ、フィンテック分野に限られているというふうにお伺いしているところでございます。

明いただきたいと思います。  
○政府参考人(糟谷敏秀君) 規制のサンドボック  
ス、新技術等実証制度につきましては、現時点で  
我々、二桁のいろんな企業からの関心案件を聞い  
ております。ただ、計画として申請できるほどに  
煮詰まつたものにはまだなっていない状況でござ  
います。

いずれにしましても、この制度は独創的なアイ  
デアを持つ人々や革新的なビジネスモデルをス

制度の創設以後、実際の計画の申請、認定、実証、そして、場合によつてはその後それを評価をして規制化していくというようなことになるんだろうと思います。衆議院における質疑でも、個別の計画に応じた実証期間が様々であるが、規制の見直しということについても速やかに対応をしていくことが望ましいといったような御答弁もあつたというふうに承知をいたしております。

その上で、この三年間の間に何までやっておかなければならぬのか、例えば認定まで受けければ

その上でありますけれども、三年間の間にどうまでできなければいけないのかという御質問についてであります。この法律は附則の第二条で、施行の日から三年以内に廃止をすることとされております。廃止をするためには、また法案を提出をさせていただいて、それを御審議いただくことが必要になります。その法案の中では、先ほど大臣から御答弁がありましたように、三年間の施行実績やその時点での情勢などを踏まえて、継続などの可能性も含めて適切に検討

○政府参考人(糟谷敏秀君) 第四次産業革命が進展する中で、様々な分野でI-O-Tや人工知能を活用した新たな技術やビジネスモデルの社会実装による構造変化が起きております。これは、フィンテックの分野に限らず、ほかの分野においても新たな技術やビジネスモデルの社会実装が進んでいくことの中では幅広い分野を扱うということはなかなか無理があるのではないかなども思うんですけれども、御見解をお伺いします。

ピーディーに事業化したい起業の方々など、幅広い皆様に使っていただきことを想定しておるところあります。このため、できるだけ多くの事業者や起業家の方々に御活用いただけるよう、イメージしやすい事例も示しながら、新経済連盟やフィンテック協会などのITベンチャー関連の団体などとも連携をいたしまして、広く制度の普及啓発を行うこととしております。

こういう案件の掘り起こしも積極的に行っていきたいと思います。その結果、できるだけ多くの

○政府参考人(糟谷敏秀君) 規制のサンドボック  
その実証は有效だというような扱いになるのか、  
この三年間の間に何を実行していくかというよ  
うな考え方でおられるのか、その辺りを御説明いた  
だけますでしょうか。

○浜野喜史君　済みません、関連して、ちょっと  
私が理解が不足しているのかも分かりませんけれど  
ども、この計画の申請を例えればいつまでにやりな  
をしたいというふうに考えておるところです」とい  
ます。

るわけでございます。このため、新技術等実証制度、規制のサンドボックスにおきましては、特定の分野に限定せずに、第四次産業革命の新技术やビジネスモデルの実用化に向けた社会実装を広く制度の対象としているところでございます。

○浜野臺史君　ありがとうございます。  
ちょっと聞き間違いかも分からぬ、二桁のそ  
ういうやつてみたいというような希望が寄せられ  
うふうに考へているところでござります。

ス制度でございますけれども、これは施行後直ちに申請を受け付けられるよう準備をしたいと考へております。計画の申請から認定までの期間については、活動評価委員会における審議期間を加味する必要はあるものの、現行の新事業特例制度

さいとかいう限定が付けられているということだつたんでしょう。済みません、ちょっと私は、知識が不足しております、御説明願います。  
○政府参考人(糟谷敏秀君) この法律が廃止をされるまでの間は計画の申請を受け付けるという、

こうした仕組みを通じて、これまでにない革新的なエリアについて、分野を問わず、まずやつてみると、ということを可能な限り許容して、データを収集、分析することでスピーディーな規制改革につなげていきたいというふうに考えているところ

て、いろいろなことだったと思われますけれども、こんなようなものなのだとということを説明、もし仮にしていただけるのであれば非常に我々もイメージやすいなと思いますので、それを是非お願ひしたいのと、これ一元的に受け付けていくという

では、一ヶ月と定められておりますので、迅速に実証が開始できるようにしてまいりたいと思います。また、実証期間については、イギリスでは三ヶ月から六ヶ月が標準とされていますので、スピード一貫性を踏まえ

そういう立て付けになつてござります。  
○浜野吉史君 濟みません、こだわるわけじゃやない  
いんですけれども、とすると、三年ぎりぎりで申  
請してくるということだつてあるわけですね。そ  
ういうのは状況を見ながら、いろんなどういう

○浜野章史君　どれぐらい活用されていくといふふうに想定されているのかといったような類いのことを少しお伺いしたいんですけども既に産業界等々からちよと活用してみたいんだという

ことになると聞いております。既存のグレーバー解消制度、それから新事業特例制度、それに加えて今回のサンドボックス制度と、これ全てトータルして一元的に内閣官房で受け付けていくということになつておりますけれども、どのような人

れば、我が国でも同程度のものが多くなるのではないかという想定を持っております。実証の終了した後、法律二十条に基づいて、規制所管省庁は規制の見直しを検討することとされているところであります。

うにすべきなのかということを法改正考えていくと、こういう理解でしようか。

ような情報があつて、制度が創設されることがも  
う待ち遠しいといったような案件があつたり、そ  
ういうようなことがあるのかどうか、この期間内  
でどれぐらいのそういう、何というか、申請があ  
るとかいろいろ見込んでおるのか、大兄を仰脱

員体制を用意しておられるのか、考えておられる  
のか、併せて御見解をお伺いいたします。

する」ととされております。ただ、事業者にとりましては、実施しようとする実証が第四次産業革命の下では特に業種を超えた分野横断的なもの、しかも複雑なものになることが多いと考えられましたし、また、全く新たな分野のビジネスである場合には、誰が主務大臣になるのかということを事業者のみでは特定することが難しい場合もあると考えております。また、主務大臣が複数にわたる場合に申請先が多くなって、申請者たる事業者にとって手続が煩雑になることが難しい場合もあるところであります。こうした課題があるのではないかと思つております。

こうした状況を踏まえて、新技术等実証をスピード化に進めるために、事業者の提案を広く一元的に受け付ける窓口を内閣官房に設けることと予定をしております。一元的窓口においては、規制法令を所管する各省庁と連携しながら、民間事業者に対する事前相談をきめ細かく行うとともに、事業者が提案する新技術等実証に関連する規制などについて弁護士が法的な論点を整理するなど、適切に助言を行う仕組みを用意したいというふうに考えております。このために必要な人員、体制の整備を行いたいというふうに考えていところでございます。

○浜野喜史君 もう一問質問したつもりだったんですけどけれども。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 我々、現時点から聞いているものでありますけれども、例えば、ユーバーの直近の受注状況に応じて機動的に限度額が増やせる事業主、個人事業主の必要な資金が提供できるよう、度額が増やせる資金提供サービスを行いたいというニーズでありますとか、又は中小企業者の資金ニーズに応えるソーシャルレンディングという、そういうアイデア、ビジネスモデルでありますとか、そういった類いのものをいろいろと聞いておるところでございました。

○浜野喜史君 ありがとうございます。

次に、新技術等実証計画についてお伺いいたします。

この新技術等実証計画の認定、これはどういうような物差しでこの認定が行われるのかということをお伺いしたいと思いますのと、法案の十一条三項に実証計画において計画に記載される事項が規定されているわけでありますけれども、その中の一つに、実施に必要な資金の額及びその調達方法ということも定められております。そういうことを加えて、事業者の経営状態やガバナンス体制の確認まで踏み込んだ検討も必要ではないかなとも考えるところでありますけれども、御見解をお伺いします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 事業者から提出されます個別の実証計画につきましては、主務大臣のうち、実証による革新的な事業活動を推進する観点から事業所管大臣が、また、当該実証に関する規制法令に違反しないことなどについて規制所管大臣が、それぞれの観点から判断をし、認定をするということにしております。事業所管大臣は、認定に際しまして、実施に必要な資金の額及びその調達方法などについてもその適切性を確認することとしております。

一方、実証計画の認定に当たりましては、事業者に対して安全性や公益性を確保するため、期間、場所、方法を限定し、参加者の同意を得ることや実証実験の管理監督を行うことなど、実証を適切に実施するために必要となる措置を講ずることを求めておりまして、規制所管大臣は、こうした措置が適切に講じられていることを含めて、安全性や公益性を保護する規制法令に違反するものではないことなどを確認した上で実証計画を認定することとしております。

○浜野喜史君 ありがとうございます。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 基本的には、この二点を現時点では想定されるというふうな御答弁があつたといふふうに承知をいたしております。

○浜野喜史君 更に評価委員会の関係をお伺いしますけれども、政令で定める内容といたしましては、評価を行うために必要な調査及び当該調査に係る情報又は資料の分析、この二点を現時点では想定されるといふふうに承知をいたしております。

○浜野喜史君 社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関する意見を有する者が内閣総理大臣に任命されたときに、内閣総理大臣が内閣総理大臣に任命されると、内閣総理大臣が手続に関わるだけであるといったような趣旨の御答弁があつたといふふうに承知をいたしておりますけれども、主務大臣が委員会の勧告の趣旨と異なる判断を行つたよう長としての内閣総理大臣が手続に関わるだけであるとのことでござります。

○浜野喜史君 まず、勧告を行つた場合でありますけれども、例えば、実証計画の認定が円滑に進まないといった場合には、必要に応じて評価委員会が主務大臣に勧告を行ふことがあります。その上で、実証計画の認定に基づいて評価委員会が主務大臣に勧告を行ふことがあります。その上で、実証計画の認定については、革新的事業活動評価委員会の意見を聴いた上で、必要に応じて内閣府特命担当大臣を交えて調整を行ふということもあります。

○政府参考人(糟谷敏秀君) まず、勧告を行つた場合でありますけれども、例えれば、実証計画の認定が円滑に進まないといった場合には、必要に応じて評価委員会が主務大臣に勧告を行ふことがあります。その上で、実証計画の認定については、革新的事業活動評価委員会の意見を聴いた上で、必要に応じて内閣府特命担当大臣を交えて調整を行ふということもあります。

○浜野喜史君 まず、評価委員会が勧告を行つた場合は、制度運用における透明性を確保し、主務大臣が説明責任を果たすという観点から、主務大臣は、勧告に基づき講じた措置について評価委員会に対してもお伺いします。

○浜野喜史君 評価委員会の関係で更にお伺いしますけれども、評価委員会における議論、これにつきましては、昨日の本会議場におきましては、評価委員会が公正かつ均衡の取れた構成

する」ととされております。ただ、事業者にとりましては、実施しようとする実証が第四次産業革命の下では特に業種を超えた分野横断的なもの、しかも複雑なものになることが多いと考えられましたし、また、全く新たな分野のビジネスである場合には、誰が主務大臣になるのかということを事業者のみでは特定することが難しい場合もあると考えております。また、主務大臣が複数にわたる場合に申請先が多くなって、申請者たる事業者にとって手続が煩雑になることが難しい場合もあるところであります。こうした課題があるのではないかと思つております。

この新技術等実証計画の認定、これはどういうような物差しでこの認定が行われるのかということをお伺いしたいと思いますのと、法案の十一条三項に実証計画において計画に記載される事項が規定されているわけでありますけれども、その中の一つに、実施に必要な資金の額及びその調達方法ということも定められております。そういうことを加えて、事業者の経営状態やガバナンス体制の確認まで踏み込んだ検討も必要ではないかなとも考えるところでありますけれども、御見解をお伺いします。

○浜野喜史君 次に、革新的事業活動評価委員会についてお伺いをしたいと思います。

○浜野喜史君 まず、評価委員会に属させられた所掌事務として四項目が挙げられておりまして、そのうちの一つとして、その他の政令で定める事項というものがござります。

衆議院の質疑におきましては、その他の政令で定める事項は何なのかという問い合わせをしておりまして、その他の政令で定める事項といふものがござります。

○浜野喜史君 まず、評価委員会についてお伺いします。

○浜野喜史君 まず、評価委員会は内閣総理大臣を通じて主務大臣に対して必要な勧告を行ふことができるというふうにされております。

○浜野喜史君 まず、勧告を行つた場合でありますけれども、評価委員会は内閣総理大臣により構成することを予定をしておりますが、迅速かつ円滑な評価を行つ観点から、適切な規模といたしたいと考えております。

を速やかに公開することにより、議事内容の透明性を確保するといったような御答弁をいただきました。その上でなんですかそれども、その委員会内の議論に加えて、主務大臣から意見を求められたときのやり取りとかそういうことも公開されるということだろうなというふうに推察するんですけども、御説明をお願いいたします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 評価委員会の議論のほか、主務大臣の委員会に対する意見聴取や事業者の申請など、新技術等実証制度の計画認定のプロセスにおいて作成された文書につきましては、公文書管理に関する法律上行政文書に該当するものについて、公文書管理に関する法律に基づき適切に保存することとなります。また、評価委員会の議事の記録等については、営業上の秘密等を除き速やかに公開することにより、議事内容の透明性を確保することとしております。

情報公開につきましては、議事の記録以外についても、必要な手続に従つて適正に公開をしてまいりたいというふうに考えております。

○浜野喜史君 規制のサンドボックスの関係、これで最後の質問にしたいと思いますけれども、この本制度を活用して実証を行つていての場合に、当然、途中で断念せざるを得ないとか様々なトラブルも起こってくるということもあり得るというふうに思います。

この新技術等実証に係る言わばリスクについて、国の立場として事業者と参加者のリスク管理に委ねるんだということを基本として対応するということになるのか、そうではなくして、事業者に特別の支援措置をもつて新技術等実証を認めた経緯も踏まえて何らかの、何といいますか、措置を用意をしようというふうにされているのが、御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) このサンドボックスを実施する際には、まず、事業者に対していろんなサンドボックスとはいえ、縛りがまず掛かっているわけであります。期間とか場所、方法が限

定されている、そして参加する人の同意が得られているということと、そして実証実験の管理監督を行つ、こういった実証を適切に実施するために必要な措置を講ずることを求めているわけであります。

その必要となる措置をどう見るかということになります。その必要となる措置をどう見るかということになつてくるわけですが、例えば安全性への配慮が必要な場合は、その事業者が保険に加入しているかどうか、そういうこともこの必要となる措置として確認をさせてもらう場合もあり得るというふうに思っています。

主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴いた上で、こうした措置が適切に講じられていないこと、そして既存の規制法令に違反をしていることを確認の上、実証計画を認定することになるわけであります。

そして今度は、実施段階においても、主務大臣は個別の計画ごとに必要な措置がちゃんと講じられているかどうか実施状況を把握をしますし、

仮に事業者が実証計画に従つてこの実証を行つていいないと認められる場合は認定を取り消すということもあり得るというふうに思っています。

万一、このサンドボックスの実施中に発生したトラブルや事故などによって被害が生じた場合の責任や補償などについては、これは個別の事案に

もよると思いますけれども、既存の法令に基づいて判断をされるものと考えております。

○浜野喜史君 次に、事業承継等につきまして、働く者の立場でお伺いをしたいと思います。

事業譲渡につきましては、厚生労働省の検討会での議論を経て、平成二十八年九月に事業譲渡、合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針、事業譲渡等指針が策定され、一定の前進が見られたものと理解をいたしております。

しかし、労働契約の承継、労働者、労働組合などの事前協議、譲受け会社が団体交渉に応ずることに関する法的枠組みがないため、労働組合の解散を事業の譲受けの条件とすることや労働条件の限

大幅な引下げなど、労働者の雇用と労働条件に大きな影響を及ぼしている実態もあります。中には、労使関係が悪化をして組合潰しに至ったケースも散見されます。

こうした現状を見ましたときに、現状の事業譲渡等指針だけで労働者保護ルールとして十分といふふうに考えておられるのかどうか、厚生労働省の見解を伺います。

○政府参考人(土屋喜久君) お答え申し上げます。

事業譲渡におきまして労働契約を承継する場合には、労働契約の承継を予定している労働者の承諾が必要でございまして、労働者の意思に反したこと

には、労働契約の承継を認められないところございますが、厚生労働省においては、先ほど御紹介いただきました指針、これを事業譲渡等の円滑な実施と労働者の保護に資するようということで、平成二十八年の九月に策定をしております。

この指針におきまして、まず一つは、譲渡会社

等は、労働者から承諾を得るに当たっては、事業譲渡に関する全体の状況、譲受け会社等の概要、そして労働条件等につきまして十分に説明をして、承諾に向けた協議を行うことが適当であるこ

と、また二つ目として、特に譲渡会社等が労働者の労働条件を変更して譲受け会社に承継させる場合には、労働者から当該変更について同意を得ることが必要であること、そしてまた、事業譲渡に伴う労働者の労働条件などに関して団体交渉の申入れがあった場合には、譲渡会社等は当該労働組合と諒意を持って交渉に当たらなければならぬことなどを盛り込んでいるところでござります。

○浜野喜史君 次に、事業承継等につきまして、働く者の立場でお伺いをしたいと思います。

事業譲渡につきましては、厚生労働省の検討会

による企業買収の中には、投資ファンド等が資金調達目的で事業譲渡を行うということもあります。また、横暴な買手の意向次第によりまして、雇用喪失や労働条件切下げという事態も出てきております。

こうした雇用が後回しにされている現状をどのようにお考えになつておられるのか、今回の一連の改正によりまして、こうした事態が更に増えていくことになるのではないかという懸念もありますけれども、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(土屋喜久君) 投資ファンドなどの目的は必ずしも一律ではございませんで、被買収企業に対して株主としての権利を背景に、経営にどのような影響力を行使するかということについても様々なケースがあるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、厚生労働省としては、事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾、これが労働者の真意による承諾となりますように、また労働者と使用者の間での納得性を高めるといったこと等によりまして、事業譲渡等の円滑な実施及び労働者の保護ということが図られる、こういったことが重要であるというふうに考えております。

先ほど御紹介申し上げた指針に沿つた対応がな

なケースが想定されるために、対象となる事業譲渡の範囲や定義の確定が困難で法的安定性を害するといったような御指摘もあつたところでございまして、慎重な検討を要するものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、厚生労働省としては、先ほど御紹介申し上げた指針に沿つた対応がなされるよう、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

○浜野喜史君 昨日の本会議でもほぼ同様の御答弁をいたしましたということだと思いますが、ちょっととまたこれは後ほど触れさせていただきます。

更にお伺いいたしますけれども、MアンドA等による企業買収の中には、投資ファンド等が資金

調達目的で事業譲渡を行うということもあります。また、横暴な買手の意向次第によりまして、雇用喪失や労働条件切下げという事態も出てきております。

○浜野喜史君 昨日の本会議でもほぼ同様の御

答弁をいたしましたということだと思いますが、ちょっととまたこれは後ほど触れさせていただきます。

更にお伺いいたしますけれども、MアンドA等による企業買収の中には、投資ファンド等が資金

調達目的で事業譲渡を行うということもあります。また、横暴な買手の意向次第によりまして、雇用喪失や労働条件切下げという事態も出てきております。

○政府参考人(土屋喜久君) 投資ファンドなどの目的は必ずしも一律ではございませんで、被買収企業に対して株主としての権利を背景に、経営に

どのような影響力を行使するかということについても様々なケースがあるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、厚生労働省としては、事業譲渡における労働契約の承継に必要な労働者の承諾、これが労働者の真意による承諾とな

りますように、また労働者と使用者の間での納得性を高めるといったこと等によりまして、事業譲渡等の円滑な実施及び労働者の保護ということが図られる、こういったことが重要であるというふうに考えております。

されるよう、引き続きの周知に努めてまいりたいと考えております。

○浜野喜史君 労働関係、もう一問お伺いいたし

ます。事業譲渡の場合、使用者たる譲渡会社だけではなく、譲受会社と事前に交渉を行うことで円滑に事業譲渡が実現できているケースもあると承知をいたしております。

しかし、譲受会社が団体交渉を拒否するケースも散見されます。不当労働行為として救済される場合もありますけれども、使用者性の認定はハーダルが高いという状況にございます。さらに、現実には、実質的な決定権を有する投資ファンド等に団体交渉を求めるとしても、使用者ではないとの理由で団体交渉が拒否され、また不当労働行為の救済も認められないケースもあります。

労働組合が労働契約の当事者である使用者以外と団体交渉を行い、労働条件等に関する問題を解決する必要性が高まってきたのではないかというふうに考えます。形式にとらわれず、いわゆる支配力説に立つて使用者性を判断する枠組みが必要だと考えますけれども、厚生労働省の見解を伺います。

○政府参考人(土屋喜久君) 労働組合法上の使用者につきましては、最高裁判の判例におきまして、基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同様できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるかどうかを判断基準とする判例が確立をしているところでございまして、投資ファンドなどにつきましては、この判例を踏まえて、個々の事案に即して裁判所や労働委員会において判断をされるものというふうに考えております。

その際、投資ファンドなどについても、被買収企業に対する影響力の行使の態様によってはその被買収企業の労働組合に対する使用者性が問題となるケースもあり得るということでございますので、具体的な事例における実態に即して判断がなされるものというふうに考えております。

○浜野喜史君 労働関係はこれで終わりますけれども、一つ資料要求させていただきたいと思います。

先ほどお伺いいたしました事業譲渡の際の指針、働く者の側はその指針を法整備という形で転化をすべきだという主張をいたしております。それができない、困難なんだという対応であります。それとも、指針を法整備というふうに移行できなければ、どうする理由が分かる資料を委員会の方に提出をいただくように、委員長によろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○委員長(斎藤嘉隆君) 後刻協議いたします。

○浜野喜史君 生産性向上に関連いたしまして質問をさせていただきたいと思います。

我が国では、経済全体として製造業からサービス産業への構造シフトが生じており、生産性の高い製造業のウエートが減少することに伴い、国全体の生産性が押し下げられている可能性が指摘されています。また、一九七〇年以降、製造業の生産性が上昇傾向であるのに対して、非製造業の生産性の伸びは鈍いというデータもあります。

大企業、中小企業といった企業規模だけではなく、業種別といったような観点で支援策を検討していくことも重要であるというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 御指摘のとおり、サービス経済化が進展する中で、サービス業の就業者数が増加をしております。また、サービス産業の労働生産性は製造業に比べて伸び悩んでおります。この結果、サービス産業全体、ひいては日本全体の労働生産性の下押し要因となっている可能性があるというふうに認識をしております。したがって、日本の労働生産性を向上させるためにおきましては、サービス産業の労働生産性の向上が重要な課題であるというふうに認識をしております。

このため、例えば平成二十九年度の補正予算を進めるため、五百億円の予算を確保いたしま

す。この補助金で導入されたITツールの活用によりまして、サービス業等の生産性の向上につなげていきたいというふうに考えております。

また、中小企業等経営円滑化法におきましては、事業分野ごとに主務大臣が策定する指針に基づいて、業種の特性も踏まえながら、中小企業等の経営力の強化、向上を図っているところでございます。この法律に基づき、今年の二月末の時点ですで約四万九千の経営力向上計画を認定しているところであります。その業種は、製造業にとどまらず、卸・小売業、医療、介護などのサービス業も含む幅広い業種にわたっているところでございます。

○浜野喜史君 更にお伺いいたしますけれども、昨日の本会議におきましては、中小企業は大企業に比して従業員当たりの資本ストックが少ないこととも生産性低迷の要因となっているとの答弁がございました。しかし、日銀短観の様々な数字を見てみると、設備は不足しているんだけれども、一方で資金繰りも悪くないというふうに中小企業は回答されているという状況でございます。

こういった中で、中小企業の設備投資が進まない要因についてどのように分析されておられるのか、説明をお願いいたします。

○政府参考人(吾郷進平君) 中小企業の設備投資につきましては、穏やかな増加傾向にあるわけでございまして、投資ファンドなどにつきましては、この判例を踏まえて、個々の事案に即して裁判所や労働委員会において判断をされるものというふうに考えております。

その際、投資ファンドなどについても、被買収企業に対する影響力の行使の態様によってはその被買収企業の労働組合に対する使用者性が問題となるケースもあり得るということでございますので、具体的な事例における実態に即して判断がなされるものというふうに考えております。

ると考えております。また、中小企業の経常利益は過去最高水準にあるものの、赤字など厳しい経営環境に置かれた企業も相忯に存在しております。

そのため、事業承継の促進あるいは赤字企業も含めた中小企業の設備投資の促進が重要と考えております。おりまして、今回の法案でも、自治体の御判断により固定資産税をゼロにする制度を新たに導入するとともに、MアンドAを含めた親族外承継に対する税制、金融等の支援措置の創設によりまして事業承継を後押しすることとしているところでございます。

○浜野喜史君 生産性関連について更にお伺いいたしますけれども、生産性につきましてはこれまでますけれども、生産性につきましてはこれまで国内外において様々な研究が蓄積されてきておりまして、有形固定資産への投資に加えて、研究開発や教育訓練といった無形資産への投資が重要であるとの研究結果が蓄積つつあるというふうに承知をいたしております。私もそうであろうなどいうふうに思います。例えば、日本がこれまでIT投資を推進してきたにもかかわらず生産性向上につながらない背景には、人材への投資が進んでいないからであるとの指摘もあります。

今回の法整備におきまして、そういう点につきましてどのように配慮をされておられるのか、見解をお願いいたします。

○政府参考人(吾郷進平君) 先生御指摘のとおり、生産性を向上させていくためには、設備投資のみならず、人材投資による経営者や従業員の能力向上も重要であると認識しております。

中小企業における人材投資につきましては、本法案の直接的な措置としては盛り込んではおりませんけれども、平成三十年度の税制改正に盛り込まれました中小企業向けの所得拡大促進税制においては、教育訓練費を前年度に比べて一〇%以上増加させ、賃金を二・五%以上増加させた場合には、給与等支給額の前年からの増加額の二五%を法人税から控除する、通常の税額控除の割合

は一五%でござりますので一〇%上乗せしているわけでございますが、そうした税制措置。あるいは、二十九年度補正予算におきまして、中小企業などで働く経営者、管理者候補向けのリカレント教育といたしまして、ITリテラシーや生産現場におけるマネジメント技術など、中小企業で求められる専門知識等の講座を提供する事業を考えております。

また、中小企業等経営強化法におきましては、業種ごとに生産性向上に知見がある組織を事業分野別経営力向上推進機関として認定をいたしまして、この組織が人材育成を行う場合には厚生労働省の助成金による支援を行うという制度もござります。

また、厚労省におきましては、中小企業・小規模事業者が行う社員訓練につきまして、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する助成金等によつて人材育成の促進を図つているものと承知しております。

こうした法律、税制、予算などあらゆる施策を総動員しまして、人材投資の促進も図りまして、生産性向上を図つてまいりたいと存じます。

○浜野喜史君 中小企業の設備投資促進の税制優遇についてお伺いいたしますけれども、一つは、ころころその制度を変更し過ぎんじゃないかということについてどう考えるのかということ。そして、自治体の対応もなかなか大変じゃないかなというようなことを推察するんですけれども、どういう対応を考えておられるのか、御説明を願います。

○政府参考人(吾郷進平君) 先生御指摘のとおり、生産性向上特別措置法案に基づく支援策が創設されることに伴いまして、現行の中小企業等経営強化法の特例につきましては、この特例措置が創設されましたおとどしの三月に定められた終期でござります平成三十年度末をもつて終了することとなつております。このような特例措置につきましては、適用期限が定まつてゐるもののが大半でございまして、期限期間内における

施策の効果検証を行ひながら、適用期限やスキームを見直すことでより良い税制していくという形になつております。

この制度に入れ替わるわけでございますが、両制度の違いあるいは併存する期間の対応などにつきまして、事業者の皆様あるいは自治体の皆様に丁寧に御説明するなどして、負担にならないよう配慮してまいりたいと考えておるわけでござります。

それから、自治体の手続の負担についてのお尋ねがございました。

現在、この固定資産税をゼロにする特例につきまして、全自治体の約八六%となる千四百九十二の自治体が固定資産税をゼロにするという回答を私どものアンケートに対してなさつてあるわけでござります。全市町村が基本計画を策定する予定の都道府県も十四ほどございまして、小規模の自治体だからといって全く対応できないということではないとは思うわけでござりますけれども、他

述べておられました。

そこでお伺いしますが、アメリカとの間では、

総理がおつしやるよつに、TPPへの参加を求める

などの様式を提示する、あるいは不明な点がある

場合には個別の相談に応じるなど、小さな自治体

でも円滑に対応できるよつ丁寧な対応に努めてま

りたいと考へております。

○浜野喜史君 これで最後にしますけれども、昨

日の本会議の質疑で、現時点では本措置を導入し

ないと回答している自治体もあるというような大臣の御答弁があつたかというように承知をいたしました。

○大野元裕君 力強い御回答ありがとうございます。

鉄鋼、アルミニウムに関するアメリカの通商拡大法二百三十二条、これ前回議論させていただきました。日本の鉄鋼、アルミニウムがアメリカの安全保障に脅威を及ぼすことはないと理解を求めるという大臣の御答弁も当時ありました。大臣はまた、WTOのルールに基づく、あるいは申し上げることはしつかりと申し上げるとも本委員会で述べられておられました。

そうであれば、我が国は最大限を最大化するとい

うお立場から、この委員会で答弁されたとおり、

日本側としては、二百三十二条の我が国鉄鋼、アルミニウム輸出への適用は不適切だと、これ述べられま

した。そして、WTOとの関係を含め必要な対応を検討しているというふうにアメリカ側に明確に

お伝えになられたということでよろしいですね。

○國務大臣(世耕弘成君) この二百三十二条が日本に適用になつてゐることに関しては、ア

冒頭、通告しておりませんが、大臣にお伺いをいたします。

今朝入つてきた日米首脳会談に関する報道ですけれども、総理はアメリカにおける会見で、自由公正かつ相互的な貿易取引のための協議を開始していくと述べる一方で、TPPが日本にとつて最善と考え、その立場で議論に臨むと述べられた

由です。

大臣、所信でもおっしゃられておられました、あるいは五日の本委員会での小生の質問に対しても、高いレベルの貿易・投資ルールを日本でしっかりと作つてそれを世界に広めていくというふうに述べておられました。

そこでお伺いしますが、アメリカとの間では、

総理がおつしやるよつに、TPPへの参加を求める

などの様式を提示する、あるいは不明な点がある

場合には個別の相談に応じるなど、小さな自治体

でも円滑に対応できるよつ丁寧な対応に努めてま

りたいと考へております。

○國務大臣(世耕弘成君) そのとおりだというふうに思つております。

○大野元裕君 力強い御回答ありがとうございます。

そこでお伺いしますが、こちらの、本題の法案の方に入らさせて

いただきたいと思ひます。

まず、先ほど米お話、議論になつていてお伺いをいたしました規制のサンドボックスについてお伺いをいたしました。

○國務大臣(世耕弘成君) そのとおりだと思つて

います。

さて、こちらの、本題の法案の方に入らさせて

いただきたいと思ひます。

まず、先ほど米お話、議論になつていてお伺いをいたしました規制のサンドボックスについてお伺いをいたしました。

○國務大臣(世耕弘成君) そのとおりだと思つて

います。

さて、こちらの、本題の法案の方に入らせて



他方で、衆議院の参考人質疑でも指摘がありましたけれども、いわゆるシェアリングエコノミーの分野についてもこれが想定されているのではないかという話がありました。このシェアエコ業界に対する規制緩和については、我々、最も印象が強く残っているのは、三月にウーバー・テクノロジー社がアリゾナ州において自動実験運転やつていたら人身事故を引き起こしたと、これは悲惨なものでありました。これを想起する必要があると思っています。参加者が納得済みで、ある意味インフォームド・コンセントのような形で参加する、そういう範囲内であれば、実は自己の法益内の、つまり金銭で解決できる、こういった被害、これがほかの国々のケースだと思います。ところが、取りあえずやってみようはいいんです、お金で解決できる場合はまだですよ。もちろん、お金が失われることも良くはないです。しかしながら、これが人の命に関わるような規制緩和を取りあえずやってみようかということであれば、それはやはり無責任になると思っています。なおかつ、これらいわゆるシェアエコビジネス、ライドシェアみたいなものがそうですねけれども、参加する者を時には不適切に安い労働単価となる契約で、かつ責任もその者に押し付けるなどビジネスモデルも存在すると言われています。その中では、我が国での規制のサンドボックスはフィンテックより広げるわけですから、金銭で解決できない、より多様な被害が出る可能性、最悪の場合には人命に関わる可能性も大いにあり得ると私は理解しています。

そこで大臣、是非これも御提案なんですかとも、事業者が現に自己の範囲内で責任を取れるもののみの緩和は、これはまだ分かる。しかしながら、安全や労働に関する規制については原則除外すべきではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) これは、今回の法律の立て付けとしては、事業分野をあらかじめ限定しているわけではありませんので、安全や労働に関

する分野での実証でも、制度上は申請いただっことは可能になつております。ただ、当然、実証を行つてたって生命や身体の安全がもう最重要であるということは、これは言うまでもないわけでありますとして、この制度では、ですからこそ、事業者に対し、期間、場所、そして方法を限定、参加者の同意を得ること、そして実験の管理監督を行うことなど、実証を適切に実施するために必要な措置を講ずることを求めているわけであります。

仮に安全や労働に関する実証について申請があつた場合、安全や労働に関する規制を所管する主務大臣が、こうした措置が適切に講じられてゐるかどうかも含めてこれらの規制法令に違反するものでないことを確認の上、実証計画を認定するかどうかの判断、それそれそのときの判断だと思いますが、当然、安全とか身体上の問題ということは優先で判断基準の中になつてくるんだろうと思つております。

○大野元裕君 確認しますけれども、今、合意がある者が入つても、労働なんかの場合には、比較的弱い立場の人たちというのは、当然その合意をせざるを得ない状況というのも出てくるわけですね。あるいは、安全の場合は、本人が合意したからといって命まで取られるとは本来思つてないわけですから、やはりそこの規制というものについては、先ほどおつやられたとおり、優先してなされるということは、安全や労働に関する規制はサンドボックスでは原則緩和されないといふことによろしいですね。

○国務大臣(世耕弘成君) それは、最終的には計画の認定のときに判断されると思いますけれども、この規制法令に違反するものでないということをこれ主務大臣が確認する過程において、まさに労働とか安全に関する規制と適合しているかどうかのチェックが行われることになるんだろうと思います。

○大野元裕君 適合しているかのチェックというのは、要するに、そこは規制の緩和の外にあるというふうに理解をしますが、確認です。

○国務大臣(世耕弘成君) あくまでも、主務大臣によつてこの規制法令に適合しているかどうかの確認が行われるということだと思います。

○大野元裕君 それが、一番最初に話申し上げましたけれども、行政の信頼が揺らいでいますから、そこは明確に言わないと、私、今特にこういった時期においては信用できなくなってしまうというふうに思いますよ。

する分野での実証でも、制度上は申請いただっことは可能になつております。ただ、当然、実証を行つてたって生命や身体の安全がもう最重要であるということは、これは言うまでもないわけでありますとして、この制度では、ですからこそ、事業者に対し、期間、場所、そして方法を限定、参加者の同意を得ること、そして実験の管理監督を行つすことなど、実証を適切に実施するために必要な措置を講ずることを求めているわけであります。

大臣の方からおつやられた言葉の中に、万が一事故があつた場合には既存の法令に基づいて対処されますというお言葉がありました。これは、既存の法令は当然規制があつて、それでもなおかつ起きた場合の既存の法令です。今回この規制が取り扱われて、その場合に同じ法律で対応されるというのは、私はちょっとどうかなと思うところもあるんです。他方で、おつやるよう、サンドボックスの必要性は分かっています。したがつて、そこの、どこで線引くかというのは、我々、安全やあるいは自己の財産やあるいは生命、労働、こういったものについては当然気になるわけですが、少なくとも労働と安全について規制については、それはサンドボックスの対象にならない。改めて伺いますけど、いかがですか。

○国務大臣(世耕弘成君) それは、最終的には計画の認定のときに判断されると思いますけれども、この規制法令に違反するものでないということをこれ主務大臣が確認する過程において、まさに労働とか安全に関する規制と適合しているかどうかのチェックが行われることになるんだろうと思います。

○大野元裕君 いいえ。最終の報告についてはほとんどの国々で、インドネシア以外かな、求めて実施状況について報告を求める規定をしっかりと盛り込んでいるところでございます。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 今回の法律におきまして、主務大臣が事業者に対して新技術等実証の実施状況について報告を求める規定をしっかりと盛り込んでいるところです。

○大野元裕君 なぜ我が国はモニタリングや定期的な報告を法制度化していないんですか。

○国務大臣(世耕弘成君) 今回の実証制度では、主務大臣が事業者に対して新技術等実証の実施状況について報告を求める規定を設けています。これに基づいて、個別計画に記載された実証内容や実証プロセスについては、これはもう運用上定期的に、また必要に応じて主務大臣が事業者に報告を求める予定です。

○国務大臣(世耕弘成君) 認定に当たつて規制法令に違反するものでないということを確認をするといふことは、通常タクシーに課されている規制つてありますから、もうそれに尽きるんだというふうに思いました。

○大野元裕君 規制法令ではなくて、その規制が課されている、例えばライドシェアなんかの場合には、通常タクシーに課されている規制つてありますよね。それは当然、安全に関わるものもあれますよ。

ちょっとと一歩進めますけれども、これ幾つかの制度を拝見しました。イギリスのFCAのような場合、これはファインディングのもちろん対応ですけれども、には、モニタリングあるいは定期的な報告が義務付けられています。これは、モニタリングについては国によつても違うんです。シンガポールなんかの場合には、事業者側がそのモニタリングをして、それはただし計画として承認されなければいけないんですけど、イギリスなんかの場合は継続的なモニタリングが行われることになります。

他方、これは私読む限り、我が国ではサンドボックス制度を適用される事業者の定期報告やモニタリング、法制化されていませんね。なぜですか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) して、主務大臣が事業者に対して新技術等実証の実施状況について報告を求める規定をしっかりと盛り込んでいるところです。

○大野元裕君 いいえ。最終の報告についてはほとんどの国々で、インドネシア以外かな、求めて実施状況について報告を求める規定をしっかりと盛り込んでいるところです。

○国務大臣(世耕弘成君) なぜ我が国はモニタリングや定期的な報告を法制度化していないんですか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 今回の法律におきまして、主務大臣が事業者に対して新技術等実証の実施状況について報告を求める規定を設けています。これに基づいて、個別計画に記載された実証内容や実証プロセスについては、これはもう運用上定期的に、また必要に応じて主務大臣が事業者に報告を求める予定です。

○国務大臣(世耕弘成君) 認定に当たつて規制法令に違反するものでないということを確認するといふことは、通常タクシーに課されている規制つてありますから、もうそれに尽きるんだというふうに思いました。

○大野元裕君 規制法令ではなくて、その規制が課されている、例えばライドシェアなんかの場合には、通常タクシーに課されている規制つてありますよね。それは当然、安全に関わるものもあれますよ。

○大野元裕君 済みません、私の質問に答えていません。なぜ法制化していないんですか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 今回の規制のサンドボックス制度におきましては分野を限定をしておりませんし、申請される計画、プロジェクト、実証の内容も様々であるうとうふうに考えております。主務大臣がそれぞれの実証の内容に従つて適切な頻度及び内容について報告を受けられるよう、包括的に実施状況について報告を求める規定を設けているところでございます。

すなわち、回数を限定しておりませんので、必要なだけ報告を設けることが可能になるわけでございます。

○大野元裕君 おかしいですね。今回は我が国の場合には多様な分野に適用する、だから設けられないんじやなくて、今までのものを広げてリスクが広がるんだから当然法制化してしかるべきじゃないですか。その答弁は私は全く納得ができませ

ん。なぜ適用する分野を広げるのに法制化しないんですか。もう一度答えてください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 回数であるとか頻度であるとか、そういうことを具体的に規定をしてしまって、それぞれの計画、実証に適合した報告微収ができるなくなるというふうに考えており、むしろ包括的に主務大臣が事業者に対して報告を求めるという規定を置き、しかも、これは罰則で担保しておりますので、そういうことをもつて実証の内容に応じた適切な報告を求めてこととしているところでございます。

○大野元裕君 なぜモニターもしていないのに適切な報告があるか、きちんとできているかどうかは分からなかつた、あるいは分かつた場合に報告を求める規定があるけど、モニタリングしてないじやないですか。モニタリングは法制化されていません、イギリスでは。日本では法制化されません。だとすれば、放置しちゃつたらそのままじゃないですか、事故が起きるまで。ちなみに、イギリスの場合にはこう書いてあり

ます。それぞれのイノベーションのデイベロップメント段階においてそれをしっかりと見ていくと、いうことでモニターをするということにファインテックでもなつていてるんです。

広げるんですよ。で、モニターしていなくて、でも求める権限があつて罰則がある。これ全然矛盾していませんか。だったらモニターをきちんととするとか、あるいはモニターしないんだつたら定期的にやるとか、そういった制度をつくらなければ、これ適用の範囲を広げるんですから、先ほど申し上げたように、自分の財産を失うだけではなくて命まで失われる可能性がある、可能性ですけどね。

そういうものについて広げていくわけですから、これは慎重に政府とてきちんととした規則を定めないと安心してこれできないし、仮にそれが結果が出てきても、モニターもしていませんでした、定期的報告もなかつたです、でも最後に、最初に想定した設定に従つて報告が出てきて、ああ、よかつたですね、規制緩和しましようど、こんな程度でいいんですか。もう一度答えてください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) モニターとその報告との違いを我々、余り区別をせずにちょっとお答え申し上げているかもしれません。どういうふうに実証を行つているのかといふことになりますし、また、計画を認定するに当たつて条件を付けるという、計画認定の際の条件としてこのような形でモニタリングをすることといふこともあり得ると思います。

○大野元裕君 そうした辺りを、今後、実施計画を定めてまいりますので、そうした辺りでモニタリング、適正なモニタリングがなされるよう明確にしてまいりたいと考えております。

○大野元裕君 済みません、質問にまず答えてください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) この実施状況について報告を求めるという規定の中でモニターをし得るものと考えております。

○大野元裕君 何でそうやって適当な答弁するん

ですか。報告とモニターは違うでしょう。報告はそのとおりです。私、先ほどから申し上げている

とおり、報告の規定はある、最終的な。それから、定期的な報告の規定、モニターの規定。

イギリスの場合、ちょっと、もう確実に局長御存じだと思いますけれども、イギリスの場合には、事業者とFCAで事前に実験の範囲や成果の指標、報告の方法、利用者の保護措置を協議、決定するんですつて。これに従つて継続的にモニタリングを行う、これ、モニタリングを行う項目まで決まっているんですよ。

ここの場合には報告を、最終報告は書いてあります、おっしゃる通りです。ところが、報告を求めるともできる。でも、報告を求めるために

は、ある程度何について我々が見えていて、何がおかしいから報告しなさいとやらなきやしようがないじゃないですか。モニターと報告を混在していませんか。

もう一度聞きますが、先ほどの質問に戻ります。そこにモニターと書いてあるんですか。報告を求めるともできる。でも、報告を求めるために

モニターはこの条文に基づいて求めるといふことになりますし、また、計画を認定するに当たつて条件を付けるという、計画認定の際の条件としてこのような形でモニタリングをすることといふこともあり得ると思います。

○委員長(斎藤嘉隆君) 速記を止めください。  
〔速記中止〕

○委員長(斎藤嘉隆君) 速記を起こしてください。

○大野元裕君 済みません、質問にまず答えてください。

○大野元裕君 報告とモニターは一緒ですね。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 私ども、報告という中で、今どういう形で実証を実施をしているのか、その実施状況について報告を求める想定をしておりまして、それが、先生がおっしゃつ

てあるモニタリングに相当するものも含まれるというふうに理解をしておりますけれども、もし報告とということで読み得ないものがあるということであれば、そこは実行計画の基本方針の中でそのようなことも見えるということを明確にしていただきたいと考えております。

○大野元裕君 駄目だよ、適当な答弁しちゃ。モニターと報告は、どこに、辞書でもいいですよ、前例の法文でもいいですよ、同じ意味で使っていいものがあるなら今持ってきてください。違うんなら違うで立法者の意思として説明するべきであるし、適当な答弁しちゃ駄目ですよ。モニターと報告はどこが一緒なんですか。監視するのと報告って一緒ですか。

○大野元裕君 どうぞ、時間止めていただいて、辞書でも結構です、前例の文章でも結構です、法文でも結構です、モニターと報告が同じものが前例があるなんなら持つてきてください。

○委員長(斎藤嘉隆君) 速記を止めください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 報告を求めることができるという規定を設けておるわけありますけれども、この報告の中において、実施状況についての報告を求めるということは、まさに実証の実施状況を監視することができるというふうに考えております。

○委員長(斎藤嘉隆君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 報告を求めることができるという規定を設けておるわけありますけれども、この報告の中において、実施状況についての報告を求めるということは、まさに実証の実施状況を監視することができるというふうに考えております。

○政府参考人(糟谷敏秀君) その結果、適切に実施されていないと判断される場合などにおいては認定計画を取り消すという規定も置いておりまして、この報告の結果に基づいて実証の途中で認定計画を取り消す規定も置いているところでございます。

○政府参考人(糟谷敏秀君) その意味で、辞書の上でモニターと報告という

のは、厳密に、ちょっと今手元にありませんが、違うのかもしれません、この法律における報告においては、実証を実施している実施状況をモニターする、監視をするということを含んで理解をしているところでございます。

○大野元裕君　まだ言います。おかしいよ、それ。局長、だつて、先ほどおっしゃったじゃないですか、ここには入つていないけど、これからモニターを入れ込んでいく、そういういた計画にしていくということもあり得ると思いますって、入っていないということじゃん、だつたら、最初から。入っているんだつたら、そんな、これから入れますという話じゃないでしよう。

そこは法律ですから、しかも、ここで答弁したことは、國民や、これから事業者の方々に適用されることですから。取消しの権限があることは分かっています、報告を求めることが分かります、だけど、モニターつて入つていないです。私は、さつきも言うとおり、この制度自体は評価しているし、個人的には賛成なんです。というか、党としても賛成しますよ。だけど、そこはきちんと明らかにした上で、運用でモニターで入れるなんなら立法者の意思としてここできちんとやる必要があると。大臣、じゃ、答えてください。

○国務大臣(世耕弘成君)　少し諸外国のいろいろ規制の考え方と違うのかも分かりませんけれども、我々は、報告を受けて、そしてその報告をはいそうですかと受け取るわけではなくて、それで実行計画どおりきちんとやれているかどうか、こちらも能動的にチェックをするということなんだと思います。

今委員の御指摘は傾聴に値するところもあると思いつますから、その計画の中に、そもそも何らかの形できちっとモニターできるような枠組みも運用上入れていくことはしっかりと検討していくたいと思います。

○大野元裕君　大臣がそこまでおっしゃいますからこれで矛を收めますけれども、是非、法律に書

かれていること、それから立法者の意思、國民に分かりやすい答弁、これは我々國民を代表してここで議論していますから、そこは是非御留意をいただくとともに、もう一度、済みません、局長にお伺いしますけれども、モニターを今後どういう形で活用していくか、運用していくかについて、明確に整理して御答弁ください。

○政府参考人(糟谷敏秀君)　実証を実施している過程におきまして主務大臣が報告を求めて、その結果によつて適切でない場合、すなわち、認定計画に基づいて実施されていないと判断されるような場合には認定計画を取り消すという形で活用していきたいというふうに思います。

それで、報告を求めるというのは、報告を求めたところで報告が来るということではありますけれども、あらかじめ計画を認定する段階で、このようないタイミングでこのように報告をしなさいというようなことを条件を付けるということを考えられるわけでありますので、そうした辺りについては実施の計画においてしっかりと明確にしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○大野元裕君　是非よろしくお願ひいたします。

ただ、いずれにしても、今の段階では、先ほど申し上げたように、範囲を広げたと、そこでの限定の問題、それから今のモニターや報告の問題等ありますので、少なくとも今お伺いする限りでは、この制度は私いことだと思っていましたけれども、それを規制を今度緩和していく段階についても、それは、やはり国会としては慎重に考えざるを得ないといふふうに思つております。

定の問題、それから今のモニターや報告の問題等

では、この新しい経済政策パッケージでは、二〇二〇年までに二〇一六年比で例えれば日本の設備投資額を一〇%増加させると言つています。設備投資に関する施策といふものは、二〇一八年からやつてあるようなものもありますけれども、今回の法案の中に含まれて、中小企業に関するものがあります。本法律が施行されると、この一〇%の目標の中での程度これは貢献することになるでしようか、教えてください。

○国務大臣(世耕弘成君)　今御指摘のとおり、生産性向上特別措置法案において、データの共有、連携のための設備投資を促進するため、革新的データ産業活用計画の認定制度を創設して、I-O-T投資に対する減税措置を講じます。

また、中小企業・小規模事業者の設備投資を強

する革新的事業活動実行計画では、ものづくり補助金や賃上げや設備投資に真に積極的な企業に対する思い切り税負担を下げる措置など、予算や税制も含めて生産性向上のための設備投資を促す施策を幅広く盛り込んでおりまして、各施策の目標を設定して、毎年度その進捗評価と必要な見直しを行なうことにしています。

こういった施策を通じて企業の設備投資を促進して、この日本の設備投資額一〇%を増加させるという目標の達成に貢献をしていきたいと。一〇%のうち何%かというところまでは、今数字は正直言つて持ち合わせてはおりません。ほかの施策も、これ以外の施策もあるのですから、それと合わせながら、また相乗効果のある部分もあると思つていますので、一〇%達成していきたいと思いますし、ただほつたらかすんではなくて、できる限りブレークダウンしたKPIをしつかり作つて、ここの分野ではこれぐらいの数をしつかりやつっていく、これは衆議院での審議も通して、少しだけシユボードのような形でレイヤーで指標を作つて、一つ一つの指標がきちんと相乗効果をもつていくような取組をこの法案が成立したらやつてまいりたいと考えています。

○大野元裕君　是非それは細かく丁寧にやつていただきたいと思つてますが、他方で、若干疑問なんですねけれども、中小企業の七割は営業利益が出ていない赤字企業だというふうに常々言われています。

一般論としてですけれども、赤字企業はなかなか融資も難しい。それから、赤字企業であるがゆえに、設備投資を新規で思い切つて行なうという決断を行なうことも更に難しいと私は理解をしていま

すが、ただ、こういった企業の中には、駄目な企業というわけじゃない、優秀な企業で、取組も一生懸命やつていらっしゃる、だけど、設備投資もしたけどそこまで踏み切れない、そういう企業もたくさんあります。

そう考えてくると、赤字企業であつても設備投資を促進させるような融資が例えば行われなければ

さらに、今回の法案に基づいて政府として策定

ば、日本の設備投資額が一割上昇するというものは、やっぱり九九%中小企業ですから、そういう中ではならないんじやないかと思つていてます。が、もし大臣、具体的に赤字企業に対する、赤字の中小企業に対する金融支援のスキームや支援という措置があつたら教えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(世耕弘成君) 中小企業の設備投資を促進するためには、やはり金融機関による適切な融資というのが非常に重要な手段になつてくるわけですけれども、収支が赤字である場合や、あるいは多額の設備投資を計画しているといった場合には、金融機関が、今御指摘のとおり、二の足を踏んでしまうようなケースがあるというふうに考えています。

このため、中小企業が民間金融機関から借り入れを行う際に、信用保証協会が保証を行う信用保証制度を通じて、信用力に乏しい中小企業の資金繰りを支援しているところであります。

今回の法案においても、多額の資金需要にも対応できるよう、市町村から生産性の向上に向けた先端設備を導入する計画の認定を受けた中小企業については、通常の信用保証とは別枠で最大二・八億円の信用保証融資を受けることができます。

また、日本政策金融公庫においても、例えば中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業に対して、収支が赤字であるか否かを問わないでその設備投資に対する低利融資などを実施しているところであります。

○大野元裕君 是非、これ本当に一割、眞面目にやろうと思つたら、私、赤字企業に対する対策も必要だと思いますし、前回の委員会で議論のありました商工中金なんかは実はこの辺の分野で私は可能性のあるプレーヤーだとも思つていてますので、そこは是非お願ひしたい。

その上で、中小企業庁にお伺いしますが、労働生産性に関する大企業と中小企業との当然格差はあります。その格差が逆に拡大しているという、

そういう指摘が、資料がありますけれども、これはどこにあるんでしょうか。

○政府参考人(吾郷進平君) 大企業と中小企業の生産性格差の要因の一つとして、中小企業が大企業に比べて従業員一人当たりの機械設備などの資本ストックが低いということがあるのでないかと考えておるところでございます。資本ストック

の差分を埋めるための設備投資も、中小企業における差分を埋めるための設備投資も、中小企業においてはいいことです、彼らにとつてはね。きましては大企業に比べて低水準で推移をしておりまして、こうした中、労働生産性の格差も拡大してきたものと承知しております。

このため、中小企業・小規模事業者のIT投資を含む設備投資を強力に後押しすることが重要と考えております。今回の法案でも、認定を受けた中小企業者に対しまして、自治体の判断により固定資産税をゼロにする制度、あるいはIT導入支援のためのITベンダーなどの認定制度を新たに導入していくところでございます。

また、平成二十九年度補正予算で措置をしたものが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法のづくり補助金、IT補助金なども併せて、法律、予算、税制などあらゆるツールを総動員して、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援してまいりたいと存じます。

○大野元裕君 支援の前に、きちんととした原因をやはり把握する必要があると思ってます。

おっしゃるとおり、資本ストックが低い、もちろんIT化とか、これは一つの、私も回答の一つだろうと、これは同意をいたします。他方で、中

りますけれども、ということだとすると、中小企業経営者が新規設備投資を行えない理由は自らの固定資産税の負担なんでしょうか。それとも、その前に書いてあった、少子高齢化や人手不足という将来への不安があるから、多少の、もちろん減税されるのはいいことですね。

それは、その減免はいいことなんだけど、いいことなんだけど、それ以前の問題として、少子高齢化や人手不足の問題というのが大きく横たわっているんじやないか。しかも、その資料によると、少子高齢化や人手不足、途中、ごめんなさい、省きますが、少子高齢化や人手不足を乗り越えるため、生産性の高い設備へと。

これ、生産性の高い設備にすると少子高齢化や人手不足の問題は解消するんじやうか。

○政府参考人(吾郷進平君) お答え申し上げます。固定資産税は、経営の苦しい赤字企業も含めまして、所有する資産に対して毎年課税されるものになつてゐるものと認識しております。

先ほど大臣からも御紹介させていただきましたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法に基づく固定資産税の特例につきましても、平成三十年二月末時点で四万九千者が認定を受け、新規設備投資をした者は三万四千者、対象となつたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法

にございまして、やはり企業にとって相応の負担になつてゐるものと認識しております。

先ほど大臣からも御紹介させていただきましたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法に基づく固定資産税の特例につきましても、平成三十年二月末時点で四万九千者が認定を受け、新規設備投資をした者は三万四千者、対象となつたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法

に基づく固定資産税の特例につきましても、平成三十年二月末時点で四万九千者が認定を受け、新規設備投資をした者は三万四千者、対象となつたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法

に基づく固定資産税の特例につきましても、平成三十年二月末時点で四万九千者が認定を受け、新規設備投資をした者は三万四千者、対象となつたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法

に基づく固定資産税の特例につきましても、平成三十年二月末時点で四万九千者が認定を受け、新規設備投資をした者は三万四千者、対象となつたが、平成二十八年七月に施行しました経営強化法

なるわけでございまして、そういう意味では、高齢化や人手不足といった課題に対しましても一定の効果が發揮されるのではないかと期待しているところでございます。

○大野元裕君 いや、全く私、否定していないんです。ただ、問題が、もし経産省さんが設定されてる問題意識 자체が、先ほど申し上げたように、高齢化、人手不足、働き方改革への対応だとすれば、これへの解答では必ずしもしないんじゃないかなと聞いています。

大臣に伺いますけれども、起業家にとって高齢化と意欲の有無というのはもちろんイコールではありません。お年を召していよいよが若からうが、意欲のある方は当然あります。ただ他方で、高齢化している経営者や従業員が多い中で人も簡単に雇えないようでは、将来不安というのは当然出でます。あるいは、仮に償却の期間が何年かは別としても、一定の新規の投資をしようとするのはやつぱりそれなりの中小企業にとっては負担ですから、決断が要ります。三年間の減免措置であるとしても、その先の問題も当然ある、多額の負担を抱え込むわけですから。

こういった設備投資をするためには、私、事業継承というのも別途出てきはしていきますけれども、さはさりながら、別なしレシピというのも必要ではないかと思うんです。

そこで大臣に伺いたいのは、もう時間がないのでこれ聞きますけれども、生産性革命の章において、政府は新しい経済パッケージ、生産革命のところ、二〇一八年度以降三%の賃上げを行ふといふふうに言っています。労働生産性の計算式は、もう大臣よく御存じのとおり、経営利益と人件費と設備投資を足して、それで労働投入時間で割る。そうすると、確かに人件費三%上がればこれまで満たすんじやないか、満たすんじやないかと、

そこでこれ聞きますけれども、生産性革命の章において、政府は新しい経済パッケージ、生産革命のところ、二〇一八年度以降三%の賃上げを行ふといふふうに言っています。労働生産性の計算式は、もう大臣よく御存じのとおり、経営利益と人件費と設備投資を足して、それで労働投入時間で割る。そうすると、確かに人件費三%上がればこれまで

これまで満たすんじやないか、満たすんじやないかと、要するに、これは計画自体がどうやって作るのかというので、もし政府の言うとおりであれば、労働投入時間が変わらなければですよ。

設備投資による生産性向上を通じまして、同じ

飛躍的向上を図るという、経産省さんの資料をこのまま読んでいるんですけども、と書いてあって

全企業当てはまるんじゃないでしょうかね。ちょっとそこを教えてください。

○政府参考人(吾郷進平君) 先生御指摘のとおり、この先端設備導入計画におきましては、その認定の要件といたしまして、年平均3%以上の労働生産性の向上が見込める場合ということでござります。

したがいまして、出てきた付加価値、3%増えた一人当たりの付加価値をどのように配分するのか、賃金に充てるのか減価償却費に充てるのか營業利益に充てるのかと、これは間わないわけでございまして、そういう意味では、先生のおっしゃるとおり、賃上げをする企業も当然対象になるものと考えております。

○大野元裕君 そうすると、済みません、政府の言うとおり3%の賃上げをみんながやるんだたらば、どの企業も当てはまるということになつてしまふんで、もう少し言うと、日本の中小企業九・七%、そしてさらに、小規模企業は八・七%とされています。もちろん、いろんな小規模企業あるんでしようけれども、小規模企業というのとは從業員二十人以下、商業、サービス分野では五人以下といふところで、私、埼玉の川口というところです。そこで、いっぱいそういう小さい会社あります。そういうところでは、御家族で経営されているいはプラスアルファ何人かで経営されているようなどころもたくさんあるわけですがけれども、これ、もしこの計算式に当てはめてちょっと考えると、人件費つて、これそのときの企業の決算見ながら幾らぐらいにするかなんて話にもなりかねない。

それから、労働の投入時間、これ家族でやつてますから、きちんと多分タイムカードも押していいない、でも、一生懸命やつているんですよ、そういう企業は駄目だというんじゃないんですよ、一生懸命やつていてるんです。そうすると、これ計画自体に、申請のときの計画でいかよにも小規模企業の場合にはなつてしまつのではないか、労働生産性の3%向上、これを計算式に入れ込むと

きに、減価償却費だけはきちんと決まっていますけど、あとはどうにでも、操作というとちょっと言い方悪いですけれども、ちょっとと言ひ方悪いですけど、でも、できてしまうのではないか。

そうすると、この計画自体を作るときに、地方公共団体がどのような形で正確な、小規模企業に対する労働生産性を真に向上させるような計画を担保するような指導をするんでしょうか、教えてください。

○政府参考人(吾郷進平君) この固定資産税の特例制度では、事業者の方に、市町村に認定を求める際に、通常中小企業が作成している決算書等による現状の経営状況を前提にして、營業利益や人件費等から算出される労働生産性について、それらを向上させる取組を計画に記載していくいただくわけでござります。

その計画の内容や目標の達成が見込まれるかどうか等については、税理士等の士業あるいは金融機関などを含む認定経営革新等支援機関に第三者の立場で御確認いただく、そういう運用にしようと今考えていたところでございます。加えてまた、経済産業省といたしましても、記載例や算出方法などを提示するなど、事業者の申請をサポートする予定にはしております。

ただ一方で、余り厳しく計画の正確性を求めるというような形になりますと、逆にその制度を活用する事業者が限定的になるということもございまして、例えば雇用が増加をして、結果、労働生産性が目標を下回ったようなケースに、すぐにその計画の認定を取り消すとかいうような形になりますと、これも不都合がござりますので、そうしたことのないよう、その運用に当たっては柔軟な対応をしたいと考えているところでございま

させていただいております。

今日は、正直まだ質問したかつたんですが、途中で時間が掛かってしまつて全部質問ができました。お昼休みがなくなると国会議員の労働生産性にも関わるものですから、これで質問を終えさせていただきます。

○委員長(斎藤嘉隆君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

めに、新たなIT技術を活用する、また我が国の労働生産性を飛躍的に向上させる生産性革命を実現する、これが今回の目的になつておるわけでございます。

生産性革命を実現するための柱といたしまして、今般、生産性向上特別措置法案と、また産業競争力強化法の一部改正法案、これが提出されたものと認識しておりますが、これらの法案を通じて生産性革命をどのように実現をしていくのか、この見解を伺いたい、これが一点目でございます。

そして、あわせて、この生産性向上をすることは大変有益なことだと思ってるんですが、やはり地域に根差した中小企業、特に小規模企業や小企業、こういったところが耐えられない若しくは対応できないことによって、周りはいわゆる効率化若しくは生産性向上が進んでいくんだが、自社においては人員の確保に大変な支障を来すんじやないか、若しくは生産性革命を進展することが同時に人員削減にもつながるんじやないか、若しくは新陳代謝が進んでいく中でもやはり対応困難、若しくは経営に影響を及ぼすような小さなことに関しまして質問をさせていただきます。

参議院に入りましたて、今日から実質的な審議スタートということござりますので、最初に、まず全般的なことを副大臣の方にお伺いをいたしたいと思います。

第四次産業革命が進展をいたしまして、IoT、またAIといった、いわゆるIT分野での技術革新によって社会経済構造が急速に変化をしてきております。こういったまた状況下で第四次産業革命によつて急激な変化が起こる中で、やっぱ

り我が国の産業構造の在り方、これにも大きな変化を迫るものであると思っておりますし、午前中の質問の中にも出ておりました、少子高齢化による労働人口の減少といった今我が国産業が全体的に直面している課題、こういったものを解決するチャンス、またツールにもなるんじゃないかなど考えております。こういった状況に対応させるた

めに、負の影響を及ぼすことなく、いかにこの生産性革命を推進していくのか、この点も併せて御答弁をいただけたらと思います。

○副大臣(西銘恒三郎君) 宮本委員御指摘のとおり、前段の部分ですけれども、第四次産業革命による急激な変化をチャンスと捉えるべきだと考

ております。I-O-TやA-Iなどの技術革新、この成果をフルに活用して生産性革命を実現することが重要だと考えております。

このため、去年の十二月、新たな経済政策パッケージに掲げられた生産性革命集中投資期間に合わせて、短期集中であらゆる施策を総動員して、我が国産業の国際競争力を図る基盤を固めるために、今回二つの法案を提出をしております。

具体的には、これらの法案で、第四次産業革命時代の新たな技術を活用したイノベーションを促進し、生産性の向上を図り、また、そのための規制のサンドボックス制度や革新的なデータ産業活用計画の認定制度を創設するとともに、産業革新機構の機能強化、これ、投資の機能、名称も変わつていきますけれども、事業再編の円滑化措置などを講じることとしております。これから時代は、人、物、金の要素のほかにもデータという要素が大きく関わってくるものとの認識をしております。加えまして、予算や税制を含め、関連施策を幅広く盛り込んだ実行計画を策定し、毎年進捗評価と必要な見直しを行うP-D-C-Aの仕組みを構築してまいります。

また、先生が御指摘された地域の経済、雇用を支える中小・小規模事業者におきましても、この大きな第四次産業革命の流れの中に取り残されることがないように、生産性革命を実現していくことが重要だと考えております。このために、今一般的、自治体の判断によりまして固定資産税をゼロとする新たな制度を創設して、設備投資の強力な後押しとしてまいりたいと考えております。

さらには、事業によつては、この会社にとって必要でない部分が別の会社にとって重要な部分というところも出てまいりますので、そういう部分も含めて、MアンドA等によって親族以外の方が事業承継ができるような、そういう体制も経営支援体制の強化などの措置として取り組んでまいります。

この二つの法案の着実な施行によりまして、中

小・小規模事業者を含めた生産性革命の実現に万全を期してまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

やはりこのことが雇用を軽んじるような政策になつてしまわないように、やはり大企業、中小、小規模それぞれにしっかりと目くばせをしながら運用また実施をしていただけたらと思いま

す。

関連してですが、人工知能、I-O-T、第四次産業革命が進む中で、世界的規模で技術革新が起

こつております。

年、世耕大臣、コネクテッドインダストリーズを打ち出しまして、これを中心にいろいろな政策を今具現化されると認識をしております。このコネクテッドインダストリーズに関しましては特

別な税制措置もあると認識しておりますが、確認しましたら、最低投資合計額が五千万円、最低で

す、最低の投資合計額が五千万円です。中小企業

の利用が多いかというと

やはりこのクラスにな

ると、なかなかこれを利用、活用できる中小企業

というのは限られてくるんじゃないかな。

その意味においては、中小企業にとってこのコネクテッド

インダストリーズというものは果たしてどういう

存在になるんだろう、このことに少し疑問であつ

たり、若しくは政府の見解を求めてお

ります。

当然、中小企業においても、データの利活用、

またデータ連携等を促進していくことは重要であ

ります。ただ、やはり大企業を中心でこのことが進

んでいくのではないかという懸念もありますし、

一つは拡充をした。その中に、複数の中小企業が

データ、情報を共有して生産性向上を目指す取組

を支援するために新しい類型を設けております。

企業間のデータ活用型の補助類型を今回創設をし

て、データ連携を進めていこうということが一

つ。

二つ目でございますけれども、今度は中小サ

ビス業、念頭にございますが、I-T化を進めるた

めに、平成二十九年度の補正予算で五百億円を確

保いたしまして、今のところ約十三万者を予定し

ておりますけれども、そこを支援しよう。

その際、その中小サービス業がI-T化を進めるのに

また、コネクテッドインダストリーズ進めないと

考えていても、やはり先ほどの金額じゃないです

けれども、中小企業、小規模企業になつたら、そ

のメリットが十分に理解できない、若しくはI-T

化を進めていく上でも資金的になかなか対応でき

ない。いろいろな形での動きそのものに、先ほ

ど質問にも重複しますが、この動きそのものに

置いていかれる、そういう中小、小規模も出て

きてしまふんじやないか、このように懸念すると

ころでございます。

グローバルな産業戦略であるこのコネクテッドインダストリーズ、大企業だけじゃなくて中小企業にも広げていく、特にそのメリットと参画を促していく手法、これについてどのようにお考えか、是非お聞かせをいただけたらと思います。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げま

す。

コネクテッドインダストリーズは、御指摘のよ

うに、データがつながっている、こういう状況の

中でグローバルな勝ち筋をつくるということです

けれども、一方で、同時に、人手不足の解消であ

るとか、あるいはI-T化を進めた中小企業にも

そのメリットがあるようなどいうのは御指摘のと

おりでございます。

具体的には、このコネクテッドインダストリ

ーズの実現に向けた中小企業の支援といたしまし

て、例えば平成二十九年の補正予算、ものづく

り・商業・サービス補助金、これ一千億円にまづ

一つは拡充をした。その中に、複数の中小企業が

データ、情報を共有して生産性向上を目指す取組

を支援するために新しい類型を設けております。

企業間のデータ活用型の補助類型を今回創設をし

て、データ連携を進めていこうということが一

つ。

二つ目でございますけれども、今度は中小サ

ビス業、念頭にございますが、I-T化を進めるた

めに、平成二十九年度の補正予算で五百億円を確

保いたしまして、今のところ約十三万者を予定し

ておりますけれども、そこを支援しよう。

その際、その中小サービス業がI-T化を進めるのに

また、コネクテッドインダストリーズ進めないと

考えていても、やはり先ほどの金額じゃないです

けれども、中小企業、小規模企業になつたら、そ

のメリットが十分に理解できない、若しくはI-T

化を進めていく上でも資金的になかなか対応でき

ない。いろいろな形での動きそのものに、先ほ

ど質問にも重複しますが、この動きそのものに

置いていかれる、そういう中小、小規模も出て

きてしまふんじやないか、このように懸念すると

ころでございます。

た。ここでノウハウ、成功事例を横展開していく、たいと、こういう仕掛けもつくつております。いずれにいたしましても、コネクテッドインダストリーズの実現に向かまして、中小企業の支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

○宮本周司君 今御説明いただいたように、例え

ばそういったコネインによりまして様々な企業が

データを介してつながっていく、でも、つながれ

ばつながるほどやはりサイバー攻撃の脅威、こう

いった機会も広がっていくんじゃないかなというこ

とも懸念されます。ですから、そういう意味にお

きましては、このサイバーセキュリティ対策、

ここも重要ななると思っております。

このサイバーセキュリティ対策、

その脅かす手口といいますか、高度化していつ

いると思いますし、具体的にどんな局面でどうい

う対策を打てばいいかこのことに関しまして

は、やはりなかなか専門機関とか専門部署を置け

ない中小企業が対応するには限界があるんじゃない

か、このように心配をするところでございます。

我が国全体として、このコネインの推進と併せ

まして中小企業も含めたセキュリティ対策、こ

れを講じていくことが必要と考えますが、その点

に関しましてはどのように今お考えでしょうか。

○副大臣(西銘恒三郎君) 宮本委員御指摘のよう

に、コネクテッドインダストリーズという概念で

様々なつながりができるけど、一つは、そのつながり

が広がれば広がるほど、悪意のある者にとっては

サイバー攻撃のチャンスがそれだけ広がってい

ます。このため、コネクテッ

ドインダストリーズの推進とサイバーセキュリ

ティーの対策の強化は表裏一体、一体化して推進す

ることが必要だと考えております。

このようないい認識の下で、経産省では、これま

でに中小企業が優先的に取り組むべきセキュリ

ティー対策などを示したガイドラインの作成や、

このガイドラインに基づく対策を実施してい

るこ

と促進したいと。ついで、

二つ目でございますけれども、今度は中小サ

ビス業、念頭にございますが、I-T化を進めるた

めに、平成二十九年度の補正予算で五百億円を確

保いたしまして、今のところ約十三万者を予定し

ておりますけれども、そこを支援しよう。

その際、その中小サービス業がI-T化を進めるのに

また、コネクテッドインダストリーズ進めないと

考えていても、やはり先ほどの金額じゃないです

けれども、中小企業、小規模企業になつたら、そ

のメリットが十分に理解できない、若しくはI-T

化を進めていく上でも資金的になかなか対応でき

ない。いろいろな形での動きそのものに、先ほ

ど質問にも重複しますが、この動きそのものに

置いていかれる、そういう中小、小規模も出て

きてしまふんじやないか、このように懸念すると

ころでございます。

○宮本周司君 今御説明いただいたように、例え

ばそういったコネインによりまして様々な企業が

データを介してつながっていく、でも、つながれ

ばつながるほどやはりサイバー攻撃の脅威、こう

いった機会も広がっていくんじゃないかなというこ

とも懸念されます。ですから、そういう意味にお

きましては、このサイバーセキュリティ対策、

ここも重要ななると思うております。

このようないい認識の下で、経産省では、これま

でに中小企業が優先的に取り組むべきセキュリ

ティー対策などを示したガイドラインの作成や、

このガイドラインに基づく対策を実施してい

るこ

と促進したいと。

ついで、

さらには、今後三年間でI-T化などを中心とし

た中小サービス事業者の生産性向上をするため

に、百万者規模で推進していくために、関係省庁

や支援機関を幅広く結集させた中小サービス等生

産性戦略プラットフォームを二月に発足させまし

ます。

この二つの法案の着実な施行によりまして、中

小・小規模事業者を含めた生産性革命の実現に万

全を期してまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

やはりこのことが雇用を軽んじるような政策になつてしまわないように、やはり大企業、中小、小規模それぞれにしっかりと目くばせをしながら運用また実施をしていただけたらと思いま

す。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げま

す。

やはりこのことが雇用を軽んじるような政策に

なつてしまわないように、やはり大企業、中小、小規模それぞれにしっかりと目くばせをしながら運用また実施をしていただけたらと思いま

す。

○宮本周司君 今御説明いただいたように、例え

ばそういったコネインによりまして様々な企業が

データを介してつながっていく、でも、つながれ

ばつながるほどやはりサイバー攻撃の脅威、こう

いった機会も広がっていくんじゃないかなというこ

とも懸念されます。ですから、そういう意味にお

きましては、このサイバーセキュリティ対策、

ここも重要ななると思うております。

このようないい認識の下で、経産省では、これま

でに中小企業が優先的に取り組むべきセキュリ

ティー対策などを示したガイドラインの作成や、

このガイドラインに基づく対策を実施してい

るこ

と促進したいと。

ついで、

さらには、今後三年間でI-T化などを中心とし

た中小サービス事業者の生産性向上をするため

に、百万者規模で推進していくために、関係省庁

や支援機関を幅広く結集させた中小サービス等生

産性戦略プラットフォームを二月に発足させまし

ます。

この二つの法案の着実な施行によりまして、中

小・小規模事業者を含めた生産性革命の実現に万

全を期してまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

やはりこのことが雇用を軽んじるような政策になつてしまわないように、やはり大企業、中小、小規模それぞれにしっかりと目くばせをしながら運用また実施をしていただけたらと思いま

す。

○政府参考人(前田泰宏君) お答え申し上げま

す。

やはりこのことが雇用を軽んじるような政策に

なつてしまわないように、やはり大企業、中小、小規模それぞれにしっかりと目くばせをしながら運用また実施をしていただけたらと思いま

す。

○宮本周司君 今御説明いただいたように、例え

ばそういったコネインによりまして様々な企業が

データを介してつながっていく、でも、つながれ

ばつながるほどやはりサイバー攻撃の脅威、こう

いった機会も広がっていくんじゃないかなというこ

とも懸念されます。ですから、そういう意味にお

きましては、このサイバーセキュリティ対策、

ここも重要ななると思うております。

このようないい認識の下で、経産省では、これま

でに中小企業が優先的に取り組むべきセキュリ

ティー対策などを示したガイドラインの作成や、

このガイドラインに基づく対策を実施してい

るこ

と促進したいと。

ついで、

さらには、今後三年間でI-T化などを中心とし

た中小サービス事業者の生産性向上をするため

に、百万者規模で推進していくために、関係省庁

や支援機関を幅広く結集させた中小サービス等生

産性戦略プラットフォームを二月に発足させまし

ます。

この二つの法案の着実な施行によりまして、中

小・小規模事業者を含めた生産性革命の実現に万

全を期してまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

やはりこのことが雇用を軽んじるような政策になつてしまわないように、やはり大企業、中小、小規模それぞれにしっかりと目くばせをしながら運用また実施をしていただけたらと思いま

とを中小企業自体が自己宣言するセキュリティーアクション制度という制度活用を促進をしてきております。

さらに、小規模事業者の方々では人材的にこの辺の疎いといいますか弱いところがあるうかと思いますが、まさに明日、四月二十日から公募が始まるIT導入補助金、これ五十万円規模のイメージをしておりますが、全体の予算が五百億円で、このIT導入補助金においては、セキュリティーアクション制度の自己宣言をする申請要件としております。中小企業の生産性向上に資するITツールの導入も支援してまいることになつております。

また、今後、コネクテッドインダストリーズにおいて、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティー対策を強化するためのフレームワークを策定しまして、中小企業・小規模事業者などが実施すべきセキュリティー対策の具体化などに取り組んでまいります。

こうした取組によりまして、コネクテッドインダストリーズの推進とサイバーセキュリティーの対策を一体的に、中小企業・小規模事業者を含めた形で取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。また、このデータのみならず情報という観点からも、今回の法案の方で情報漏えいに対してのまた措置も新しく設けられると認識しています。企業自身の競争力を損なうことにもつながりかねないこの情報の漏えい、信用力にも当然影響を与えるものと認識しております。

そのような環境下で、今回、産業競争力強化法の改正の方で技術等情報の適切な管理の認証制度、これが提案をされております。企業における情報管理制度が一定水準にあることを認証する機関に係るそういう制度というふうに理解をしておりますが、この制度による認証の取得、これもやはり大企業のみならず中小企業にとっても重要な手段といたしまして、自分でではなくて第三者性を有する認証機関による認証を受けると、こういう

まして、中小企業にとっての意義、この部分に関して是非お聞かせをいただけたらと思います。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。

昨今、先ほどお話のありましたサイバーアクションではなくて、紙などの情報媒体を通じ、あるいは人を介して、企業にとって競争力の源泉の一つであります技術等の情報が社外に流出してしまうと、こういった事態が散見されるところでございまます。委員御指摘のとおり、万一こうした事態が発生いたしますとその企業に対する信用に影響を及ぼすということもありますし、企業においては技術等情報を適切に管理することの重要性が高まっているという状況にござります。

また、共同研究などのオープンイノベーションに取り組む際には、自社内の管理のみならず、相手方がしっかりとしているかどうか、相手方が技術等情報について適切な管理が行われているかといった点をしっかりと確認できなければ安心できません。

この点をしっかりと確認できるかとどうか、相手方が技術等情報について適切な管理が行われているかといった点をしっかりと確認できなければ安心できません。

さらには、先ほど話題となつておりましたコネクテッドインダストリーズのコンセプトの下で他の企業とつながつていこうという企業にとりましては、これは大変、自分のところで技術等の情報の適切な管理を行つていているということをしっかりと相手方に説明をしていく、こういったことが生じております。とは申しましても、中小企業にとっておまでは、自らがしっかりと適切に管理していくことを明確に説明するだけではなかなか相手方の納得が得られない、こういった状況にござります。

したがいまして、私どもいたしましては、今回の法案で技術等情報の管理の認証制度、御提案申し上げておりますが、これは企業自らが一定の基準を満たす方法、体制によつて技術等情報の管理を行つているということを明らかにする一つの手段といたしまして、自分でではなくて第三者性を有する認証機関による認証を受けると、こういう

仕組みを用意させていただいたものでござります。

今回の認証制度によりまして、中小企業が自らの行つてはいる適切な情報管理について、信用力の確保だけではなく、外部からの予測可能性といふものを高めまして、オープンイノベーションへの参画、あるいはコネクテッドインダストリーズへの参画といったもの容易にする効果を有する

ものと認識しております。これらを通じまして

中小企業の競争力の強化につながるものと考えております。

○宮本周司君 でも、実際、中小企業の方で資金面とか人員面とか、そういった経営リソースにやはり限界があると思います。適切に情報を取り組む際には、自社内の管理のみならず、相手方がしっかりとしているかどうか、相手方が技術等情報について適切な管理が行われているかといった点をしっかりと確認できなければ安心できません。

この企業とつながつていこうという企業にとりましても、これは大変、自分のところで技術等の情報の適切な管理を行つていているということをしっかりと相手方に説明をしていく、こういったことが生じております。とは申しましても、中小企業にとっておまでは、自らがしっかりと適切に管理していくことを明確に説明するだけではなかなか相手方の納得が得られない、こういった状況にござります。

経産省としましても、法律施行後、中小企業の認証取得の状況等を把握しつつ、必要な対策を検討することなど、中小企業の認証の取得を促進していくために環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○副大臣(西銘恒三郎君) 宮本委員御指摘のとおり、多くの中小企業において、経営リソースに限りがある中でこの認証制度を取得していくことといえばいけないと思いますので、そのもう少し具体的な取組をお聞かせいただけたらと思います。

○副大臣(西銘恒三郎君) 宮本委員御指摘のとおり、多くの中小企業において、経営リソースに限りがある中でこの認証制度を取得していくことといえばいけないと思いますので、そのもう少し具体的な取組をお聞かせいただけたらと思います。

す。特に、認証機関が中小・小規模事業者に対して指導、助言を実施するに当たっては、中小企業基盤整備機構から認証機関への情報提供等を行うことができるよう規定し、中小・小規模事業者の実情に応じて、真に守るべき技術等の情報を、見極めも含めて、認証機関が中小企業に対して適切な指導、助言が行うことができるようにしております。

また、具体的な情報の管理のための方法としての認証に係る基準についてありますが、商工会の実情に応じて、真に守るべき技術等の情報を、見極めも含めて、認証機関が中小企業に対して適切な指導、助言が行うことができるようにしております。

また、具体的な情報の管理のための方法としての認証に係る基準についてありますが、商工会など中小企業の身近な相談相手となる支援機関も含めて産業界に対して広く説明を行つて、認証を取得するために必要となる措置についての理解を深めていくことも努めてまいります。

他方で、この認証の取得のために費用なども必要になることは事実であります。そのため、認証機関では、認証取得が中小・小規模事業者にとって費用と効果の面で十分にメリットが感じられるようなサービスを提供していくことも重要だと考えておりまして、複数の認証機関がお互いに提供するサービスの質を競い合うような仕組みを取り入れて、より良いサービスを提供していくことを期待しております。

経産省としましても、法律施行後、中小企業の認証取得の状況等を把握しつつ、必要な対策を検討することなど、中小企業の認証の取得を促進していくために環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○宮本周司君 経営基盤が極めて弱い立場でござりますので、中小・小規模のやはり現地、現場の状況、これをしっかりと見た上で、今後運用面でも丁寧に御対応いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、と中小企業になぞらえて質問をしておりますが、私自身、中小企業というよりは小規模企業の経営者でございまして、明治九年に創業した、小さい小さい、株式会社ではありますが、造り酒屋を経営しております。僕自身は今から十八年前に事業を承継しまして、そのときには当然、今回

実現していただいだような破格の抜本的な改革のような事業承継税制というはなかつたんですが、今回大変チャレンジをしていただきまして、特にこれから事業承継を考える、そういった経営者、後継者にとっては温かい風が送られたと思っております。

ただ一方で、この制度そのものは、私自身も実は税制の自民党内の議論の中でこの事業承継税制の取りまとめの担当をさせていただきましたので思ひ入れはあるんですが、これはこれで実現することができたのは大変うれしいと思っています。二年前には、それこそ類似業種比準方式で、大企業の株価に牽引されて実際の中小企業の株価の評価額がちょっとずつ離れていくんじゃないかというようなことも一生懸命議論をして、係数の組替えとか考えておりましたので、今後十年間はまずその悩みから解放されるんだろうなと思つております。

ただ一方で、今回はやはり株式会社の一定規模のところが対象となつたわけでございますが、やはり小企業、小規模企業であつたり個人事業者、こういったところには今回のこの事業承継の恩恵というのは届かないわけなんですね。ただ、我が国的小規模企業のもう半数以上を占めるこの個人事業者のことを考えますと、また地域に根差して、僅かかもしませんが、その雇用もしっかりと地域の中でつくり守つてきている、こういった小規模事業者がしつかりとやはりそれにおいて事業を承継していく、その環境をつくつてあげなければいけない、このように思つております。ですから、そういった意味での小規模事業者、個人事業者への事業承継の環境を今後どのようにその支援を拡充していくおつもりか、このことに関しましても是非お聞かせをいただけたらと思います。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げま

す。

念のため申し上げますと、御案内のとおり、小規模事業者の方でありますとも、会社形態を取つ

ておられれば基本的には今回の事業承継税制の拡充の対象にはなるということで御理解をいただければと思います。また、個人事業主の方につきましては、御案内のとおり、元々事業承継税制ではなくて、小規模宅地等の相続税の特例制度というのがあるのは御案内とのおりでございます。一方、税制だけではなくて、予算措置も含めた総合的な支援というのが事業承継に当たりましては大変重要であると、このように認識をさせていただいております。

幾つか事例を申し上げますと、御案内とのおり、事業承継に当たりましては、様々な専門家の意見が必要であるということと、それと早め早めの気付きが必要であるという、こういう御指摘がございます。事業承継ネットワークという関係者が一堂にネットワークを組んで事業承継の様々な課題を総合的に解決をさせていただく、早め早めに背中を押させていただくというネットワークの全国展開により、早期の取組の開始を促させていただきたいと思つております。

また、後継者難の事業者とビジネスを拡大しようとする事業者の皆さんとの間でマッチングをやつしていくことの大変大事だと思っております。事業引継ぎ支援センターの体制の強化といふものも行わせていただきたいと思つております。

また、事業承継を一つの契機といたしまして、まさに生産性を上げていく、経営革新を行つていただくということで、設備投資などの資金支援の大幅な拡充なども後押しをさせていただきたいと、このように思つております。

また、後継者難の事業者とビジネスを拡大しようとする事業者の皆さんとの間でマッチングをやつしていくことの大変大事だと思っております。事業引継ぎ支援センターの体制の強化といふものも行わせていただきたいと思つております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

土地の方の特例は認識はしているんですが、個人事業者であつても、例えば建物そのものが事業

用に有するような形態もございます。ただ、それがどこまでが個人居住用で、どこからが事業用なのかというこの線引きの難しさもありますから、ようにお考えでしようか。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げます。税制などをせつかり、整備をさせていただいてこの事業承継に関しまして、実際、私も会社を經營する以上は借入れをしなければいけない、その融資の段階におきましては、いわゆる経営者、私自身の個人保証というものを入れております。

三年前、四年前だったと思いますが、経営者保証に関するガイドラインを出していただきました。そのことに対して、地域金融機関に対してもそのメッセージを出させていただいておりますが、先般お聞きしましたら、事業承継時に新しい経営者の方々に、もうやはり七割弱は個人保証が求められている、これはいまだに求められている、こういった実態だそうでございます。やはりこういったものも一つ事業承継を決心することの妨げにもつながるんじゃないかと思つていて、もう一つ聞いた情報では、先代の経営者と新しく事業を承継した後任の後継の経営者が両方とも重複して個人保証をしていると、こういった案件も経営者の個人保証が付いた融資件数のうちの三割とか四割はあるというふうに聞いております。

やはりこの部分もしっかりと、ガイドラインを出した以上、現地、現場におきましてもそのことを理解をしていただく。当然、そのときには事業の部分がしつかりと確立をしていかなければいけないというものもあるわけでございますが、例えば事業承継をきっかけにして、当然金融機関の目利きというのも必要になってくるとは思います。が、やはり事業計画であつたり将来性がしつかりと確認される場合には、例えばそういうものも必要になりますけれども、こういう事例も出てきているところでございます。

やはりこれは金融機関との関係でございますので、金融庁、そして金融機関との連携がとにかく一番大切である、このように認識をさせていただいているところでございます。

私どもとしては、金融庁としつかり連携をいたしながら、金融機関の皆様方から中小企業の皆様の方の方に、こういったガイドラインの存在なり身についてむしろ金融機関から働きかけていただいていることで、ガイドラインに関するチラシ二百万枚、商工会議所、金融機関合わせてこういった配布をさせていただく広報活動や、あるいは中企業基盤整備機構による経営者保証に特化をいたしました専門家の派遣制度、こういったようなものの御支援を行わせていただいております。

金融厅、金融機関と更にしっかりとガイドラインの趣旨が中小企業・小規模事業者の皆様方の現場で生きる形になるよう最大限努力をさせていただきたいたいと、このように思っております。

そこで、大株式会社の制度がまた具現化したり改めて、中小企業、小規模企業のみでは対応できないものがありますので、それを支援する側、ここに求められるものというのもまた増えてきていると思います。

今回、認定支援機関制度に関しましてもその内容に改正があると認識をしております。実は、今この認定支援機関制度がつくられるきっかけになつたのが、多分、平成二十四年に立ち上げられた、当時、枝野経産大臣だったと記憶しておりますが、ちいさな企業未来会議、あれがきっかけに

な二点、と思ひます。

の委員と草の根委員会の委員長、両方やらせていただきました。あのときに、いろんな議論の末にこの認定支援機関制度が生まれてきたのだと思いま

す。ただ、午前中にも浜野先生が、固定資産の特例に関する話をしてころるころ変わっているんじやないかというような御指摘もありましたが、この支援機関の支援スキームそのものも、僕はころころ変わっていたということをあのときに民間の立場で文句を言つていた一人でござります。

ちょうど福田内閣から麻生内閣に替わる頃に、地域力連携拠点事業というものが生まれました。地域の中でそれこそ金融機関も関わって拠点に

なつていたらしく。ワントップで、どこに相談を  
持ちかけても、金融機関であつたり商工会であつ  
たり様々な支援機関がちゃんと連携をしてワント  
ップでそれに対応していく、すばらしいスキ  
ムができたと思つております。

ただ、その後いろいろな形で、政権の変化もあ  
りまして、仕分に遭つて地域力連携拠点事業がな  
くなり、その後が中小企業応援センター事業、そ  
してそれがまた一年か一年半たつたら、今度、中  
小企業支援ネットワーク強化事業、そしてその後  
にこの認定支援機関制度を含めた、いわゆる俗に  
その当時はプラットフォーム事業と呼んでいまし  
たが、一年、一年半でころころころころこの支援  
スキームが変わつていって、その都度、都道府県  
にこうやれ、ああやれと。まあ正直、あのとき私  
は商工会の中で役員をしておりましたのでその立  
場で見ていましたが、受け身でそれに対応するだ  
けでもう精いっぱいでした。

ですから、当然、国の方がいろいろ発信をし  
て、それが中小企業のためと思ってやつているこ  
とであつても、やはり現場が混乱をする、そう  
いった状態にも陥つていていたことを今でも強く覚え  
ております。

今回のこの認定支援機関制度も、金融機関で  
あつたり、税理士、会計士、士業、様々な方々  
が、どちらかというとオールマイティーな中小企  
業支援をやるような立て付けで最初スタートいた  
しました。それによつて、認定支援機関同士が成  
績争いのようなことが最初勃発しまして、どこが  
最後の判こを押すかということで競い合つたり  
ちょっとといびつなことが起こつておりましたの  
で、それはすぐ中企庁の方で修正をしていただい  
たと記憶はしておりますが、これでもう何年かた  
ちまして、やはり機能している支援機関と機能し  
ていない支援機関、これは顕著になつてきている  
と思います。

なつていただく。ワンストップで、どこに相談を持ちかけても、金融機関であつたり商工会であつたり様々な支援機関がちゃんと連携をしてワンストップでそれに対応していく、すばらしいスキームができたと思つております。

ただ、その後いろいろな形で、政権の変化もありまして、仕分に遭つて地域力連携拠点事業がなり、その後が中小企業応援センター事業としてそれがまた一年か一年半たつたら、今度、中企支援ネットワーク強化事業、そしてその後にこの認定支援機関制度を含めたいわゆる俗にその当時はプラットフォーム事業と呼んでいましたが、一年、一年半でころころころここの支援スキームが変わつていつて、その都度、都道府県にこうやれ、ああやれと。まあ正直、あのとき私は商工会の中で役員をしておりましたのでその立場で見ていましたが、受け身でそれに対応するだけでもう精いっぱいででした。

ですから、当然、国の方がいろいろ発信をして、それが中小企業のためと思ってやつていることであつても、やはり現場が混乱をする、そういう事態にも陥つていたことを今でも強く覚え

ております。

業支援をやるような立て付けで最初スタートいたしました。それによつて、認定支援機関同士が成績争いのようなことが最初勃発しまして、どこが

最後の判決を押すかということで競い合つたり  
ちょっとといびつなことが起つておりましたので、それはすぐ中企庁の方で修正をしていただい

たと記憶はしておりますが、これでもう何年かたちまして、やはり機能している支援機関と機能していない支援機関、これは顕著になつてきていると思ひます。

今後、こういった各土業の方々であつたり金融機関であつたりこういった認定支援機関、当然、商工会、商工会議所という全国をそれぞれ各市町

村ごとに面でカバーをしているといった支援機関、様々な支援機関が身近な存在、相手としてこれからも存在をし、そして十分に機能を發揮していただかなければいけないと思つております。その意味におきましては、この支援の在り方、これがますます重要なになってくると思いますけれども、いかにこの支援機関の質を高めていくのか、そのためには今後どういうふうに措置をしていくのか、今回御用意いただいた制度も含めて、ちょっととその部分を御説明をいただけたらと思います。

○大臣政務官(大串正樹君) 委員御指摘のとおり、中小企業・小規模事業者にとって、税理士などの士業や金融機関、商工会・商工会議所などの支援機関は身近な相談相手として重要な存在であります。認定経営革新等支援機関は、中小企業・小規模事業者が直面する経営課題が複雑化する中、こうした身近な支援機関による体制を強化していくため、平成二十四年八月に創設された制度でござります。

制度創設から約五年が経過した直近二年間で支援業務を行っていない認定支援機関が約三割存在していることから、認定後の経営支援能力の維持確保の観点から更新制度の導入を行うこととしております。このため、更新の審査に当たりましては、認定時と同様の税務、金融及び財務に関する専門的な知識、そして中小企業等への支援に関する実務経験、そして業務の継続的な実施に必要な体制、これらを有しているかどうかを改めて確認することとしており、これにより経営支援機関の能力が維持されていることをしっかりと審査してまいりたいと思います。

また、認定支援機関の質の向上につきましては、各支援機関の最新の活動実態や優良事例等の掲載を通じて、支援機関の見える化や連携強化を図ることで中小企業・小規模事業者が適切な支援機関を選べるようにしてまいりたいというふうに考えております。

村ごとに面でカバーをしているこういった支援機関が身近な存在、相手としてこれからも存在をし、そして十分に機能を發揮していただかなければいけないと思つております。その意味におきましては、この支援の在り方、これがますます重要なになってくると思いますけれども、いかにこの支援機関の質を高めていくのか、そのためには今後どういうふうに措置をしていくのか、今回御用意いただいた制度も含めて、ちょっととその部分を御説明をいただけたらと思います。

○大臣政務官(大串正樹君) 委員御指摘のとおり、中小企業・小規模事業者にとって、税理士などの士業や金融機関・商工会・商工会議所などの支援機関は身近な相談相手として重要な存在であります。認定経営革新等支援機関は、中小企業・小規模事業者が直面する経営課題が複雑化する中、こうした身近な支援機関による体制を強化していくため、平成二十四年八月に創設された制度でございます。

制度創設から約五年が経過した直近一年間で支援業務を行っていない認定支援機関が約三割存在

していることから、認定後の経営支援能力の維持確保の観点から更新制度の導入を行うこととしております。このため、更新の審査に当たりましては、認定時と同様の税務、金融及び財務に関する

専門的な知識、そして中小企業等への支援に関する実務経験、そして業務の継続的な実施に必要となる体制、これらを有しているかどうかを改めて

確認することとしており、これにより経営支援機関の能力が維持されていることをしっかりと審査してまいりたいと思います。

また、認定支援機関の質の向上につきましては、各支援機関の最新の活動実態や優良事例等の掲載を通じて、支援機関の見える化や連携強化を図ることで、中小企業・小規模事業者が適切な支援

○宮本商司君 ありがとうございます。  
國をことで口へ不善へ方利害書き物が並せらう機  
機関を選べるようにしてまいりたいというふうに  
考えております。

当然、金融機関であつたり、また税理士会であつたり、様々な部分でこの中小企業支援を新たにしつかりと柱立てをして体制を整えている、そういうしたことでも理解をしておりますので、質の高い支援が実現できるように、この制度がしつかりと機能するようにお願いをしたいと思います。

小倉政務官　お待たせをいたしました。

実は、今日、総務省の方から政務官にお越しをいただきました。なぜかといいますと、この事業承継、私、酒造家として実は石川県で初めて芋焼酎を造るということも地域資源活用の一環でやらせていただきまして、その経験がもとになりました。実は六次産業化の応援でいろんなところを回って講演をしたりしておりました。その一環で、行くところ行くところに、その当時、ちょうど地域おこし協力隊の方々が各地域に三年とかしつかりと根っこを生やしていただいて、地域興しに御尽力をいただいていた。よく、よそ者、若者、ばか者が地域を変えるんだということもありますが、まさに地域おこし協力隊の皆さんというのは、いろいろな形で疲弊する地域で御活躍をいただいてきていると思っています。

そして、当時、私は高知県の本山の方に、それも芋焼酎のプラントを造るということで応援行かせていただいたんですが、地域おこし協力隊が終わって、そのまま地域に残つて起業するんだけど、ちょうどその地域で求められるような職種がありましたので、隊員の皆さんのがやっぱりそろつて地域に残つて起業、創業していくという姿をこれまで見てまいりました。総務省伺つたところ、やはりそういう案件が非常に増えてきている。

であるならば、例えば、その地域での後継者不足の現状であつたり、若しくはその地域で完全に後継者が不在だと、でも、その隊員が希望する、そのマッチングがかなうんであれば、この地域おこし協力隊を経験してきた方々が、この後継者不足、後継者問題にも大いなる効果を發揮していただけるんじゃないかな、このようなことを考えたと

ころでございます。その意味におきましては、当然、経済産業省、中小企業庁と総務省がしっかりと連携を果たしてもららう。当然、今の案件以外にもいろんな省庁を巻き込むことによって、この事業承継に今までになかったような動き、また結果を生み出すことも可能かと思います。

今私の意見に対しまして、是非、総務省のお立場で小倉政務官からも御意見をお聞かせいただけたらと思います。

○大臣政務官(小倉将信君) お答えを申し上げます。

宮本委員の御指摘、本当にごもっともだというふうに思っております。お取り上げいただきましては、今十年目を迎えるますけれども、初年度は、隊員数は僅か八十九名、受入れ自治体数も三十一団体でありました。それが十年近く経過をいたしまして、昨年度、平成二十九年度は、隊員数が五千名近い四千九百七十六名、そして自治体数も九百九十七団体にまで増加をいたしております。また、地域おこし協力隊員の約六割は任期終了後も引き続き同じ地域に住み続けていたりまして、宮本委員からも御指摘をいただきましたとおり、定住した方の約三割は自ら起業するなど、地域で新しい仕事をつくり出していくいただいております。

こういった地域おこし協力隊の成果を更に高めるためには、任期終了後の出口を多様化することが非常に重要であると考えております。起業に加えまして事業承継の支援に取り組んでいかなくてはいけない、こういった宮本委員の認識は私も共有させていただいているところであります。

具体的な政策といたしましては、既に起業支援につきましては、ビジネスアワードを開催をさせていただきましたり、あるいは起業・事業化研修を実施をさせていただけております。これに加えまして、事業承継の新しい取組といたしまして、先ほど安藤長官からも話がありました、各地の事業引継ぎセンターと連携をいたしまして、後

継者に悩む事業者と地域おこし協力隊員の両者をマッチングする仕組みをモデル的に構築をすることが検討いたしております。また、先ほども申し上げました隊員向けの起業・事業化研修におきましても、事業承継についての新たなカリキュラムを設けたいと、このように思っております。

地域おこし協力隊は、先ほども申し上げましたけれども、制度創設から十年を迎えますけれども、経済産業省を始めといたします関係省庁との連携をしながら、事業承継など新しい要素を取り入れて更に制度として発展をさせまして都市から地方への新しい人の流れをつくりつまいりたいと思いますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○宮本周司君 ありがとうございます。

逆に、今の方強い総務大臣政務官の御発言を受けて、経産省の方はいかがござりますか。

○大臣政務官(大串正樹君) 今、総務省の小倉政務官から大変力強い御答弁をいたいたところでございますが、この十年で事業承継を集中的に進めることで、やはり省庁の垣根を越えた施策の効果的な連携が不可欠であるという認識でございます。

具体的には、事業引継ぎ支援センターが実施している後継者人材バンクにおいて、後継者不在の事業者と起業を希望する人材のマッチングを行つてあるところでありますけれども、総務省の今お

話のありました地域おこし協力隊の中で定住を望む協力隊員を後継者人材バンクに登録するといった連携を検討しております。このような人材は地

域に対して強い思いを持っていると考えられるため、この連携を実現することで地域を支える有力な後継者候補を増やすことができると考えておりま

す。

○宮本周司君 ありがとうございます。

逆に、今の方強い総務大臣政務官の御発言を受けて、経産省の方はいかがござりますか。

○大臣政務官(大串正樹君) 今、総務省の小倉政務官から大変力強い御答弁をいたいたところでございますが、この十年で事業承継を集中的に進めることで、やはり省庁の垣根を越えた施策の効果的な連携が不可欠であるという認識でございま

す。

具体的には、事業引継ぎ支援センターが実施している後継者人材バンクにおいて、後継者不在の

事業者と起業を希望する人材のマッチングを行つてあるところでありますけれども、総務省の今お

話のありました地域おこし協力隊の中で定住を望む協力隊員を後継者人材バンクに登録するといっ

た連携を検討しております。このような人材は地域

に対して強い思いを持っていると考えられるため、この連携を実現することで地域を支える有力な後継者候補を増やすことができると考えておりま

す。

○宮本周司君 ありがとうございます。

今お話をございました基本計画を策定しないと

いう意向を示した自治体などに対しましては、本

法案は今後三年間置かれていますので、委員長の方にお取り計らいをお願いいたします。

○委員長(斎藤嘉隆君) それでは、小倉総務大臣政務官は御退席いただいて結構です。

○宮本周司君 ありがとうございます。

続まして、固定資産税の特例、この件に関しても伺いたいと思います。

○宮本周司君 ありがとうございます。

この制度の内容に関しましては、過日、参議院予算委員会の方でも質問させていただきました

し、皆様方も既に御承知のことだと思います。

午前中も関連の質問が出ていたと思いますが、

今回、千七百四十一ある市区町村、このうち固定資産税の特例のいわゆる先端設備等の導入促進の

基本計画を策定して固定資産税ゼロを導入する意

向を表明していただいたところが千四百九十二団

体があると認識をしております。逆にこの表明を

していかないところが約二百五十、二百四十九の市

区町村があるわけでございますが、当然表明をし

たところにはこの固定資産税の特例を進めています。

しかし、でも、逆にこの観点だけでいえば、表明しなかつたところには当然その制度は及ぶものではございません。

○宮本周司君 ありがとうございます。

当然、各自治体にとりましたらこの固定資産税

というのは基幹税でございますので、それも含め

て今回これだけ多くの自治体が、団体が、もう本

当に交付団体のみならず不交付団体も含めてこれ

だけの数が表明をしていただけておりますので、

二百四十九の方に対するフォローも含めて、こちらの手を挙げていただいたところにもしっかりと

進めいかなければいけないと考えております。

先ほども御紹介あつたかと思いますが、この特

別のインセンティブとして、例えばものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、あとサポート

イン事業もでしたつけ、はその採択に関して多少の加点がされるというインセンティブもあると。

も、しっかりとアンケート結果がないので答弁しかねるというような状態でございましたが、

やはりその二百四十九の自治体でございましたが、その地域の事業者が生産性向上に向けての取組をす

る、こういったことは起こり得る、若しくは今も

こういったインセンティブがある、これが非常

ころでございます。その意味におきましては、当然、経済産業省、中小企業庁と総務省がしっかりと連携を果たしてもららう。当然、今の案件以外にもいろんな省庁を巻き込むことによって、この事

業承継に今までになかったような動き、また結果を生み出すことも可能かと思います。

今私の意見に対しまして、是非、総務省のお立場で小倉政務官からも御意見をお聞かせいただけたらと思います。

○大臣政務官(小倉将信君) お答えを申し上げます。

宮本委員の御指摘、本当にごもっともだというふうに思っております。お取り上げいただきましては、今十年目を

迎えますけれども、初年度は、隊員数は僅か八十九名、受入れ自治体数も三十一団体でありました。

それが十年近く経過をいたしまして、昨年

度、平成二十九年度は、隊員数が五千名近い四千九百七十六名、そして自治体数も九百九十七団体

にまで増加をいたしております。また、地域おこし協力隊員の約六割は任期終了後も引き続き同じ

地域に住み続けていたりまして、宮本委員からも御指摘をいただきましたとおり、定住し

した方の約三割は自ら起業するなど、地域で新しい仕事をつくり出していただいております。

こういった地域おこし協力隊の成果を更に高めるためには、やはり省庁の垣根を越えた施策の

効果的な連携が不可欠であるという認識でございま

す。

○宮本周司君 ありがとうございます。

逆に、今の方強い総務大臣政務官の御発言を受けて、経産省の方はいかがござりますか。

○大臣政務官(大串正樹君) 今、総務省の小倉政務官から大変力強い御答弁をいたいたところでございますが、この十年で事業承継を集中的に進めることで、やはり省庁の垣根を越えた施策の

効果的な連携が不可欠であるという認識でございま

す。

に重要な要素も占めているとは思いますが、この採択された事業者がそれらの補助金事業を実際に活用していく、その事業に取り組んでいくという意味におきましてはそれぞれ何かいろいろな手続等があるのかと思いますが、その辺りはどのようになっているでしょうか。

○政府参考人(吾郷進平君) お答えいたします。

現在公募をしておりますものづくり補助金一次公募につきましては、三月に実施しました自治体アンケートにおいて導入促進基本計画を策定し、かつ固定資産税の特例率をゼロにする意向を示した自治体において、先端設備等導入計画の申請をする予定の事業者を加点対象としているところでございます。

このものづくり補助金にその加点対象として採択された事業者につきましては、補助金交付決定までの間に、自治体に対しまして先端設備等導入計画の認定申請を行つていただく必要がございます。そして、認定を受けた上で補助金の交付決定を申請する際には、認定書等の写しを添付していただく予定でございます。

また、自治体におきましても、事業者が交付決定の手続を行うまでの間に、固定資産税の特例率をゼロとするということを定める条例の改正を行つていただき必要があるということでございます。

○宮本周司君 ちょっと私の記憶もおぼろげかもしれないが、ものづくり補助金に関したら、たしか今月締切りだったと思いますし、持続化補助金も五月の中旬締切りだったと思います。IT導入補助金は、先ほどお話を聞いたようにこれからを迎える補助金との対象になつてているということを鑑みますと、この法律案ができるだけ早期に成立もしなければいけないと思いますが、成立してから実際に運用する、今御説明いただいたところに当てはめていくためにはどのようなスキーム

○政府参考人(吾郷進平君) お答えします。

まず、国の方におきまして、導入促進指針の策定が必要でございます。また、自治体や事業者が作成する計画の詳細や様式などを定めた施行規則

を作成する必要があります。これらの作業に当た

ります。

一方、自治体におきましては、国の導入促進指針に沿つた導入促進基本計画の作成、そして、それを国に対して同意申請を行つて、同意を得られるとができるようになるということをございます。

規則の整備や認定実務がなるべく早く進むよう

に、自治体ともしっかりと連携してまいりたいと考えておるところでございます。

○宮本周司君 自治体の方との連携、また地方議会との連携というのも当然必要になると思いますし、この固定資産税ゼロを導入する場合であれば条例の改正とともに必要だと思いますし、今ほどバ

ブコメということも出ましたけれども、大体バブコメで何となく一ヶ月ぐらいやるようなイメージ

もあるんですが、それをやつて、さらに、地方議

会も、まさに早いところだと五月からもう六月議

会、五月なのに六月議会ですけれども、始まつて

いるところもあるわけですから、多分この六月議

会にはめていかなければいけないと思うんです。

そのときに、今のこの法案の審議の進捗状況も

含めて、これはタイムスケジュールとしてどうな

んですか、日程感として。

○政府参考人(吾郷進平君) お答えいたします。

今御指摘いたしましたとおり、やはりこのも

のづくり補助金につきましては、交付決定の際に

導入計画、先端設備等導入計画の認定を受けてい

か、当然議会、六月議会での条例の改正とか、受け手側というか実施者側、導入者側もですよね、これもしっかりと事前準備を進めていかなければいけないと思いますので、当然、この法律、法案が早期に成立する、それが施行されるということができるようになるということをございます。

次第、今度は事業者の方々の計画の認定を行なうことができるようになるということをございます。

規則の整備や認定実務がなるべく早く進むよう

に、自治体ともしっかりと連携してまいりたい考

えておるところでございます。

○宮本周司君 自治体の方との連携、また地方議

会との連携

も必要ではあります、やつぱりそのひな形を

作つたり参考資料を早めに提示をしたり、各自治

体において十分な準備ができるように示してい

く、このこともやはり経産省として、中企庁とし

て、十分に早め早めに

対応いただき必要があると

思います。ただ、導入するに当つての人材、これがやはり中小、小規模にとつては大きな

課題になつてゐると思います。

○宮本周司君 ありがとうございます。

だければと考えております。これによりまして、中小企業がITベンダーを選ぶ際に、申請者の支援実績あるいはセキュリティ対策の情報を開示することによりまして、中小企業がITベンダーやITツールを選びやすくする仕組みを導入できることと考えております。

さらに、全国四十七都道府県に設置しておりますよろず支援拠点、あるいは三回まで無料で専門家派遣をする制度を設けてございますが、こういった制度も使いいただきまして、中小企業・小規模事業者の方のITに関する相談対応を行つてまいりたいと考えております。

こうした取組全般で中小企業のIT導入を後押ししてまいればと考えておる次第でござります。

○宮本周司君 ITベンダーであつたりITツール、これを導入していく上で、やはり支援する從来の、先ほども意見の中で出しましたけれども、いわゆる認定支援機関であつたり商工会、商工会議所、こういつたところの存在が重要になつてくると思います。

ただ、今の中小企業、また地方の小規模企業の実態同様に、こういつた商工会、商工会議所の支援する側ももう人手不足ということが大きな課題になつてゐると思います。やはり支援する側のマニアパワーもしつかりと拡充をさせていく、その上ではかかるべき機関としつかりと連携をしていくことが肝要かと思つております。

このことは予算委員会のときにも世耕大臣の方にも質問させていただきましたが、改めまして、こういつた商工会や会議所といった団体がしつかりとその機能を発揮するような支援を実現するため、人的な措置、若しくは予算的にも今かなり不具合がござりますので、その部分を十分に措置をしていただきたいと思っておりますが、この支援団体、支援機関への充実に関しましてどのようにお考えか、お聞かせをいただけたらと思います。

○大臣政務官(大串正樹君) ITベンダーを中心

といたします情報処理支援機関と、それから税理士などの士業、商工会、商工会議所、金融機関等

を中心とする地域の中小企業にとって身近な支援機関とは求められる機能や能力が異なることから、幅広い中小企業の経営課題の解決に応えるため両者の連携は有用であるというふうに考えております。

例えば、長崎県のある商工会議所が人手不足に悩む中小企業の会計事務を効率化するため、クラウド会計サービスを提供するITベンダーと業務連携し、セミナーの開催や専門家の派遣等を通じて中小企業におけるITの導入を支援したケースもございます。

今回の法案に基づき、中小企業の生産性向上に資するITツールを提供するITベンダー等情報を処理支援機関として認定する制度を創設いたしまして、ITベンダー等の支援実績やセキュリティ対策等の情報を開示する予定でございまして、これにより支援機関にとつても連携すべきITベンダーを選びやすくする仕組みが導入され、情報処理支援機関と商工会、商工会議所といった地域の支援機関との連携が促進されることを期待しているところであります。

また、その中で、御指摘の予算あるいは人員の中での十分な対応が厳しいという御指摘ございましたが、今回の法案に基づく施策を周知いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大臣政務官(大串正樹君) 宮本君、時間が来ておりますので、おまとめください。

○宮本周司君 ありがとうございます。

この生産性向上関連二法がしつかりと我が国経済、地域経済に機能を発揮することを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いいたします。

まず、法案に、質問に入る前に、大臣に、今朝方記者会見がされておりました日米首脳会談につきまして、この受け止めと、貿易問題についての大臣の御所見をお伺いしたいなど、日米間の。

記者会見 最後質問のところでトランプ大統領

に対しても、特に日米間の貿易の在り方について質

問があつたことに対してのお答えで、二度ほどや

りTPPのようなものは個人的には意にそぐわ

ないということをおっしゃった上で、トランプ大統領としては二国間ということを強調されて回答をされていらっしゃった記憶です。それに対して

安倍総理が、自由で公正なルールが必要だとい

ことを期待しているところであります。

一方で、経済産業省といたしましては、商工

会、商工会議所が小規模事業者を支援する経営發達支援計画を経済産業大臣が認定し、さらにその計画に基づく事業を支援する取組や、経営指導員

に対する研修の実施、そして商工会、商工会議所が地域の小規模事業者と連携をして行う特産品開発、販路開拓や観光客集客といった取組への支援などを通じて商工会、商工会議所の活動を後押

してまいります。

いざれにいたしましても、平成三十一年春に予定しております小規模企業振興基本計画の改定に

向けまして、小規模企業政策審議会で有識者及び小規模事業者の生の声を聞きながら、御指摘の人員や予算に加え、補助金申請の電子化や商工会議所等におけるITツールの活用などによる業務の効率化についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長(斎藤嘉隆君) 宮本君、時間が来ておりますので、おまとめください。

○宮本周司君 ありがとうございます。

この生産性向上関連二法がしつかりと我が国経

済、地域経済に機能を発揮することを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(世耕弘成君) まず、今回の首脳会談では、安全保障面だけではなくて経済面でも日本

の協力関係をより堅固にしていくため、率直で有意義な議論が行われたというふうに承知をしております。

○國務大臣(世耕弘成君) ふうに思います。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いいたします。

まず、法案に、質問に入る前に、大臣に、今朝方記者会見がされておりました日米首脳会談につきまして、この受け止めと、貿易問題についての大臣の御所見をお伺いしたいなど、日米間の。

記者会見 最後質問のところでトランプ大統領

に対しても、特に日米間の貿易の在り方について質

問があつたことに対してのお答えで、二度ほどや

りTPPのようなものは個人的には意にそぐわ

ないということをおっしゃった上で、トランプ大

統領としては二国間ということを強調されて回答をされていらっしゃった記憶です。それに対して

安倍総理が、自由で公正なルールが必要だとい

ることを強調されていらっしゃったわけであります。

大統領は、特に二国間のところでおっしゃるの

は、日本に対してはやはり貿易赤字というのが非常に問題だということもおっしゃり、また貿易障壁といつものもおっしゃつた上で、このようなこ

とをおっしゃつていたわけであります、やはりこのそれぞれの貿易赤字どうかというところ、相手から勝ち負けるかというような判断だけの思考で貿易を語ると、やはり保護主義と言わざるを得ないところもあり、そういう姿勢で例えば二国間でFTAというような動きになつ trebuie、これはしつかりと拒否すべきである、それを通じて自由貿易というものの重要性、公正で自由なルールを作るということについて日米共同すべきだということをしつかりとまた訴えていく必要性が改めてあるなど感じたところであります、この点について大臣の御所見をいただければというふうに思います。

○國務大臣(世耕弘成君) まず、今回の首脳会談では、安全保障面だけではなくて経済面でも日本

の協力関係をより堅固にしていくため、率直で有意義な議論が行われたというふうに承知をしております。

○國務大臣(世耕弘成君) ふうに思います。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いいたします。

まず、法案に、質問に入る前に、大臣に、今朝方記者会見がされておりました日米首脳会談につきまして、この受け止めと、貿易問題についての大臣の御所見をお伺いしたいなど、日米間の。

記者会見 最後質問のところでトランプ大統領

に対しても、特に日米間の貿易の在り方について質

問があつたことに対してのお答えで、二度ほどや

りTPPのようなものは個人的には意にそぐわ

ないということをおっしゃった上で、トランプ大

統領としては二国間ということを強調されて回答をされていらっしゃった記憶です。それに対して

安倍総理が、自由で公正なルールが必要だとい

ることを強調されていらっしゃったわけであります。

○國務大臣(世耕弘成君) まず、今回の首脳会談では、安全保障面だけではなくて経済面でも日本

の協力関係をより堅固にしていくため、率直で有意義な議論が行われたというふうに承知をしております。

○國務大臣(世耕弘成君) ふうに思います。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いいたします。

まず、法案に、質問に入る前に、大臣に、今朝方記者会見がされておりました日米首脳会談につきまして、この受け止めと、貿易問題についての大臣の御所見をお伺いしたいなど、日米間の。

記者会見 最後質問のところでトランプ大統領

に対しても、特に日米間の貿易の在り方について質

問があつたことに対してのお答えで、二度ほどや

りTPPのようなものは個人的には意にそぐわ

ないということをおっしゃった上で、トランプ大

統領としては二国間ということを強調されて回答をされていらっしゃった記憶です。それに対して

安倍総理が、自由で公正なルールが必要だとい

ることを強調されていらっしゃったわけであります。

○國務大臣(世耕弘成君) まず、今回の首脳会談では、安全保障面だけではなくて経済面でも日本

の協力関係をより堅固にしていくため、率直で有意義な議論が行われたというふうに承知をしております。

○國務大臣(世耕弘成君) ふうに思います。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。よろしくお願いいたします。

まず、法案に、質問に入る前に、大臣に、今朝方記者会見がされておりました日米首脳会談につきまして、この受け止めと、貿易問題についての大臣の御所見をお伺いしたいなど、日米間の。

記者会見 最後質問のところでトランプ大統領

に対しても、特に日米間の貿易の在り方について質

問があつたことに対してのお答えで、二度ほどや

りTPPのようなものは個人的には意にそぐわ

ないということをおっしゃった上で、トランプ大

統領としては二国間ということを強調されて回答をされていらっしゃった記憶です。それに対して

安倍総理が、自由で公正なルールが必要だとい

ることを強調されていらっしゃったわけであります。

○大臣政務官(大串正樹君) ITベンダーを中心といたします情報処理支援機関と、それから税理士などの士業、商工会、商工会議所、金融機関等を中心とする地域の中小企業にとって身近な支援機関とは求められる機能や能力が異なることから、幅広い中小企業の経営課題の解決に応えるため両者の連携は有用であるというふうに考えております。

士業などの士業、商工会、商工会議所、金融機関等を中心とする地域の中小企業にとって身近な支援機関とは求められる機能や能力が異なることから、幅広い中小企業の経営課題の解決に応えるため両者の連携は有用であるというふうに考えております。

るうと思います。

今御指摘のように、アメリカ側が、トランプ大統領が二国間のディールに強い関心を持つている

ということは我々も十分認識していますけれども、いずれにしても、日本としては、TPPが日米両国にとって最善であるというふうに考えてお

りまして、この辺は今日の記者会見でも少しあ二人の考え方を開きはあるわけですけれども、こういった立場を踏まえた上で議論をしつかり臨んでいきたいというふうに思つております。

○矢倉克夫君 二国間の協定は当然必要である部分もあり、他方で、それが相手から何かを奪うための材料として二国間協定を進めるというような姿勢で仮に進められるのであれば、やはりそこは違うなど。

今おっしゃつていただきいたとおり、多国間協定、その根底には、双方で利益が生まれる、そういう秩序をつくることが貿易秩序にとっても非常に重要だというような考えがあるかというふうに思います。それをまた日米信赖関係ある中でしっかりとお訴えをして、当然向こうも理解はされていました。それをおおつしやつていただければ、どう思つておられます。

それでは、法案の方に入らせていただきたいな

といふうに思います。

まず、生産性向上特別措置法案につきましてであります。規制のサンドボックスについて、こちらの狙いについて、まず総括的なところでやはり大臣にちょっとお伺いをしたいなど。

二点ほど確認したいというふうに思うのですが、この狙いなんですが、当然ですけど、一点目は、私の感覚としたら、この規制の在り方を変えいく実証実験というところもあり、その上で、これはやはり役所の規制に対する行動原理というものがどうしても硬直的で、なかなか変わらない場面もあり得る。それを打ち破っていく、イノベーションを起こしていくようなときに妨げになるような行動原理があれば、それを変えていか

なければいけないなどいうところが一つあるかな

と思つています。

ちょっとと私個人の経験で大変恐縮なんですけど、弁護士をさせていただいたとき、企業法務とかで様々動いていたこともあるんですね。特に金融商品など、様々な提案がクライアントからあってそれを検討する、金融商品に限らずいろんな事業についてもそうなんんですけど、そういうときに役所の方に持つていくと、法令、法律だけじゃなくて政令であつたり省令であつたり、時には、かつてこういう局長の通知がありますと、それだけで全てが止まってしまうと。いや、この背景には、こういう通知の背景にはこういう事情があるんだけど今はこういうところは変わつていていま

すよと、こういうふうに言つても止まっちゃう、あるから駄目なんですと、そういうような形にやつぱりなつてしまつと。

法律とか政令それぞれは、当然ですけど、そのときに作られた立法事実があるわけですけど、時代が変わればその立法事実も変わつていて、そ

の上で柔軟に立法事実に合うような法律の解釈であつたりが必要なんですが、やはり役所のサイクル、人事の異動のサイクルも含めてですけど、どうしても、まず新しいことをやると、後で何が責任が起きたかというところで分からぬ。それであるから駄目なんですと、いうような回答にやはりどうしてもならざるを得ないなど。

そこをしっかりととれる、風穴を空けるという意味合いも込めて、規制の在り方と、また、日本の役所が眞面目であればあるほどそれに対し硬直にならざるを得ないような部分に対しても、あ

る意味、役所としても動きやすいような環境をつくる、そういう意味合いで、一つ今回の狙いがあるという私の理解であるんですが、その点についてまず大臣の御所見をいただきたいなどというふうに思います。

○国務大臣(世耕弘成君) まず、基本的に、本当に簡単に基本的な考え方を述べますと、やはり事業ということになつてしまつと、役所は規制の立

場からいろいろ身構えてしまうという点があるわけであります。

ただ、今、どんどんともう今の規制が追いついていかない新しいアイデアが、どんどんビジネスのアイデアが出てきているものですから、今回のサンドボックス制度の一番のポイントは、事業ではなくて実証と位置付けることによつている

全とか人体に関すること、人身に関することといふのは当然きちっと見ていくわけでありますけれども、そういうことを前提にしてチャレンジをする

というものが基本的な考え方だと思っております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

その実証というところの部分で、例えばグレーボーン解消制度や新事業特例事業との違いというものがわかるわけであります。従来であれば、例えばグレーボーンであれば、こういう事業者はこういうことをやりたけど、これはグレーですけどどうなのですかと問い合わせます。

対しては、いや、駄目ですよ、これは結局グレーのままま白とは言えませんということで終わつてしまつと。そういう部分をしっかりと空けるために実証という概念を今おっしゃつていただ

いたんですけど、更にもう一步動けるような仕組みとして今回取り入れられているという理解でい

るんですが、ちょっと改めて大臣からまた。

○国務大臣(世耕弘成君) 今まで、いろいろとこういう新しいビジネスに使ってもらえる制度というのを導入してきているんです、今御指摘のとおり。

○矢倉克夫君 今、規制、期間であつたりそういうのを限定した上で実証をする、それをすることが、そういう枠組みをつくることで、従来の制度であれば規制官庁とかがどうしても慎重にならざるを得なかつたところを一步進める動きにも後押しもするという、それをまたやつてみて、とにかくデータを集め、それが広がるというようなことが立証されれば更に新たな一步に進むなど。まずはやつてみるという枠組みをつくることで関係者の合意も、これは規制官庁も含めた合意を得やすいうな環境をつくりて先に進めるというような仕組みであるというふうに理解もさせていただ

いたところであります。その趣旨にのつとつて制度もありようまた考えなければいけないと

ますが。

チャレンジする新事業特例制度というのもありました。ただ、この制度においては、逆に事業者が規制の特例措置の整備を求める場合、規制を緩和しても安全性などの規制の目的を達成することが可能となる規制の代替措置というのが必要になつてしまつて、ところがその代替措置がこれでいいのかどうかというのを検証するための実証ができるということで、なかなか検証が進まないというようなケースがありました。

こうした課題を解決するために、今回のサンドボックス制度では、グレーボーン解消制度によつて規制の適用対象となると判断をされたり、あるいは新事業特例制度において規制の代替措置を整備することが困難な案件であつたとしても、期間や参加者などを限定をして実証という整理をすることで、規制が適用されない環境下でスピード化に実証プロジェクトを実施することを可能としました。この実証で得られた情報活用することで、エビデンスに基づく規制の特例措置の検討を加速することができると考えています。

このため、特に新事業特例制度と一体的に運用することで、規制の特例措置の求めも今後増加していくこと、エビデンスに基づく規制の特例措置の検討を加速することができると言えます。

このため、特に新事業特例制度と一体的に運用することで規制の特例措置の求めも今後増加していくこと、エビデンスに基づく規制の特例措置の検討を加速することができると言えます。

もう一点だけ、大臣、済みません、お伺いしたい趣旨の狙いのもう一つなんですが、他方でいろんな規制というものがあるわけがありますが、安全や安心などに対する規制というものも含めて、やはりあり得べき規制というものは当然あるわけあります。この制度の狙いが、規制緩和といふところが一つ旗頭になるかもしれない。ただ、規制というものは、まず緩和する、規制イコール悪であつて緩和するというようなベースに立つてはいるものではなくて、イノベーションというものを持ちこす上でどうしても妨げになつているような規制、またその運用がある、それに対して一步踏み出して新たな展開ができるよう、関係者の合意に基づく行動が生まれるきっかけとなるようなものとして行われているという理解であります。

○矢倉克夫君 分かりました。ありがとうございます。

今おっしゃつていただいたとおり、規制の立法事実その他の見があつて、その上での所管大臣の判断、まれに勧告であるという理解であるかというふうに思ひます。それが、そうであれば、これもまた関連で恐縮なだけに、そういう規制の趣旨に遡つたそれぞれの合理的な判断の下での緊張感の上の意見であり、また

遡つて冷静、客観的に意見を言える陣容でなければやはりいけないかなと。そういう意味でも、専門的見地から第三者的に公平、中立に客観的に意見を言えるような人をやはり選ばなければいけない。政治的な部分からの独立性といふものも含めていろいろ検討しなければいけないというふうに思います。委員の独立性といふところも何か設計の上で御検討されてい

るところがあればおっしゃつていただければ。

○政府参考人(中石斎孝君) 審議会その他いわゆる行政組織法第八条の機関といいますのは、行政プロセスの適正化のために置かれる会議体であります。そもそも組織の前提として自立的な活動を行つて、その運営を考えておりまして、委員会としての御判断、それから運営といふのをやつていただきたいふうに考えております。

○矢倉克夫君 委員長を中心の合議体の御判断といふことで、その合議体そのもの、また一人一人のバックグラウンドその他もしっかりと独立的なものである必要があるかなと。その辺りはまたこれから制度設計において是非留意いただければなというふうに思います。

その上で、また更にですが、こういう形で評価

委員会の意見も受けて主務大臣がまた認定をされ

るわけでありますが、この認定について、主務大

臣も事業所管とまた規制の所管大臣というふうに

いらっしゃるわけでありますけど、このお二人の所管する行政機関の長、いわゆる事業所管大臣、その事業所管大臣は実証の必要性といった観点から新技術等実証などの革新的事業活動の申請を受けました。主務大臣は、革新的事業活動

評価委員会の意見を踏まえてその計画を審査する所管する行政機関の長、いわゆる事業所管大臣、その事業所管大臣は実証の必要性といつた観点から審査を行い、他方、新事業等の実用化に係る事業を規制を所管する行政機関の長、いわゆる規制所管大臣は、法的許容性の観点からそれぞれ判断して当該実証計画を認定することとしております。

仮に主務大臣の間で判断が異なる場合には、まずもう両大臣の間で計画認定に関する調整を行います。こうしたことを含めまして、新事業等実証計画の認定が円滑に進まない場合には、必要に応じて評価委員会が主務大臣に勧告を行うことになるかと思つています。この場合、主務大臣は、先ほど申し上げましたように、勧告に基づきこうした措置について評価委員会に対して通知義務があります。これらの過程を経た上で、更になお主務大臣の意見調整を行う必要がある場合に際しましては、内閣府特命担当大臣あるいは内閣府、内閣官房を交えまして、政府内での総合調整を行つていただきたいというふうに考えております。

○矢倉克夫君 この内閣府特命担当大臣が行うと、いうことは法律的にもまだ明記はされていないかと思うんですが、その辺りについては、改めてどういう調整なのかといふところもしつかりました議論がはつきり分かるような形の制度の在り方といふのを考えるべきだなというふうに思います。その辺りについて教えてください。

○政府参考人(中石斎孝君) 今回の主務大臣とい

う場合の、計画申請、認定する主務大臣は、今申

し上げました規制所管大臣、事業所管大臣です。

ただ、この評価委員会の設置する場所、内閣府でござりますし、この規制のサンドボックス制度の

所管大臣は内閣府、内閣府特命担当大臣になりますので、そのプロセスの過程において出てこられるということであります。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。よく分か

りました。

それは、次になるんですかねども、それで実際認定をされて事業が実証されると、その実証の結果について成功した、失敗したというような判断があるわけですから、それで実証といふのはどういうものになるのか。

さらに、本来の趣旨からいえば、やはりイノベーションを起こしていかなければ今の日本のビジネス、経済といふものは成り立たないというところ、そのイノベーションというのは最初から成功するものでも当然ないです、その基盤としての実証の結果もあるかも知れないけれども、すぐに成功といふような結果が出るものだけが、その後の規制改革がイノベーションを起こし得るものだというふうに断定もできるものでもやはりないと思います。

トライ・アンド・エラーということで、しかも更にトライをするという、その何度も何度もやり取りが必要だと思うんですけれども、失敗した場合でも再度挑戦していくプロセスというのも必要だと思います。こうしたことを含めまして、その点、運用で努めてまいります。

○矢倉克夫君 是非、事業者の立場からしても、一回失敗したら駄目だというようなことがないと、それは、要はひいては一回失敗しただけで、すぐには役所からこれは駄目ですというふうに拒絶されないということ、そういう精神的な、また制度的な安心感といふものがより広がるような制度運用でないといけないということだと思います。

○政府参考人(中石斎孝君)

この度、この実証制度を実現するための実証

は当初の目的を達成したという意味において成功したというふうに考えております。

他方、実証で得られたデータが当初想定されたものと違つて、あるいは不完全であった、仮にそいつた場合であつても、新事業実用化のための新しい方法論がそこから見付かつたり、ある

法制度上も運用上も、委員御質問ありましたように、新事業の実証には何度でも申請することを妨げおりませんので、不完全であつたとしても、事業者の方には是非ともまさにトライ・アンド・エラーを行つていただき、そして新事業の実証に挑戦していただきたいということで、今回の制度趣旨は、とにかく失敗にめげずに進めしていくと、いうことが制度趣旨でございますので、その点、運用で努めてまいります。

○矢倉克夫君 是非、事業者の立場からしても、一回失敗したら駄目だというようなことがないと、それは、要はひいては一回失敗しただけで、すぐには役所からこれは駄目ですというふうに拒絶されないということ、そういう精神的な、また制度的な安心感といふものがより広がるような制度運用でないといけないということだと思います。

その上で、実証が終了した後には規制の見直しを想定されているのか、答弁いただければと思います。

○政府参考人(中石斎孝君) 今回、この実証制度は、先ほども申し上げましたように、スピード化に社会実証を行うことで必要なデータを取得するということです。ですが、実証終了後は、法案第二十条に基づき、当該制度を所管する規制所管省庁が、新事業等実証での成果を踏まえ

て規制の見直しを検討し、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置を講ずるということとしております。

また、革新的事業活動評価委員会が中心にフオローアップを行うことも考えられます。評価委員会は、新事業等実証計画などが及ぼす経済全般への効果について評価することが役割であります。一方で、実証後、当初の評価どおりにその実証活動がインパクトあるいはそういう波及効果があつたのかを確認することは当然想定しておりますし、そして、そのたびに必要に応じて主務大臣に対する報告徴収を求めることができるというふうに考えております。

このように、この制度において規制の見直しを迅速に行う仕組みを盛り込んでおりまして、経済産業省という立場も含めまして、規制所管大臣、事業所管大臣、様々な所管大臣の間で連携をして、規制の撤廃、緩和、あるいは制度の整備といふことで、新しい技術がとにかく実証されて、そして社会に実装されるということを進めていきました。いというふうに考えております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

その上で、最後、もう一つ制度的なことを確認ですけど、計画申請を出すこの「一元的窓口」、こういう一元化を捨てると、これが従来のある意味欠点でもあった、何か新しい事業を起こそうとするとき、規制に直面するいろんな窓口で対応しなければいけない、それだけで時間が掛かるというようなところを克服する一つの手段であるかなというふうに評価もしているところであります。が、この一元的な窓口、この具体的な内容について、法案の明記というのがまだ必ずしも明らかでないと思うんですけど、この辺り、どこに置くのか、そして、その機能や体制というのはどういうものなのかをまとめて御答弁いただけたらうれしいです。

うい細々井。

○政府参考人(中石斎孝君) 委員御指摘のとおり、革新的な技術が生まれまして、大変その技術の特徴が様々な業種、産業、分野横断的でありますし、また複雑である。そういうことで、新しい技術、新しいビジネスを見た場合に主務大臣の特定が大変困難、あるいは主務大臣とおぼしき業者からも言われていました。

この規制のサンドボックスにつきましても、その三年間の中などでいうことでありますて、先ほども申し上げましたように、まずやつてみるとこと。それから、この対象としている技術分野が大変スピード一日で、半年単位で市場の状況が変わってくるようなものでありますので、恐らく三年でも長いという意見も事業者からあるかもしれません。

私どもとしましては、この三年のうちに次々と新しいアイデアをいただきまして、それを実証し、その結果を、実績あるいはデータというのを集めて新しい政策形成に進めていきたいというふうに考えております。

そういう意味では、私どもの念頭には、実証期

新ハジーハヌツマヤニヤバ

出てきてほしいというアイデアが私ら、今頃私は政治家として活躍できるといいな

そういう仕事を受  
け取るが増えてくる  
と、買い換えると

間というものは、一事業当たり大体半年単位で進めていくのかなというふうに考えておりまして、その半年が終わつたところで、先ほども申し上げました法案三十条に基づいて、三年の後ではなくて、三年の期限を待つことなく、隨時、規制所管官庁との間で規制の見直しを検討していくということを考えていきたいというふうに思つております。また、三年たつた辺りでどうするかということ

にしきましても、成功実績の評価やその時点の経済情勢などを踏まえて適切に対応していきたいと  
いうふうに考えております。

○矢倉克夫君 ちょっといろいろ確認させていた  
だきましたが、またちょっと大臣にお伺いしたい  
んですけど、これまでの各国の法令ですと、やは  
りこのような実証実験の制度というのは金融分野  
のみであったんですけど、日本の特色としては、  
それ以外のところにも広く適用されるような制度  
の設計になつているなど。これは政府としても何  
か狙いがあるかというふうに思うんですけど、大  
臣としては金融分野以外でどういう事例というの  
を想定されているのか、もし御意見ありましたら  
おっしゃついていただければ。

○國務大臣（世耕弘成君） 御指摘のように、この  
サンドボックス制度は特に業種を決めておりませ  
ん。ですから、そういう意味ではこれからいろいろな

う所へハジメテツマインガアバ出ハシテニ母ハシニ

10. The following table summarizes the results of the study.

• 100 •

あるいは、今、宅配便が非常にネット通販の普及で恒常に配送がいっぱいといつぱいという状況になっています。これを、今の道路運送法では、唯一、年末年始及び夏季等繁忙期だけは自家用車で運んでいいということになっているわけなんですが、これを通常の時期も、例えばラストワンマイル、要するに、宅配会社の集配所からそれぞれの自宅までラストワンマイルを一般人に配達を委託するような、これクラウドデリバリーリーと言われているそうですが、こういうことがやれないだろうかというようなニーズが上がってきております。

1

ほかにも、こういう中で面白いアイデアが出てくることを期待したいというふうに思つております。

○矢倉克夫君 今大臣のお話を聞いていると、あ  
あ、どんどん世界が広がっていくんだなというの  
を、そのためのいい制度の運用になれば改めてよ  
いなどと今実感もしたところであります。人と人  
サービスを通じていろんなつながっていく、それ  
が、ただ、規制があつて、なかなかそういうイノ  
ベーションが妨げられているというようなことを  
風穴空けるようないい制度として、是非いい形で  
動いていけばいいかなというふうに期待を持つて  
今聞かせていただきました。

ど、この件について最後大臣にお伺いしたいんで  
すが、そういう今おっしゃっていただいたような  
事例も、一つ一つ、社会的具体的なニーズを細か  
くしつかり拾い上げて、現場から拾い上げて、何  
とかアイデアを生かしていこうという発想が生まれ  
るのは、やはり小さな企業であつたり中小企業  
であつたり、そういう企業の方が小回りが利いて  
そういう発想をビジネス化しようという動きにな  
り得る要素は強いかなと。

な企業が当然起こすイノベーションもありますが、大きな組織体ではやはり限界がある中で、ニッチな部分も含めてちゃんと拾い上げる力があるのはやっぱり中小企業であり、その中小企業をしっかりと姻イノベーションに結び付けるような動きができるかどうかというのが今後の日本経済にとって非常に重要なこと。であれば、この制度はやはり中小企業がしっかりと使えるようなものでなければいけないし、そうでなければこの制度は成功とは言えないのではないかなど。この事業の展開にしても、そういう点では、中小企業こそこの制度がしっかりと使えるような運用をしていくという方向性は、また大臣から改めてお伺いしたいというふうに思うんですが、大臣、お願ひします。

○國務大臣(世耕弘成君) このサンドボックス制度は、新たにビジネスに取り組もうとしている中小企業ですとか、あるいは独創的なアイデアを持つ個人ですか、あるいは革新的なビジネスモデルをスピードイナーに事業化したいベンチャーエンタープライズなど、幅広く使っていただこうと想定をしているわけあります。

できるだけ多くの事業者や起業家の方に活用してもらえるように、イメージしやすい、まあ今、先ほど私がお話ししたような事例もお示しをしながら、新経済連盟ですとかファインテック協会といったITベンチャーフィールドが集まっている団体とも連携をしながら、広く普及啓発を行なうことをしています。例えばハッカソン、これ、ハッカソンのハックとマラソンの造語ですけれども、ハッカソンのようなイベントを企画して、積極的に案件の掘り起こしを図ることも考えられるというふうに思っています。

また、特に中小ベンチャーエンタープライズにとっては、どこの規制が自分の今考えているアイデアに当てはめられるのかとか、そういうのがなかなか把握するのが難しいということもありますので、この一元的な窓口、先ほど設置するということを申し上げましたが、こういう内閣官房の一元的な窓口で中小企業、ベンチャーエンタープライズの相談にしつかり乗つて、チャレンジしようとしているビジネスモデルに合わせた、きめ細かい、寄り添ったハンズオン支援を行なっていきたいと思っております。

○矢倉克夫君 まさに今大臣おっしゃっていただいたとおり、小さなところは、自分たちが考えていたり発想を自分で実現するために何が障害になつてているのかというところがまず分からぬというのも非常に重要な視点であると思いますし、その御視点で一元的窓口の方も体制も組まれていると、いうふうに聞いて、改めて心強く思いました。是非、この方向性がうまく中小企業の更なる経済の活性化につながるように、御期待を申し上げたいというふうに思います。

データの共有の関係をお伺いしたいなというふうに思います。  
改めてであります、大臣にも以前お伺いした  
んですが、このデータの共有、連携のための I.T.  
T 投資の減税等の制度の根底にあるのはコネクティ  
ティッドインダストリーズという概念であるかとい  
うふうに思います。いろんな類似概念がある。イ  
ンダストリー四・〇であつたり、ソサエティー  
四・〇でしたつけ、そういうものいろいろある中  
で、そういうものとの違いというものを持たれて  
て大臣から御説明いただければというふうに思ひ  
ました。

○国務大臣(世耕弘成君) 特に、これから第四次  
産業革命、対応していくに当たって、日本の論  
議、弱みというのを、我々、一生懸命分析をいた  
しました。

まず、アメリカはやっぱり巨額の資金を持つた  
巨大企業があつて、それがばんばん研究開発とか  
新ビジネスに投資をしている。一方で、中国はや  
ります。

はり一党体制の下で、非常にビッグデータが集めやすい。はつきり言うと、個人情報保護とか余り章識しないでがんがんやれるというような強みがある。あるいは、ドイツはこれインダストリー4.0といって、ドイツは非常にIT産業がシンプルになつていまして、製造業のIT化となると、いわゆる設計のCADレベルから製造工程管理するやつから在庫管理まで、これ一つのIT企業が全部横で押さえている。あるいは企業間の連携になると、これまで別の大好きなIT企業が全部押さっている。非常に縦横がシンプルにITの仕組みができるいまして、その中にみんな入つてくださいよ、中小企業も入つてくださいよというのがドイツのインダストリー4.0なんですね。

日本は、資金もないし、ビッグデータもなかなか集めにくいし、ドイツのようにシンプルなITシステムになつていらないという中で、何が強みなんだろうかと一生懸命考えた結果出てきたのが、やはり現場のリアルデータに質の高いものがある。特に、製造業は中小企業でも最近人手不足の

影響もあって製造口ボットのよくなものが入つていて、いろんな製造データが生まれてきている。ただ、それがほつたらかしになつていて。工場にも置いてある企業の中に閉じているというところで、これを全部ビッグデータとして、協調領域のものはできる限りみんなで共有をして、ビッグデータとしてA.I.で解析していくことによって日本製品とかサービスの質を上げることができないだろうかということで、このコネクテッドインダストリーズという概念を考えました。

ソサエティー五・〇は、これ経済界中心にももちろん政府も一緒になつて言つておるんですが、ソサエティー五・〇を目指す上での産業界の取組が、まさにコネクテッドインダストリーズという整理になるかと思つております。

○矢倉赳夫君 ありがとうございます。非常によく分かりました。

今各国との比較の上で答えてくださいましたんすけど、私も今までの大臣の御答弁も踏まえて改めて考えると、やはりリアルデータ、これが日本の強みであるなど一つ。今おつしやつていただきた、バーチャルな世界のデータとはまた違うリアルなデータ、それは現場のいろんな方々の汗水垂らして生まれたところから生まれてくるデータですね、これはやはり日本がほかの国に比べても蓄積があるという事実認定の下でのお話でもあつたかなというふうに思いますし、今大臣のお話を聞いて改めて思つたんですけど、ドイツとのつながり、関係で、ドイツの場合は、ある意味数社が一体となつてサプライチェーンも全部抱えた上で、その数社がこのデータの管理も含めて全部やつてゐる。その数社が丸抱えの、それが一応強みでもあるかも知れないけど、それは日本的なものではないし、日本はそれ以外の在り方でしつかりデータの連携をして経済成長していくというような思ひが背景にあつたかなと。

その肝はやはりそれぞれの現場の中小企業。日本の在り方は、中小企業が現場でリアルに取つていつたこのデータ、これが中小企業単体として

持つてゐるこの姿がすばらしい。それを更に連携していくことがドイツをもしのぐようなデータの連携を生んでいくんじやないかというような発想に今あるんだなどということを、改めて確認をさせていただいたところであります。

そんな中で、今大臣から協調領域というお言葉がありました。協調領域といふものの具体的なイメージ、どのようなものなのかということについて、現状で今お答えできるようなものがあれば、もしお答えいただければなというふうに思いました。

○政府参考人(寺澤達也君) お答えします。

協調領域については、政府があらかじめ一律に指定するものではないということではございますけれども、同時に、委員が御指摘されたように、いろんな企業がお互いに協調領域を特定して、重複投資を避けて必要な競争領域に経営資源を思い切つて投入すると、それで国際競争に打ち勝つというのが極めて重要だうと思つています。

そうした観点から、コネクテッドインダストリーズの重点五分野につきましては、既に主要企業の参加を得て分科会を開催しています。その分科会の中で、どういう分野が協調領域であつて、どういう取組が重要な役割をもつていて、それが連携領域に必要だうな議論をしていけるわけですけれども、その中で、これまでの議論の中で、例えば自動走行を行うための地図データ、そううしたもののが協調領域になり得るのではないか、あるいは石油化学プラントとか製油所の保安力を向上するためのいろんな保守点検のデータ、そうしたものも同じく協調領域の候補になるのではないかと、こういう議論がなされているところでございます。

今後、まずはこうした取組を、この法案にあります認定計画を通じてしっかりと応援していきたいと考えておるわけでございます。

ちょっと法律の手続について更に申し上げますと、今後、実際にどういう手続になつてくるかと申し上げますと、法律が制定されますと、革新的データ産業活用指針というのを別途策定するわけ

ですけれども、その指針に基づいて様々な事業計

画の認定を行つておきます。その認定に当たつては、例えば、対象となる分野において相当数の企業が参画、関与していること、また、新たなサービスの開発等に足る十分なデータが集まる見込

まること、そして、データの集約、活用が社会

課題の解決や競争力強化に資することといった視点によって評価を行っていくということになるか

と思います。

この認定制度を通じて、委員御指摘にあつた協

調領域におけるデータ利活用の取組を公的にバッ

クアップするとともに、更なる協調領域の特定、課題を鋭意図つてまいりたいと考えている次第でございます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

確認ですけど、今最後おつしやつていただいた手続の流れの中で認定されるもの、それは、今は

重點五分野という形で一つ重点はされておりますが、当然それ以外の分野でもこの手続にのつとつて認められるものはあり得るということは、一応確認だけさせていただければと思ひます。

○政府参考人(寺澤達也君) 御指摘のとおりでござります。

まず、重點分野というのは、政府も企業も含めて、まずこの五分野は少なくとも協調領域を特定して取組をまとめましょうということでございま

して、この五分野以外でございましても、是非データ連携をしたい、データ共有をしたいといつて、こういうふうな御提案があれば、この制度はそういうことについても要件を満たせば認定をしていくということでおざいます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

じや、最後に大臣、ちょっとまた確認したいな

と思うんですが、先ほどもおつしやつていただきたコネクテッドインダストリーズという背景には、ドイツ的なものではなく、やっぱり現場の中

小企業それぞれの連携というものが非常に重要な何か主体が限定された、独占した主体がこの概念のプレイヤーとして動くというよりは、多くの中

小企業が主体者として入つていて、それが連携していくという枠組みをつくる、それそのものが日本の強みの發揮だという背景理念があるなどいふうに思つております。

であれば、やはりこういうITの分野においても、しっかりと中小企業が入つていただける姿勢、支援

というものは更に必要。これが成功するかどうかというのは、この人材の問題にしても、自前で人材が確保できないんであれば、IT人材が、中小

企業が、それはほかのところから、ほかの専門家の連携もするとか、そういういろいろやり方が

あるかと思いますが、中小企業自身がこのデータ社会としっかり対応できるような基礎体力というのを付けることが、支援することがこの理念の成功のために必須条件だと思いますが、この辺りについて、大臣、中小企業に対する支援がIT活

用に向けて必要だと思ひます。大臣の御所見を最後いただければと思ひます。

○國務大臣(世耕弘成君) 全くおつしやるとおりであります。

つまり中小企業のIT化というのをもつと

あります。これまで、中小企業も含めてこのコネクテッドインダストリーズ、協調領域にしっかり入りつづけてもらうということが大変重要で、そのためには、やはり中小企業のIT化というのをもつと

もっと進めていかなければいけないと思つていま

す。

まず、平成二十九年度補正予算でIT補助金を五百億円付けまして、中小企業十三万者のIT化を支援していきたいと思います。ただ、これも全

体の中小企業の数から比べると十三万者では小さ

いですから、そういった中から生まれてくる成功事例をしっかりと水平展開していくこと、ということ

で、中小サービス等生産性戦略プラットフォーム

というのをつくりました。これはもう経産省の所管じゃない業界も入つておる。例えば理美容とか

そういうところも入つてもらつて、ここで百万者

規模で、こんなIT化をするとうましくよいといふことを広げていきたいというふうに思つていま

す。

また、これも同じく平成二十九年度補正予算

で、ものづくり補助金、一千億円拡充しています

が、その支援対象の中に、複数の中小企業がデータ、情報を共有して生産性向上を目指す取組を支援する企業間データ活用型というのも補助の対象に入れるということをやらせていただきまし

た。

こういつた取組で中小企業のIT化をしっかりと進めて、コネクテッドインダストリー、中小企

業でも進むようにやっていきたいと思います。

○委員長(斎藤嘉隆君) 矢倉君、時間が来ており

ますので。

○矢倉克夫君 是非、日本の強みであるリアルデータをしっかりと蓄積されてきた、これ今までの中小企業の営み、それが更に強くなる取組として成功されることを御期待申し上げて、質問を終わ

りたいと思います。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でござります。

まず最初に、行政全体の信頼を構築する問題と

して、セクハラの問題を取り上げさせていただき

ます。

この間、財務省のセクハラ問題というのを報道

されてきたわけありますけれども、今日の未明

ですか、テレビ朝日の記者会見で、セクハラの被

害者は私であるということで報道がされたところ

でござります。

まず、矢野さんにお聞きしたいんですけども、今回の一連の、本日の報道も含めてですが、

これもう決定的ではないでしょうか。これはもうセクハラ、事実としてあったということでよろしく

いんですね。

○政府参考人(矢野康治君) お答えを申し上げま

す。

財務省の福田事務次官についての週刊誌報道が

先日ございまして、それにつきまして、音声の情報も出て、そしてまた、今朝、テレビ局の記者会見もあつたところでござります。

一方で、それらの情報を受けまして、私どもと

であれば問題ないということなんですか。

○政府参考人(矢野康治君) 記者以外の方といふのはいろいろな方がおられますけれども、ビジネス上の方であつたりするということです。

○辰巳孝太郎君 今日の週刊誌についての聞き取りはなぜしないんでしょうか。なぜまだしているんですか。

○辰巳孝太郎君 とことどこのバーで、そしてこのやり取り、これそのものを否定されているということなんですか。そういうことなんですか。

○辰巳孝太郎君 ついで、昨日取り上げられていましたね。当然、矢野さんも御覽になつていています。もしこのやり取りがされたとすれば、女性記者に対して、そのことを今日未明の記者会見でテレ朝日はおつしやつているわけですよね。

○政府参考人(矢野康治君) それは、今日出版されたものですからです。

○辰巳孝太郎君 昨日取り上げられていますね。当然、矢野さんも御覽になつていています。もしこのやり取りがされたとすれば、女性記者に対して、そのことを今日未明の記者会見でテレ朝日はおつしやつしているわけですよね。

○政府参考人(矢野康治君) それは、今日出版されたものですからです。

○辰巳孝太郎君 ついで、昨日取り上げられていましたね。当然、矢野さんも御覧になつていています。もしこのやり取りがされたとすれば、女性記者に対して、そのことを今日未明の記者会見でテレ朝日はおつしやつしているわけですよね。

○政府参考人(矢野康治君) それは、今日出版されたものですからです。

しては、人事院の指摘に基づきまして調査を開始し、双方の事実認定をさせていただいた上でしかるべき処置をするという手続に入ったわけでござりますが、福田事務次官は、先週の時点におきましても、また今朝の時点におきましても、事実としてセクシアルハラスメント、性的な嫌がらせをしたというのは事実と違うという主張をしております。

したがいまして、それを今、第三者たる弁護士事務所にお願いをして双方の主張を調査するといふ、主張といいますか、事実認定をするために調査をするというプロセスに入つておるところでございます。

○辰巳孝太郎君 濟みません、ということは、皆さんの委託した弁護士さんにこの方自身がお話しにならないと、皆さん自身は、この間、今日の発売の週刊誌でやられているやり取りですね、これそのものの認定もせずに事務次官のセクハラの認定はできないと、こういう話ですか。

○政府参考人(矢野康治君) 別の委員会でもある御答弁を申し上げておりますけれども、福田事務次官は、そこに言われているようなことは違つて、前段があるということですか、いろいろ事実と違うということを申し立てております。したがいまして、裁判もするという覚悟でございますので、事実の認定をきちんとしていただく必要があると思つてあります。

我々は、かばおうとか隠そうとか、そんな思いは全くございません。ありませんけれども、本人がそれは違うと言つてはいる以上は、事実をきちんと究明する必要はあると思います。

○辰巳孝太郎君 ということは、本人が否定する限り、皆さんはこのセクハラについてセクハラの事実認定はしないということになるんじゃないですか。そうなつちやうんじないです。皆さん自身、何のためにそれを調査しているんですか。

昨日の委員会でも問題になつてているのは、これらの会話がどのような場でどのような相手に對してどのような流れの中で行われたのかというの

問題だと、こう言つていいわけですね。もちろん、私は、それら全てを考えないとしても、そういう言動が女性に対してされたのであれば、これ

はもう即刻セクハラ認定すべきだと思いますが、今日の週刊誌の報道では、どのような場でどのよう相手に對してどのような流れの中でというのは、これはもう明らかになつたじやないです。

だったら、皆さん自身がこれ調査、当然、福田さんは聞き取りはしたらいいと思いますが、皆

さん自身がセクハラ認定して、これ処分すべきですよ。すべきですよ。どうなんですか。

○政府参考人(矢野康治君) 繰り返しになりますけれども、福田次官は、そこに書かれていること自体につきまして疑義があるということを強く申上げております。その文字を、字面を事実であるという前提にすれば、これはセクハラでしょ

う。でも、本人は、その前段も状況も違うと言つておりますので、それを裁判でまでやると言つて

いますので、それを、要するに嫌がらせというハラスメントの状態であったかどうかという前提に立ち至つていいんです。

よく言われますけれども、セクハラがこの程度だつたらいいというようなことを言つてゐるので

はなくて、ハラスメントの実態があつたかどうかということをまず究明する必要があるということを

いきます。

○辰巳孝太郎君 つまり、前提が何かあれば、そして書かれているようなやり取りの順番が違つて

いるのであれば、これは、こういうやり取りがされていたとしても財務省としてはセクハラと認定しないと、そういう可能性があるということを言つていいですね。これ、全く私、信じられない

ことです。信じられないですよ。

これ、女性記者であるということは認めている

ことですか。このやり取りが女性記者であるということは認めておられるんですね。これ、全く私、信じられない

ことです。信じられないですよ。

○政府参考人(矢野康治君) そうではございません。そのやり取りがあつたとしても、前段があればセクハラに当たらない可能性があるという認識に立つているということですね。

○辰巳孝太郎君 まず、私の質問に答えてください。前段が何があるんでしよう。

○政府参考人(矢野康治君) ですので、一方の当事者とされる福田事務次官は、そのやり取りについては前段もあるし状況も違うしということを申

し上げておられますので、そこをきちんと究明しな

○辰巳孝太郎君 記者以外の方へのセクハラ言動

聴取と、それから、されたとされる方の御事情をお聞きすることと両方をきちんとやらなければいけないと思つております。

○辰巳孝太郎君 今日の報道では、福田さんは、全体を見てもらえばセクハラに該当しないといふのは分かると、こう言つてゐるんですよ。全体を見てもらえればセクハラに該当しないというのは分かると。

彼は、記憶にないとか、そんな言つていない、全面否定しているわけですけれども、この発言見れば、そういうことを言つたということを前提に、前提に全体を見てもらえばセクハラに該当しないという御自身の意見を述べられているんですけど、彼はそういうやり取りがあつたということを認めているということでよろしいですね。

○政府参考人(矢野康治君) 歩きながらの短い間のやり取りですで、それで全てを究明しろといふのは御無理だと思います。調査を我々は別途きちんと責任を持つて人事院規則にのつとつてやつておりますので、その調査を待つていただきたいと思います。

○辰巳孝太郎君 いや、財務省というところが、本当にこの期に及んでという感がしますけれども、とんでもないところだなということが明らかになつたかなというふうに思います。

世耕大臣、実は、経済産業省所管するクールジャパン機構、官民ファンドですけれども、昨日の報道でありますけれども、ここでもセクハラがあり、そして今訴訟をされているということが報道をされています。職員に対しくじ引をして、当たりとして監査役とのワインディナーとか、そういうことをして、いたということが争われているわけでありますけれども、このことについての認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 御指摘の訴訟については、クールジャパン機構等の当事者間の問題でありまして、経産省としてコメントは差し控えさせていただきたいと思います。いずれにしても、解決へ向けて、クールジャパ

ン機構等において誠実に、今これ訴訟になつてゐるわけでありますので、訴訟対応していくものだけないように考えております。

○辰巳孝太郎君 しかし、これも経産省も率先してセクハラの実態調査、これ事実関係調べるべきだと私は言わなければならないというふうに思ひます。

さて、全て都合の悪いことが記憶にないとか、ごまかしやすり替えで審議が進んでいくわけなんですかれども、財務省にお聞きしますが、森友のやり取りの中で、昨年の二〇一七年の二月の二十二日に菅官房長官に対して、佐川前理財局長、太田現理財局長、そして中村稔現総務課長がこの契約についての説明に行つたということでありました。

中村総務課長は、その時点で安倍昭恵さんの名前が記載されている決裁文書に判こをついた一人でありますから、当然そのときに菅官房長官に、安倍昭恵さんの名前がありますよと、こういうお報告をされているはずだと私は思つんですが、この間のやり取りではそれを否定されて、そして、決裁をしたときにその決裁文書を見なかつたのかという問い合わせには、実は見ずに判こを押していましたと、昭恵さんの名前は私知らなかつたので報告していませんでしたと、こういう答弁でありました。

その二〇一五年の四月の三十日の決裁、これ、十四のいわゆる改ざんされた決裁文書の中の本省が持つてゐる唯一の決裁文書、特例承認決裁文書と言われるものであります、そこに決裁をして、直談判してごみの処理を相談したりとか、その人名ということになるうかと思いますが、既に退職す。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたします。残りの人数ということで申しますと、残り一二名ということになりますが、既に退職している者、あるいは東京に現時点でいないといたつたような者もありますので、確認にはいましばらくお時間をいただきたいと思います。

○辰巳孝太郎君 つまり、今の段階でその決裁文書の中身を見ている人は誰もいないと、こういうことなんですよ。あり得ないんですよ、行政マンとして。あり得ない話ですよ。皆さん、ちゃんと見ていると私は思いますよ。

たと、こういう話になつてゐるんですね。

決裁されている方はそのほかに、全部で十八人ですから、その残りの人は中身は見て決裁をされたんでしょうか。

○政府参考人(富山一成君) お答えをいたしました。

今お取り上げになつてゐる特例承認の決裁の決裁者の認識ということでございますが、これまでの国会におきまして、委員の方から総務課長あるいは前審理室長についてのお尋ねがあつて、そぞれ御答弁をさせていただいております。また、他の御質疑の中で飯塚前次長あるいは古谷審議官についても御答弁をさせていただいておりますが、引き続き、残り全員ではないが、確認作業を行つたところでございますけれども、当時、決裁文書を作成、起案した審理室の担当係長及び当該係長の上司でありました証務専門官は、経緯の中に総理夫人に関する記載があることを認識していました。

○辰巳孝太郎君 それは当たり前なんですよ、起案しているんですから、文書を書いている人ですかね。それは安倍昭恵さんの名前を書いた張本人ですから、知つてるのは当たり前なんですよ。

○辰巳孝太郎君 法案に入りたいと思います。大臣は、これは分野の限定がないんだと、分野の限定がないのは日本以外にないということも認められております。そして、道路運送法で白タク行為として禁止されるライドシェアについても申請が可能であることを認めておられます。これ、重大だと思うんですね。

具体的に聞きたいと思うんですが、国交省、な

ぜライドシェアは日本で認められないのか、これをお答えください。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。

国土交通省といたしましては、自動車による旅客の運送において、安全、安心の確保が最重要の課題と認識をいたしております。

自家用車を用いたいわゆるライドシェアにつきましては、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としたしております。国土交通省といたしましては、このよう

なぜ見ていないとしか言えないかといえば、見ていると言えば、二〇一七年、昨年の二月の二日の時点で、財務省として、理財局として、安倍昭恵さんの、つまり改ざん前の安倍昭恵さんの名前のある決裁文書があつて、それに基づいて全員の審議していた、だから改ざんしたんだ、隠すために。つながるから、都合が悪いからそれを言えないと。つながるから、都合が悪いからそれを言えないので、話なんですよ。あり得ない話です。

この問題、引き続きやりたいと思いますので、またよろしくお願ひします。

富山局次長、矢野さん、退席していただいて結構です。ありがとうございます。

○委員長(斎藤嘉隆君) 矢野官房長、富山次長、御退席いただいて結構です。ありがとうございます。

富山局次長、矢野さん、退席していただいて結構です。ありがとうございます。

○辰巳孝太郎君 法案に入りたいと思います。

生産性向上特別措置法案で導入される規制のサンドボックスについてお聞きをしたいと思います。

○辰巳孝太郎君 法案に入りたいと思います。

大臣は、これは分野の限定がないんだと、分野の限定がないのは日本以外にないということも認められております。そして、道路運送法で白タク行為として禁止されるライドシェアについても申請が可能であることを認めておられます。これ、重大だと思うんですね。

具体的に聞きたいと思うんですが、国交省、な

ぜライドシェアは日本で認められないのか、これをお答えください。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。

国土交通省といたしましては、自動車による旅

客の運送において、安全、安心の確保が最重要の

課題と認識をいたしております。

自家用車を用いたいわゆるライドシェアにつき

ましては、運行管理や車両整備等について責任を

負う主体を置かないままに自家用車のドライバー

のみが運送責任を負う形態を前提としたしておりま

す。国土交通省といたしましては、このよう

形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と考えております。

○辰巳孝太郎君 法令に違反するということなんですね。

済みません、航空局の次長も退席していただき結構です。ありがとうございました。

○委員長(斎藤嘉隆君) 航空局和田次長、御退席いただいて結構です。

○辰巳孝太郎君 そこで、この間議論されているウーバーなどのライドシェア事業者が日本で白タク営業を行うためにこの規制のサンドボックスを用いて計画を申請する場合、まず、法案にあります十一条に基づいて主務大臣に申請をするということになります。

主務大臣というのは、これ具体的にはどういう大臣になるんでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 規制のサンドボックスであります新技術等実証制度におきまして、事業者から実証計画の申請があった場合の主務大臣でございますが、計画に記載された革新的事業活動についての事業所管大臣と当該実証に関係する規制法令に係る規制所管大臣が主務大臣になるわけであります。

○辰巳孝太郎君 ということは、仮にですよ、仮にウーバーが今道路運送法上禁止をされているライドシェアということでサンドボックスの申請をした場合は、国土交通省が規制官庁といふことに、規制所管大臣と国交大臣がなるということによろしいでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 実証計画の中で当該実証に關係する規制法令として道路運送法が規定をされた場合には、道路運送法の規制所管大臣といふことで国土交通大臣になるというふうに考えております。

○辰巳孝太郎君 そのようにならざるを得ないと思いますがね。

そして、ちょっと九条についてお聞きしたいんですね。九条には、新たな規制の特例措置の適用

を受けて新技術等実証を実施をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に

対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができると、こういうことですが、これは要するに、今は道路運送法などで規制がされてい

る、できないライドシェアがサンドボックスに来る場合は、特例措置の整備をすればこれが違法で

はなくなつて合法化されてしまうということにならんでしょうか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 九条でございますけれども、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者が新たな規制の特例措置の整備を求めることができるということ

であります。その求めを受けた主務大臣は、その特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるとときは、その内容を、特例措置の内容を求める

をした者に通知をするとともに、講することとす

る新たな規制の特例措置の内容を公表するものと

するというふうに規定をしております。

逆に、特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知をすることとされております。

○辰巳孝太郎君 いや、ですから、違法なものを合法にできるというものなんですね、これ。違う

んですか。

○辰巳孝太郎君 いや、ですか、違法なものを

めることとされることがあります。

令であれ政令であれ、それを変えれば、今までできなかつた違法なものが合法になつていくといふことだと思います。これ、どんでもない話だと思います。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、自家用車を用いたいわゆるライドシェアにつきましては、運行

管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としているものでございま

す。国土交通省といたしましては、仮にこのような形態の旅客運送を有償で行うことと前提とした新技術等実証計画の申請があつた場合には、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があります。

○辰巳孝太郎君 それ以上の答弁、多分来ないと思つんですけれども、皆さんが規制されている労働時間あるいは車両規制等々、これ全部安全のためであります。安全のために必要だからやつているわけであります。ただ、それなしに、ウーバーなどのマッチング業者といふのは、これ雇用関係ないわけですよ。どうやつて車両の整備やりりますかと、どうやつて労働時間把握しますかと、これなかなかできないわけであります。これじゃ安全絶対守れない、こう言わざるを得ないと思つんですね。

○辰巳孝太郎君 この白タク事業といふのは、これ安全性が確保されずに、世界各国で事故、事件が起きておりま

す。市場のルールも、社会全体の混乱が必至といふ状況の中では、再規制にむしろ踏み出しているの

が世界の流れであります。代表的な事業者であるウーバーも世界で行き詰まつております。それを規制のサンドボックスで、規制の及ばない環境でライドシェアといふ実験をさせるということ

になると、これは国民の身体、生命の重大な侵

害、命に關わる事態をもたらしかねないと言わな

ければなりません。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。

国土交通省といたしましては、ニューヨークにおけるライドシェアの状況等について把握をしてございませんけれども、ウーバーは運行

が、とりわけニューヨークでのライドシェアの参入によつて車両台数が急増している実態について、どのように把握をされていますか。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。

国土交通省といたしましては、ニューヨークにおける二〇一四年と二〇一五年の乗客数を比較いたしまして、この間、ウーバーが約四百四万人増加をしているのに對し、タクシーの乗客数は三百六十八万人減少しているといった調査結果を示したものがあると承知しております。

○辰巳孝太郎君 これ、まさに破壊しています。すごいですね。

ニューヨーク・タイムズが今年の二月六日の記事で、このライドシェアの普及でタクシーの台数、タクシーというかライドシェアの車両も含めて急増して、運転手が低賃金、長時間労働で自殺をしたということを取り上げております。日本にライドシェアが入つてくれば、ニューヨークのように車両台数が全体として急増して供給過剰になる過当競争というのが生じることは、もうこれは明らかなんですね。

二〇〇二年の小泉政権下でタクシー事業の需給調整というものが撤廃をされて、新規参入や増車が自由化されるなどの規制緩和が実施された結果、タクシーの台数が増えて、運転手の賃金、労働条件が低下をして、交通事故増加などの安全運行を脅かす事態も深刻化しました。それで、規制緩和政策を見直すという動きがこれは与野党含めて

出で、二〇〇九年にはタクシー適正化・活性化法が制定をされて、一三年には都市部などの過当競争地域を国交大臣が特定地域に指定をして、減車措置に強制力を持たせるなどの規制を強化する改正も行われたわけなんですね。これ、入れ

ちゃつたら同じこと繰り返すことになりますよ、

これ、絶対。

世耕大臣、幾ら経済産業省、規制緩和するところ

だとはい、こういう労働者の賃金とか労働条件とかをはずたにしてしまうと、これやっぱり日本産業のためにも経済のために私は良くないと思います。いかがですか。

○国務大臣(世耕弘成君) いずれにしても、この法律では、まず分野を限らないということが前提になつてゐるわけですが、実際にライドシェアのようなサービスが申請をしてきた場合は、これは特に主務大臣がきつちり安全性その他規制法令に違反していなかどうかをチェックをして、認定するかどうかということになるわけです。

ちょっとこのサンドボックスと離れて、ライドシェアの今動向を申し上げれば、例えば先ほどから特定の会社の名前を言っておられます、その会社は今、日本のタクシー会社と逆に連携するようなアプローチも進めていますよ。今、大分、今までしゃつていてるようなニューヨークの状況とか踏まえて、少し企業も行動を変えてきている面もあります。

あるいは、ライドシェアが今本当に期待をされているのは、現に今、日本でも実験が行われていますけれども、過疎の地域ですね、公共交通、タクシーもなかなかないというようなところで、高齢者の皆さんのが自分で運転できないといふようなところにライドシェアを入れることによって、その人たちに移動手段が提供されるというようなことも出てきているわけあります。

いずれにしても、今回、サンドボックス制度は、御指摘のようなタクシードライバーを請負とすることで質の高い雇用を失わせる、そんなことを目的として実証を行うものではないといふうに考えています。ライドシェア事業者とタクシー会社が連携するようなことも想定をされていまして、産業の新陳代謝に寄与する可能性、あるいはタクシー会社の効率を上げていく、生産性を上げいく可能性もあるのではないかというふうに思つてゐます。

○辰巳孝太郎君 もちろん、先ほどの個社だけではなくて、ほかの会社も、大きい会社もたくさんありますからね。これは我々としては絶対認められないというふうに思つております。

ちょっとサンドボックスから離れて、ライドシェアですけれども、ライドシェアとはまだ言えないのでかもしれません、利用者がドライバーに対して、謝礼を名目にお金を払う、こういう業態といいますかね、マッチングサービスで出てきております。その代表的な会社がクルーという会社なんですが、国交省は、今年の四月の五日に、この相乗りアプリ、クルーに対して改善の指示を出しておられますけれども、どういう指示なんでしょうか、なぜそういう指示を出されたんでしょうか。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。委員御指摘のクルーにつきましては、自家用自動車による運送において、利用者が運転者に対し実際の運送に掛かるガソリン代や道路通行料のほか、謝礼を支払う形態のものであると承知をいたしております。

道路運送法上の許可又は登録を要しない自家用自動車による運送の態様につきましては、昨年六月の規制改革実施計画や高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間とりまとめにおきまして、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲を明確化することなどが求められたことを受けまして、これらを明確にするための通達を本年三月三十日に発出をいたしております。

具体的には、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲として、自發的な謝礼や仲介手数料の收受について、それぞれ取扱いの明確化を行つたところをございます。

この通達を踏まえまして、クルーに対しましては、謝礼を誘引するような表現は修正すること、それから運転者が謝礼の有無、金額により利用者を評価することなどがないよう、また利用者が謝礼の決定を経由しなくとも決済ができるようシステムを修正すること、さらに、運転者に仲介手数料が

還流しないよう防止策を講じることを求めているところをございます。

○辰巳孝太郎君 つまり、名目は謝礼なんだけれども、謝礼を誘引するようなことはやつてはならないという話だとと思うんですね。実質の利用料にちょっとしたけれども、ライドシェアとはまだ言えちゃつて、ガソリン代などの実費に加えて謝礼として、謝礼を名目にお金を払う、こういう業態といいますかね、マッチングサービスで出てきておりません。その代表的な会社がクルーという会社なんですが、国交省は、今年の四月の五日に、この相乗りアプリ、クルーに対して改善の指示を出しておられますけれども、どういう指示なんでしょうか、なぜそういう指示を出されたんでしょうか。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。委員御指摘のクルーにつきましては、自家用自動車による運送において、利用者が運転者に対し実際の運送に掛かるガソリン代や道路通行料のほか、謝礼を支払う形態のものであると承知をいたしております。

道路運送法上の許可又は登録を要しない自家用自動車による運送の態様につきましては、昨年六月の規制改革実施計画や高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間とりまとめにおきまして、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲を明確化することなどが求められたことを受けまして、これらを明確にするための通達を本年三月三十日に発出をいたしております。

具体的には、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲として、自発的な謝礼の支払とは言えず、許可又は登録を要すこと、それから、仲介者が利用者から仲介手数料を收受する場合は、一部を運転者に支払うことと踏まえて、今のような指示、指摘をしているとこ

とが可能となる範囲を明確化することなどを求められたことを受けまして、これらを明確にするための通達を本年三月三十日に発出をいたしております。

この具体的には、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲として、自発的な謝礼や仲介手数料の收受について、それぞれ取扱いの明確化を行つたところをございます。

○辰巳孝太郎君 分かりました。

私が申し上げたことに加えて、利用者とドライバーが相互に点数を付ける、評価をする、これがマッチングアプリの特徴なんですから、その際に、ドライバーが星を幾つ付けたか、それを利用者が分かつた上で謝礼をするとか、またそれの逆の場合とか要するに評価の算出で謝礼が

穆ページには、例えばお礼をしましようと。つまり謝礼ですね、謝礼をしましようという言葉や

ドライバーに対して任意に謝礼をお支払いいただこうことができますという文言ですね。謝礼の有無や金額は自由に設定することができます、ドライバーに乗車した方からいたいた謝礼は全額ドライブで決済をするわけでありますけれども、ガソリン代などの実費が走行距離などに応じてぱつぱつしてしまって、こういう話だと思うんですね。先ほどちらっとありましたけれども、これはちょっとしたけれども、ライドシェアなどはまだ言えちゃつて、ガソリン代などの実費に加えて謝礼として、謝礼を名目にお金を払う、こういう業態といいますかね、マッチングサービスで出てきておりません。その代表的な会社がクルーという会社なんですが、国交省は、今年の四月の五日に、この相乗りアプリ、クルーに対して改善の指示を出しておられますけれども、どういう指示なんでしょうか、なぜそういう指示を出されたんでしょうか。

○政府参考人(早川治君) お答えいたします。委員御指摘のクルーにつきましては、自家用自動車による運送において、利用者が運転者に対し実際の運送に掛かるガソリン代や道路通行料のほか、謝礼を支払う形態のものであると承知をいたしております。

道路運送法上の許可又は登録を要しない自家用自動車による運送の態様につきましては、昨年六月の規制改革実施計画や高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間とりまとめにおきまして、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲を明確化することなどが求められたことを受けまして、これらを明確にするための通達を本年三月三十日に発出をいたしております。

具体的には、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲として、自発的な謝礼の支払とは言えず、許可又は登録を要すること、それから、仲介者が利用者から仲介手数料を收受する場合は、一部を運転者に支払うことと踏まえて、今のような指示、指摘をしているとこ

とが可能となる範囲を明確化することなどを求められたことを受けまして、これらを明確にするための通達を本年三月三十日に発出をいたしております。

この具体的には、ガソリン代などのほかに一定の金額を收受することが可能な範囲として、自発的な謝礼や仲介手数料の收受について、それぞれ取扱いの明確化を行つたところをございます。

○辰巳孝太郎君 お答えいたしました。

私が申し上げたことに加えて、利用者とドライバーが相互に点数を付ける、評価をする、これがマッチングアプリの特徴なんですから、その際に、ドライバーが星を幾つ付けたか、それを利用者が分かつた上で謝礼をするとか、またそれの逆の場合とか要するに評価の算出で謝礼が

やつていただきたいと思います。先ほど大臣からありましたように、ライドシェアに限つて見ますと、やっぱり質の良くない労働というのが私は増えて、日本の産業のために良くないんじゃないかということを思つております。

このシェアリングエコノミーに関わつて、もう一つ、今注目されているのが民泊であります。昨年、民泊新法が可決をされました。本年六月の十五日から施行をされます。これは、闇民泊という話がありますけれども、民泊の事業者が届出を行つて新法によつて違法民泊を排除していくんだと、仲介業者もちゃんと登録してもらうんだと、こういう話であります。三月からこの事業者の登録が始まつて、六月の十五日から施行ということになります。

ちょっとと今現在の違法民泊の数を確認したいんですけど、今現在の違法民泊の数はどれぐらいですか。

○政府参考人(吉永和生君) 都道府県に対しまして、旅館業法の許可を受けていない無許可営業につきまして調査を行つてあるところでござります。これがいわゆる違法民泊の可能性が疑われる事案になるかと思つておりますが、これは、平成二十八年度におきまして新規に把握したものが一万八百四十九件となつてございます。

○辰巳孝太郎君 これ、通報があつたものだけですね、確認しますけど。通報されているものだけでしょう。だから、実際にはどれぐらいあるか分からへんでしょう。実際にはもつとあるはずなんですね。これ、通報されて、指導するなりなんなりしたもののがまだあります。分からぬほんまの闇民泊というのは、もつとその恐らく何倍も存在するということになるんですね。これら

○政府参考人(吉永和生君) 都道府県として把握しているものの件数でございます。

○辰巳孝太郎君 つまり、そういうことなんですね、通報あつたものだけなんですよ。分からぬほんまの闇民泊というのは、もつとその恐らく何倍も存在するということになるんですね。これら

をやつぱり全て取り締まつていく、なくしていく、これ新法の立法趣旨なわけですよ。だけど、これ本当ににくすことできるのかということなんですね。これ、残念ながらそうにはなりません。今現在でも違法民泊を排除する最も原始的であり効果的な方法は、民泊仲介業者のサイトに今認められている、今現在ですよ、認められている民泊というのは、簡易宿所を取るか、あとは特区民泊、この二つなんですね、多くは。この二つは都道府県がこれ許可出しているわけですから、この許可出しているところだけ仲介サイトに載せるという方法、そしてあとは全部載せないということをやれば、違法民泊なくなります。すぐになくすことができます。

実際にはそなつております。実際、最大手のエアビーアンドビーというところは、五万件を超える、いわゆる、日本だけですよ、これ登録の事業者やつております。ところが、そんなにないわけですからね、実際。ほとんどが違法民泊なんですね。

○政府参考人(秋川直也君) お答えいたします。国は、この民泊仲介業者に対してこれ排除せいいと、排除せないと、特区民泊、簡易宿所以外は。こ ういう指導は行つてきたんでしようか。

○政府参考人(秋川直也君) お答えいたします。平成二十八年の四月以降、外国のインターネット仲介事業者に対しまして、自社のサイトに物件を登録しているホスト、登録している事業者ですね、に向けて、旅館業法の許可取得等を呼びかけるように厚生労働省と観光庁の連名で文書で要請をしたところござります。

また、住宅宿泊事業法においては、住宅宿泊仲介業を営む者につきまして、海外の事業者を含めて観光庁長官の登録ということを義務付けてござります。この登録に際しましては、違法物件を扱っていないことを確認するとともに、登録の後に届出の有無を確認することなく仲介行為を行うことを禁止しております。これに違反した場合には業務改善命令、業務の停止請求等ができることとなっております。

これを踏まえて、仲介サイト運営事業者に対する措置をとることで、旅館業法上の許可あるいは住宅宿泊事業法上の届出を行うなどその適法性が確認できないような掲載物件につきましては、住宅宿泊事業法の施行日、六月十五日までにサイトから削除するよう昨年の十二月二十六日に通知をしております。

○辰巳孝太郎君 いや、だから、それが駄目なんですよ。全然効果を生んでいないんですもん。そ うでしょう。そのまま載つているんでしょう。皆さんのその指導というのは、六月十五日までに取り除けばええという話なんですよ。そうじやないんですよ。今だつて去年だつておととしだつて、特区民泊あるいは簡易宿所を取つていないのはそ の時点では違法民泊だから、その時点で排除する措置をとれということをやらなあかんわけです。皆さんは言つてきたかもしれないけれども、本気で取り組んでないからこそ今でもずっと違法民泊があるんですよ。

これ、実は大変な問題引き起こしますよ。大阪の民泊においても違法民泊で女性が殺害される事件も起きましたけれども、大変な問題、これから出てきます。ちょっとと後で言いますけれども、これ大体民泊新法の十八条には、これ条例で規制できるということも盛り込まれておりますね。レ クで聞いたところ、四十四の自治体で既に規制の条例ができているということです。

一つ取り上げたいのは、軽井沢町は通常でこの町内での全面禁止を求めております。なぜかとい いますと、軽井沢ブランドを守るためにやと、こう 言うんですね。しかし、規制権限がある県の条例では制限は部分的だと。ですから、町から、軽井沢から悲鳴の声が出されているわけですね。大臣、これ全く国が示した運用指針では、これ自治全域や

臣行かれるかはよう分かりませんけれどもね。これ、やっぱり町の長年の努力で形成されてきたブランドというのは、環境資源であり、あるいはそこにある宿泊施設、これもまさにそのブランドであり、町そのものの風情や雰囲気というのが守られてこそやつぱり軽井沢だという矜持が地元の人にはあるわけなんですね。この築き上げてきたもの破壊されるという懸念があるわけなんです。

○辰巳孝太郎君 まあスナックの話が出ましたけれども、また行きたいと思いますけれどもね。

○國務大臣(世耕弘成君) 軽井沢は、例えば建築規制とか、あるいは辰巳議員がお詳しいスナックの自治体の独自の取組というのを認めているん もここは駄目なんですね。カラオケもありませ ん。そういう意味で、独自のこの町の雰囲気をつ くつているというのはあると思います。

だから、そういうことを民泊新法でも一定程度その自治体の独自の取組というのを認めているんではないかといふふうに思います。

○辰巳孝太郎君 まあスナックの話が出ましたけれども、ところが、ほとんどの違法民泊というのは仲介サイトから排除をされておりません。一方で、三月から既に新法に向けた届出というのがスタートをしております。これ、届出は何件ぐらいありますか、今の段階で。

○政府参考人(秋川直也君) お答え申し上げま す。

先生御指摘のとおりで、三月の十五日から民泊新法に基づきます各事業の届出や登録の受付が始まります。

四月十三日の時点で観光庁で把握しておりますところは、住宅宿泊事業の届出の受付は二百三十

二件ということで……（発言する者あり）はい、二百三十二件。

○辰巳孝太郎君 たった三百三十二ですよ。これに登録していないと、あるいは簡易宿所じやないと、六月十五日からは人泊めちゃ駄目なんですよ。だけど、登録、今の段階で三百三十二しかないんですよ。これ、どうします。どうします、本当に。

今、違法な物件、事業者もあります。だけど、それはどんどん契約しているわけですよ。宿泊事業ですから、外国の方は三か月後とか四か月、半年後の予約、民泊をしているでしょう。だけど、六月十五日を境に、その民泊の事業者が登録をしていなければ、これ泊めさせることはできないんですね。なると思いますよ。だけど、やっていく必要があります。この仲介し

○政府参考人（秋川直也君） 今先生御指摘のようないります。方来られるんですよ。違法民泊ですよ。これ、どないります。一般的には、その仲介業者なケースが起こる可能性はあると思うんですけれども、そういう場合は宿泊予約の取消しということがあります。一般的には、その仲介業者と宿泊者間の契約内容に基づいて仲介業者が必要な対応を取る、ほかの宿を確保する等のことをすると思います。

それで、いずれにしましても、国として、仲介業者が他の施設の紹介による対応などの適切な対応を行うことができるよう、法律の施行日は六月十五日となっていますので、それまでに必  
要な経過期間の中でそういう御検討をしていただければというふうに思つております。

○辰巳孝太郎君 いいですか、今の段階で届出されているのが三百三十二件しかないんです。例えば、エアビーというのは利用者数は年間四百万人と言われているんです。その大部分の人が違法民泊と契約しているんでしょう、あるいはするかもしれない。代替の施設、そんなものないですよ。恐らくそのまま泊めるんじや

ないですか。外国の人は、だつて、泊まるところなかつたら困りますもん。こういう事態、可能性じやなく大ですよ。必ず起るんですよ。こういう事態招いたのも、皆さんきつちりと仲介業者に元々去年あるいはその前から指導してこなかつたからなんですよ。

聞きますけど、そういう事態になつた場合、違法民泊、泊めると、これは当然指導の対象になりますね。なると思いますよ。だけど、やっていくます。なると思いますよ。ただ、やっていくわけですよ。これちょっと、例えばその仲介業者ですけど、これ違法な事業で収益を上げるということになると違法収益ということが多いですね。

○政府参考人（秋川直也君） 違法物件を仲介した場合には法令違反ということになりますので、先ほどの業務改善命令等の対象になるということです。（発言する者あり）はい。

○辰巳孝太郎君 今、違法収益、はいという話がありましたがけれども、これが必ず起るんです。

必ず起るんです。  
それと、私が最後に訴えたいのは、仮にそうでなかつたとしても、このビジネスモデル、マッチングビジネスですけれども、海外の事業者なん

でですね、今最大手と言われているところは、これ手数料をそれぞれ取っていくわけなんですが、海外の事業者ですけれども、この民泊を仲介する海外の法人に課税できるんですか。国税庁から来てもらつてしますけど、どうですか。

○政府参考人（金井哲男君） お答え申し上げま

属する所得について日本で法人税が課税されることとなります。他方、外国法人が国内に恒久的施設を有していない場合におきましては、その外国法人の事業所得に対しても日本で法人税は課税されないこととなります。

○辰巳孝太郎君 一般論でおっしゃつていただいたんですけども、これ、恒久的施設というのはP.E.、パーマネントエースタブリッシュメントですね、こう言うんですけれども、これマッチング事業で恒久的施設ということになりますと、これは主にサーバーになりますよね。サーバーです。

よ、別に事務所も工場も要らないわけですから。エアビーという会社のサーバーというのはアイルランドにあります。アイルランドにありますので日本では課税はできないと、こういうことになります。

先ほどありましたけど、最後に、事業改善命令、営業停止命令を出せることにも民泊新法ではなつておりますけれども、この場合、海外の法人に対する営業停止を課せるんですか、事業改善命令ができるんですか、お答えください。

○委員長（斎藤嘉隆君） 時間が来ておりますので、簡潔にお答え願います。

○政府参考人（秋川直也君） 日本で営業する仲介事業者であれば、海外の事業者だらうと日本の事業者だらうと業務改善命令等の対象になります。

○辰巳孝太郎君 はい。

時間なので終わりますけれども、これ、サーバーがアイルランドになるということになれば、アイルランド政府にお願いをして営業停止命令を本社に出すということになるのではないかと私は思つております。

ありがとうございました。

○石井章君 日本維新の会、石井章です。通告に従いまして質問したいと思います。

日本が産業立国と呼ばれていた二十世紀末頃と比べまして、産業分野における国際競争力の面で

日本のプレゼンスが大きく後退していることは、残念ながら肯定せざるを得ないと思います。各國

が存亡を懸けて国内産業の競争力強化に向けて懸

命に取り組む中、グローバリゼーションの進化に

より、人材投資や技術移転はかつてなく加速して

おります。各国間の経済への国境はほとんどなくなりつつある中で、中国を始めとする新興国の台頭など、近年の世界経済を取り巻く環境はこれまでとは全く次元の違うスピードで劇的な変革をもたらしております。したがつて、今後の産業政策は、これまでと比べ物にならないほどに我が国の

将来に多大な影響を与えることとなることは論をまたないわけでございます。

さきの本会議におきましても、本案が他国と対抗し得る優れた政策となつていてるのかについて質問させていただきました。産業の国際競争力を強化し、民間活力を發揮し得る新しい日本の産業構造の創造は待つたなしの課題であります。

本法案がこの課題克服に大きく貢献するものとなり得るかについて、改めて大臣から御答弁いただきたく思います。

○国務大臣（世耕弘成君） 御指摘のとおり、近年、グローバルにIT系の非常に大きな新興企業が出てきているという中で、日本からは、IT人材の不足ですとかあるいは起業家マインドがちょっと不足をしているといったようなことを背景に日本からそういう企業が世界へ打つて出ているという例がほんんどないという状況になつてきています。

やつぱり規制緩和一つ取つても、これは全て我々否定するわけではありませんけれども、日本の産業のためにならない、雇用のためにならなければいけない、そういう規制緩和ということで、引き続き審議をしてまいりたいというふうに思います。

あります。

しかし一方で、ここへ来て、今世界の巨大IT

企業

での勝負に移つてきている。リアルデータというの、まさに日本が、現場力が強い日本が現場に非常に価値の高い良質なデータをたくさん持つてある。このリアルデータを生かすことによって新たなビジネスを生み出していくことがこの第四次産業革命の世界での日本の勝ち筋ではないかというふうに考えております。その考え方でコネクテッドインダストリーズという構想も打ち上げて、今産業界と取り組んでいるわけであります。

そして、今回提出しております二法案においては、日本の強みを生かした新たなビジネスへの挑戦を強力に後押しするために、幾つかの政策が入っているわけであります。

まず一つは、データを活用した企業の取組を支援する革新的データ産業活用計画の認定制度、そして二つ目が、新ビジネスへのスピード感のある挑戦を後押しする規制のサンドボックス制度、そして三つ目が、機動的な組織再編を後押しする自社株を対価としたMアンドAによる事業再編の円滑化措置、そして四番目が、大胆な挑戦を支援する産業機関のリスクマネー供給機能の強化などを講ずることとしております。

これらの政策を使つて、また予算、税制も含めてあらゆる政策を総動員して、生産性を押し上げるイノベーションをしつかり行つてまいりたいと考えています。

○石井章君 ありがとうございます。  
また別な角度から質問したいと思うんですが、あらゆる政策は連続性が重要なエレメントであることが考えられます。特に、国内の企業を支えるとともに国際競争に打ち勝ついくための経済政策については、確固たる政策方針、戦略に基づいた一定の連続性のある基軸に沿つたものであるべきであると思います。一貫性がなければ戦いには勝てないと思います。

ですから、未来を見据えた戦略が最重要となることは明々白々であります、そこで世耕大臣にお願いでございますが、大臣は、これまでになく

経済の現場、実情に押しなべて御存じでありますし、また卓越した手腕と発想力をお持ちでいらっしゃいます。そこで、大臣の在任中に、まあ未来永劫に大臣やるかもしれません、是非中長期にわたる日本の産業競争力強化に関する指針となる第四次産業革命の構築をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(世耕弘成君) お褒めいただきましてありがとうございます。ただ一方で、在任中にと言わざるがとうござります。ただ一方で、在任中にと申しますが、いろいろ任期が見えてきたのかなどいう気もするわけがありますが。

第四次産業革命などのグローバルな競争環境の変化を踏まえ、経産省でしっかりと戦略はつくっております。去年の五月に、日本の強みと弱みをしつかり見詰め直した上で、二〇三〇年代の目標すべき将来像と、それを実現していくための具体的な施策を述べました新産業構造ビジョンというのを取りまとめたところであります。

その中では、先ほどもお話ししましたけれども、やはりバーチャルデータからリアルデータを活用したビジネスに移行するこの時期に、日本の強みである現場力や現場の良質なデータを生かせるチャンスが到来しているという分析をしているわけであります。

そして、経産省としては、この新産業構造ビジョンを中長期的な産業競争力強化のための指針として、第四次産業革命による競争環境の変化の中で日本企業が国際競争力を持つための取組を具體的に進めているわけであります。

具体的には、第四次産業革命の下で、リアルデータの活用による分野を超えた企業等の結び付けによって新たな付加価値を創造するコネクテッドインダストリーズの実現を目指して、特に重点

入れさせていただいております。

このように、大きな方針の下、それを実行する取組を一つ一つこの方針の下に講じながら、日本は現場の担当官に質問したいと思います。弁いたいたことに感謝申し上げます。

○石井章君 大臣のこの法案に対する思い、そして、縦串、横串でしっかりと考へた中で御答弁いただいたことに感謝申し上げます。

今度は現場の担当官に質問したいと思いますが、昨年、ダボス会議で有名な世界経済フォーラムは、九月二十六日、各国の国際競争ランキング

である世界競争力レポートが発表されました。これは、生産性を決定する要素十二項目のうち百以上の小項目を評価したものということで、百三十

七か国が対象となっています。その首位は、六年連続でスイスであります。米国とシンガポールがそれに続いております。そして、日本の順位は九位であります。ちなみに、近年の順位は、二〇一四年以降であれば、我が国は六位、二〇一五年六位、二〇一六年が八位、そして二〇一七年が九位となつております。

また、その評価の中身ですけれども、ビジネスの洗練度でスイス、米国に次ぎ三位、市場規模とインフラ整備では四位、初等教育・保健衛生では七位と高い位になつております。しかし、マクロ経済環境でははどういうわけか九十三位、そして政

府負債は百三十七位と最下位でございます。

日本は評価基準が現在のものになった二〇〇五年以降では六位が最高ですけれども、一九八〇年代後半から九〇年代前半にかけては一位だったことがあります。そして、イノベーションランキングでは、日本は、昨年までは四位から五位の間に推移しておりましたけれども、二〇一七年から二〇一八年版では八位にまで落ち込んでおりま

す。二〇一七年版におけるみずほ総合研究所の分析では、これまで市場規模とビジネスの洗練度に並んで日本の強みとして高い順位を得ていたイノベーションの順位の後退が全体順位を引き下げて、今回の二つの法案でも、データ連携を促す仕組みですとかサンドボックス制度、産業機関の改

革といったことを、先ほども申し上げましたが、

そこでお伺いいたしますけれども、イノベーションについて、日本は二〇一二年頃までは世界ランク四位程度の実力を維持しておりましたけれども、二〇〇六年には世界一となつたこともあります。

シヨンランクでございますが、直近は、確かにノベーション能力というものが、二〇一三年まで一位であります。二〇一八年には二十一位まで順位を落としているわけであります。これは、ノベーション能力というものが、二〇一三年まで一位であります。二〇一八年には二十一位まで順位を落としているわけであります。これは、どういうことかと確認をいたしますと、あなたの国で企業はどの程度イノベーションを起こす能力は持っていますかという質問に対する企業経営者は、このアンケート結果を点数化したものであります。つまり、企業経営者がイノベーションを自らつくり出す能力について自信を失っているということをうかがわせるものであります。

このイノベーション順位の八位にまで下がつていることについての要因についてのお尋ねでございますが、恐らく多様な要因が組み合わさっていると思ひますけれども、幾つか重立つたものを挙げさせていただきますと、第一に、ITシステムや技術開発など無形資産への投資が少ないこと、いわゆる投資の量の問題があるのではないかと思ひます。第二に、漸進的な開発が主になされる一方で革新的な開発が余り行われないといふ投資の質の問題があるのでないか。第三に、自前主義から抜け出せずにオーブンイノベーションが不十分をしているのではないか、これは人材の問題であります。第五に、起業家精神が低く、開業率が低いという文化とか機運の問題。こうした要因が

あるのではないかというふうに考えております。

○石井章君 そうはいいましても、安倍総理は日

本再興戦略の中で、二〇一七年までにイノベーションランキングを世界一にするという目標を打ち出しております。しかし、その結果は逆に順位を下げることとなつております。その目標へのアプローチ戦略と実践については経産省が担つておられますけれども、どのような戦略で

あつたのか、また目標が達成できなかつた主たる原因についてどのように分析しているか、お伺いいたします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) まず、五つ申し上げましたけれども、第一番目のイノベーション投資の量の問題につきましては、これまで関係省庁が連携をして、平成二十五年に戦略的イノベーション創造プログラム、いわゆるSIPでございますけれども、これを立ち上げまして、毎年五百億の予算を計上をしているところであります。また、小規模事業者、中小企業のIT投資を支援するため、二十八年度補正、二十九年度補正においてIT導入を支援する予算措置を講じてきたところでございます。

他方で、この点につきましては、二〇一〇年度までに官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とするということを目標にしておりますけれども、二〇一六年度の時点では三・四二%、四%の目標に対して三・四二%ということで、まだ道半ばでありますと、引き続き対応を強化することが必要であるというふうに考えております。

二つ目に申し上げましたイノベーション投資の質の問題でございます。革新的な開発投資については、先ほど申し上げましたSIP、戦略的イノベーション創造プログラムにおきまして、革新的燃焼技術や革新的構造材料、次世代海洋資源調査技術など、日本の未来を開拓する上で鍵となる研究開発を推進をしてきております。

加えて、事業者が様々な新たな事業、ビジネスモデルに基づく事業が行えるようにといふことで、新事業特例制度やグレーバーン解消制度につ

いて平成二十六年に措置をして、革新的な事業開発を後押しをしてきたところであります。また、

リスクマネー供給を強化するという観点から、約二兆円の投資能力を持つ産業革新機構を中心に、官民ファンドによる支援を行つてきているところ

であります。

これについて、革新的な開発の促進について、技術開発の成果が出るまでに時間が掛かるという面もあるうかと思いますけれども、引き続きSIPなどを中心に強力に推進をしていく必要があると考えております。

また、規制改革につきましては、既存の新事業特例制度において規制の代替措置を講じることが要件となつておりますが、それを、その代替措置が適切であることを検証するための実証ができるなど、そういう声が上がつております。

また、リスクマネーの供給について、近年いろいろ四次革命の中でもまだ必要性、民間のファンダムだけではリスクマネーが十分に供給されないという問題があるところで、これも道半ばであります。

三番目の方策の問題であります。オープンイノベーションが不十分であるということでありますけれども、この点については、産業革新機構による支援でありますとか、平成二十七年に研究開発税制を拡充した際に、オープンイノベーション型の研究開発を促す、そういう仕組みとしたところがございます。イノベーション促進のためとして、古くは産業クラスター集積を目指して一九八三年スター計画、また研究開発への補助を目的とした一九九三年の産業科学技術開発制度、そして起業企業挑戦の支援法など、三十年以上にわたつて実施されてきたイノベーションに関する政策についても、過去のイノベーションに関する様々な政策について、その結果の検証や評価はどのように具体的に実施されてきたのか、簡潔に御答弁をお願いします。

○石井章君 ありがとうございます。

ただ他方で、オープンイノベーションの現状を見ますと、まだ約六割以上の企業が自社若しくは

自社グループに閉じた研究開発をやつていているという現状にございます。自前主義で自らの企業若しくはグループだけで研究をやります結果、技術開発をやつて開発された成果について事業化されなく経済成長を確固たる、するための体系構築には至つてない。

これまでのイノベーション政策に何が欠如して

産学連携についてもまだ課題があるというふうに考えております。

それから、IT人材の不足の問題について、これについても未踏人材のプログラムをやつておりますが……

○委員長(斎藤嘉隆君) 答弁簡潔にお願いします、局長。

○政府参考人(糟谷敏秀君) はい。

まだ人材の不足の課題がござります。

創業促進についてもまだ道半ばでありますと、引き続きやる必要があると考えております。

○委員長(斎藤嘉隆君) 御答弁簡潔にお願いいたします。

○石井章君 聞いていないところで答弁ありがとうございます。

糟谷局長、お隣に答弁の上手な大臣いますから、簡潔に分かりやすく、国民がいつでも聞いていますのでね。否定しているわけじゃないんですけど、一生懸命やつていらっしゃるので。多分、私の質問以上の答弁がずっと来たので、多分一つ先を越して答弁されたのかどうか。丁寧な御答弁ありがとうございました。

要は、政治は結果責任でありますから、日本政府は早くからイノベーション型の経済の発展を促すために、一九八〇年代から技術革新に基づく経済成長のための産業政策を多く試みてきたわけでございます。イノベーション促進のためとして、古くは産業クラスター集積を目指して一九八三年テクノポリス法、あるいは二〇〇一年の産業クラスター計画、また研究開発への補助を目的とした一九九三年の産業科学技術開発制度、そして起業企業挑戦の支援法など、三十年以上にわたつて実施されてきたイノベーションに関する政策については、これまでのイノベーション政策に何が欠如して

おり、今後は何が必要と考えているのか、お伺いいたします。簡潔に御答弁お願いします。

○政府参考人(糟谷敏秀君) まず、研究開発の量的な面については、予算の面でより効率的な執行等の取組が必要であろうというふうに考えております。また、革新的な開発の内容についても、そ

の研究開発のテーマの選定等においていろいろと考へていく必要があると思います。また、オープンイノベーションを促すために、産学連携の推進、それから研究開発型ベンチャーの育成、ベンチャーのエコシステムの構築が必要であると考えております。

○委員長(斎藤嘉隆君) 答弁簡潔にお願いします、局長。

○政府参考人(糟谷敏秀君) はい。

まだ人材の不足の課題がござります。

創業促進についてもまだ道半ばでありますと、引き続きやる必要があると考えております。

○委員長(斎藤嘉隆君) 御答弁簡潔にお願いいたします。

○石井章君 聞いていないところで答弁ありがとうございます。

糟谷局長、お隣に答弁の上手な大臣いますから、簡潔に分かりやすく、国民がいつでも聞いていますのでね。否定しているわけじゃないんですけど、一生懸命やつていらっしゃるので。多分、私の質問以上の答弁がずっと来たので、多分一つ先を越して答弁されたのかどうか。丁寧な御答弁ありがとうございました。

要は、政治は結果責任でありますから、日本政府は早くからイノベーション型の経済の発展を促すために、一九八〇年代から技術革新に基づく経済成長のための産業政策を多く試みてきたわけでございます。イノベーション促進のためとして、古くは産業クラスター集積を目指して一九八三年テクノポリス法、あるいは二〇〇一年の産業クラスター計画、また研究開発への補助を目的とした一九九三年の産業科学技術開発制度、そして起業企業挑戦の支援法など、三十年以上にわたつて実施されてきたイノベーションに関する政策については、これまでのイノベーション政策に何が欠如して

おり、今後は何が必要と考えているのか、お伺いいたします。簡潔に御答弁お願いします。

○政府参考人(佐藤文一君) 研究開発あるいはイノベーションに関しましては、私どもの中の様々

な評議会とともに、内閣府の総合科学技術会議等において評議を行つてきたところと承知しております。

○石井章君 残念ながら、政策評価はほとんど行われてきていないというふうなことを、いろいろ調べた結果、そういう内容だったわけであります。

政策の効果を厳密に確かめることなく、同じよう

な政策が名称だけを変えて繰り返し実施されてきたのが実情であると思います。日本のイノベーション政策に最も欠けていたのは、厳密な政策評

価だと私は考えております。これまでほとんど政策評価を行わず、実施した政策の効果や不備についての検証結果にもよらず、新たな政策を実施するという到底民間では考えられないことが繰り返されてきたために、結果として、いまだに効果的な政策が何であるかがなかなか明らかになつてないと言えるのではないでしようか。

総理がイノベーションランギング世界一を目指すことを宣言しているからには、政府は今後も更なるイノベーション政策を実施していくことと思われますけれども、過去の政策についての厳密な評価を行い、過去の反省を踏まえた政策を立案していくことが肝要と考えますが、いかがでしようか。

○政府参考人(佐藤文一君) お答えいたします。

先ほど糟谷局長からお話をありましたとおり、例えれば研究開発投資対GDP比につきましては四%という目標を立ててきたわけですが、現在、二〇一六年の時点では三・四二%にとどまつております。こういった、例えば一つ挙げますと、量的な面について私どもとして引き続き努力をしていかなければならぬと思ってございます。

○石井章君 時間ないので最後の質問なんですが、産業革新機構について、政府は、企業や技術を立ち上げるための民間リスクマネーが不足をしておりまして、政府系ファンドの役割は依然大き

いとの理由から、その運営期間を二〇三四四年三月末まで九年間延長するとの方針だといいます。革新機構は、産業活力の再生と産業活動の革新のために時限的な組織としてつくられた会社であります。しかし、事業実績を見ますと、半導体大手であるルネサスエレクトロニクスのような大企業が持て余した産業分野の案件で立て直すことで利益を出しております。ベンチャー投資の失敗の穴埋めや、昨年のシャープ再建をめぐっては鴻海との争いに至るなど、民業補完という役割を逸脱しているのではないかという疑問も抱くのであります。また、国民の税金からの出資金が九〇%以上を

占める官民ファンドの産革機構の情報開示は、國民の理解を生むように適切に行わることが重要

と考えられます。これまでも情報の開示についての検証ができるような形で情報公開をする

とともに、経済産業省としても検証をしていきました

と、機関が設立されてから関

わってきたオールニッポン・エンタインメント

ワークスでは、五年間のうち七本のハリウッド映

画を制作を行うと発表いたしましたが、結局、一

本の公開にも至らず、毎年億単位の赤字を出し続

けた後に、投資額の僅か一・五%、三千四百万円

で全株式を売却したというわけであります。当

然、投資のあるから損失は付き物でありますけれ

ども、だからこそ、透明性が確保されなければな

りません。

大学の先生も指摘をされておりますが、機構に

國民の税金を元手に運用しているということにつ

いて改めて強く再認識してもらうためにも、

更なる情報の公開とその事業内容の検証を実施す

べきと考えますが、いかがでしようか。

○政府参考人(糟谷敏秀君) 産業革新機構による情報公開につきましては、事業報告書、記者会見やプレスリリース等、様々行つておるわけでありますけれども、最近、もつと情報公開必要で

はないかという御批判の中、株式売却案件の開示項目を見直して、過去の株式売却案件の全てにつ

いて出せる限りの情報を新たな項目で今月開示を

したところでございます。

その出せる限りと申しますのは、個別企業に関

する情報開示について、投資対象企業への影響

能性があることなどを踏まえて判断をしたもので

ございますけれども、今後とも、引き続き最大限

の情報公開に努めていくとともに、その投資の結果について検証できるような形で情報公開をする

とともに、経済産業省としても検証をしていきた

いというふうに考えております。

○石井章君 最後に、産革機構の情報公開等につ

いて、大臣から最後の御決意を御答弁いただきた

いと思います。

○国務大臣(世耕弘成君) 当然、国のお金が、必

ずしも税金というわけではないんですけども、

国費が入っているという意味では、これはしつか

りと情報公開は必要だと思います。ただ、余り個

別の案件の公開ということになりますと、ほかの

投資家とか売却先との関係とかいろいろ出てきま

すし、個別案件で全部黒にしなきゃいけないとな

ると、これなかなかリスクを取った投資もできな

いということになります。

ですから、全体としての開示をしっかりとやつ

ていくというような形で、なるべく国民の皆さん

に見えやすい形は目指していきたいというふうに

思っています。

○石井章君 懇切丁寧な御答弁、ありがとうございます。

これまで終わりにします。

○委員長(斎藤嘉隆君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

第一一六〇号 平成三十年三月二十八日受理

中小企業支援策の実施に関する請願 請願者 北海道根室市 加藤正男 外百二  
十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、即時原発ゼロに関する請願(第一一二三号)

即時原発ゼロに関する請願 請願者 埼玉県久喜市 大石貴史 外二百九十九名

第一一二三号 平成三十年三月三十日受理

紹介議員 吉良よし子君

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、生産性向上特別措置法案 この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第一、産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

生産性向上特別措置法案

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、生産性向上特別措置法案 第一節 革新的事業活動の促進(第六条・第七条)

第二節 新技術等実証の促進(第八条・第二十一条)

第三節 革新的データ産業活用の促進(第二十一条・第三十条)

第四節 革新的事業活動評価委員会(第三十一条・第三十五条)

中小企业支援策の実施に関する請願 第一一二九号 平成三十年三月二十七日受理

請願者 山形県鶴岡市 佐藤めぐみ 外百

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第三章 先端設備等導入の促進(第三十六条)

#### 第四十一条

第四章 雜則(第四十三条—第五十三条)

第五章 罰則(第五十四条—第五十六条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造及び

国際的な競争条件が著しく変化する中で、我が

国産業の生産性の向上を短期間に実現するため

の措置が早急にとられなければ、我が国産業の

国際競争力が大きく低下するおそれがあること

に鑑み、新技術等実証の促進、革新的データ産

業活動の促進その他の革新的事業活動による短

期間での生産性の向上に関する施策を集中的か

つ一体的に講ずること等により、我が国産業の

国際競争力の維持及び強化を図り、もって国民

生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与す

ることを目的とする。

第二条 この法律において「革新的事業活動」と

は、我が国において国際競争力を早急に強化す

べき事業分野に属する事業活動であつて、当該

事業分野において革新的な技術又は手法を用い

て行うものをいう。

この法律において「新技術等実証」とは、次の

各号のいずれにも該当するものをいう。

一 新技術等革新的事業活動において用いよ

うとする技術又は手法であつて、当該革新的

事業活動の属する事業分野において著しい新

規性を有するとともに、当該革新的事業活動

で用いられることにより、高い付加価値を創

出する可能性があるものをいう。以下同じ)。

の実用化の可能性について行う実証であつ

て、その実施期間及び当該実証に参加する者

(当該実証により権利利益を害されるおそれ

がある者があるときは、その者を含む。以下「参加者等」という。)の範囲を特定し、当該参

加者等の同意を得ることその他当該実証を行ふものであること。

一切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二 新技術等を実用化に当たつて当該新技術等

に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の

結果の検討を行うものであること。

三 この法律において「規制の特例措置」とは、法

律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主

務省令(以下この項において「政令等」という)により規定された規制についての別に政令等で定める政令等の特例に関する措置であつて、第

十三条第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証について適用さ

れるものをいう。

四 この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動のうち、電磁的記録(電子

的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を

公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全を損ない、

に支障を來すことになるおそれがあるものを除く。以下「データ」という。)を、革新的な技術又

は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものをいう。

(基本理念)

五 第二条この法律において「革新的データ産業活用」とは、革新的事業活動による短期間で

の生産性の向上のための取組が自主的かつ積極

的確保その他の革新的事業活動による短期間で

の生産性の向上のための取組が自主的かつ積極

新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国が、生産性の向上が短期間に実現するよう事業者に対する支援措置の実施、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を計画実行期間第八条第一項に規定する計画実行期間をいう。次条において同じ。)内に集中的に行うことを目指として、行われなければならない。

六 第二章 革新的事業活動実行計画

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する

施策(次項において「革新的事業活動関連施策」という。)の集中的かつ一體的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画(以下「革新的事業活動実行計画」という。)を作成するものとする。

二 革新的事業活動実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画実行期間

二 革新的事業活動関連施策についての基本的

策の目標及び内容

三 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

二 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

三 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

二 革新的事業活動による短期間での生産

性の向上に関する施策についての次に掲げる事

業者による新技術等実証、革新的データ産業活

用、革新的事業活動による研究開発及び人材

の確保その他の革新的事業活動による短期間で

の生産性の向上のための取組が自主的かつ積極

的確保その他の革新的事業活動による短期間で

の生産性の向上のための取組が自主的かつ積極

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する

施策(次項において「革新的事業活動関連施策」という。)の集中的かつ一體的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画(以下「革新的事業活動実行計画」という。)を作成するものとする。

二 革新的事業活動実行計画は、次に掲げる事項

について定めるものとする。

一 計画実行期間

二 革新的事業活動関連施策についての基本的

策の目標及び内容

三 新技術等実証の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

二 革新的データ産業活用の促進に関する施策についての次に掲げる事項

イ 施策の目標及び内容

二 革新的事業活動による短期間での生産

性の向上に関する施策についての次に掲げる事

業者による新技術等実証、革新的データ産業活

用、革新的事業活動による研究開発及び人材

の確保その他の革新的事業活動による短期間で

の生産性の向上のための取組が自主的かつ積極

的確保その他の革新的事業活動による短期間で

の生産性の向上のための取組が自主的かつ積極

三七

			4 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。
5 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。			5 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。
6 政府は、平成三十年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、革新的事業活動実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。			6 政府は、平成三十年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、革新的事業活動実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
7 第四項及び第五項の規定は、革新的事業活動実行計画の変更について準用する。			7 第四項及び第五項の規定は、革新的事業活動実行計画の変更について準用する。
8 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。			8 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。
9 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。			9 政府は、第六項の規定による評価を行ったときは、同項の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。
(担当大臣の責務)			(担当大臣の責務)
第七条 担当大臣(前条第三項に規定する担当大臣をいう。)は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。			第七条 担当大臣(前条第三項に規定する担当大臣をいう。)は、重点施策を、その実施期間内に、実施するものとする。
第二節 新技術等実証の促進			第二節 新技術等実証の促進
(新技術等実証の実施に関する基本的な方針)			(新技術等実証の実施に関する基本的な方針)
第八条 政府は、計画実行期間(第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。以下同じ。)内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条及び第十一条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。			第八条 政府は、計画実行期間(第六条第二項第一号に掲げる計画実行期間をいう。以下同じ。)内において新技術等実証の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条及び第十一条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。
2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。			2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 新技術等実証の意義に関する事項			一 新技術等実証の意義に関する事項
二 新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針			二 新技術等実証の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
三 第十一条第一項に規定する新技術等実証計画			三 第十一条第一項に規定する新技術等実証計画
(担当大臣の責務)			(担当大臣の責務)
第四条 担当大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。			4 担当大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適當であると認めるときは、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。
3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。			3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、その旨及び講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。
4 主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会(第三十一条に規定する革新的事業活動評価委員会をいう。以下この節及び次の節において同じ。)の意見を聞くものとする。			4 主務大臣は、第一項の規定による求めに係る新技術等実証について新たな規制の特例措置を講ずるか否かを判断するに当たっては、革新的事業活動評価委員会(第三十一条に規定する革新的事業活動評価委員会をいう。以下この節及び次の節において同じ。)の意見を聞くものとする。
五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及び			五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及び

4 画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証に関する重要な事項

(解釈及び適用の確認)

第十条 新技術等実証を実施しようとする者は、

主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定(当該新技術等実証に係る新技術等に係る規制について規定する法律及び技術等に係る規制について規定する法律及び規制をいう。以下同じ。)の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができ

るものとする。

5 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

7 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

8 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

9 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

六 その調達方法

六 第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定

七 第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に關し必要な事項

三八

六 第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定

七 第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に關し必要な事項

三八

六 第二条第二項第二号に規定する規制に係る新技術等関係規定

七 第十五条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に關し必要な事項

第三条第一項		保険額の合計額が に、公表するものとする。
2	前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	生産性向上特別措置法(平成三十年法律第号)第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証(以下「新技術等実証関連保証」という)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
1	認定の年月日	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
2	二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	新技術等実証関連保証及びその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
3	三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
4	四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
5	五 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第十二条第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
6	六 第十一条第四項から第六項まで及び前条の規定は、第一項の認定について準用する。	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
7	（情報の提供等）	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
8	第十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
9	（政令等で規定された規制の特例措置）	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
10	第十五条 認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
11	（中小企業信用保険法の特例）	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
12	第十六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
13	2 普通保険の保険関係であつて、新技術等実証関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
14	3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、新技術等実証関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
15	（中小企業投資育成株式会社法の特例）	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
16	第十七条 中小企業投資育成株式会社法は、中小企	新技術等実証関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新技术等実証円滑化業務)

第十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(第十五条规定及び第四十九条において「中小企業

基盤整備機構」という。)は、新技術等実証を円滑化するため、認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて新技術等実証の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十五条において同じ。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行ふ。

(規制の特例措置の見直し)

第十九条 主務大臣(第九条第一項の規定による

求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及

び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。)は、第五十条第一項の報告を踏まえ、当該報告に係る規制の特例措置について、必要があると認めるときは、その見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

(規制改革の推進)

第二十条 主務大臣(第九条第一項の規定による

求めに係る新たな規制の特例措置、第十一条第一

項の規定による求めに係る新技術等関係規定又

は第十三条第三項第六号の新技術等関係規定に

係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣

に限る。)は、新技術等に関する規制の在り方に

ついて、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(革新的データ産業活用の促進 第二節)

第二十一条 総務大臣及び経済産業大臣は、官民

(革新的データ産業活用に関する指針)

第二十二条 データ活用推進基本法(平成二十八年法律第一百三号)の趣旨を踏まえ、計画実行期間における革新的データ産業活用に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「革新的データ産業活用指針」という。)を定めるものとする。

2 革新的データ産業活用においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 革新的データ産業活用の方法、データの安

全管理の方法その他革新的データ産業活用に

関する事項

二 第二十六条第一項に規定する特定革新的

データ産業活用について重点的に実施すべき

分野に関する事項

三 総務大臣及び経済産業大臣は、経済事情の変

動その他の情勢の推移により必要が生じたとき

は、革新的データ産業活用指針を変更するもの

とする。

4 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ

産業活用指針を定め、又はこれを変更しようと

するときは、あらかじめ、関係行政機関の長

(当該行政機関が合議制の機関である場合に

あつては、当該行政機関。以下同じ。)に協議す

るものとする。

5 総務大臣及び経済産業大臣は、革新的データ

産業活用指針を定め、又はこれを変更したとき

は、遅滞なく、これを公表するものとする。

(革新的データ産業活用の認定)

第二十二条 革新的データ産業活用を実施しよう

る場合において、当該申請に係る革新的データ

産業活用計画の前項各号のいずれにも適合す

るかどうかについての書面による調査又は実地

の調査を行うことができる。

主務大臣は、第一項の認定をしようとする場

合において、当該申請に係る革新的データ

産業活用計画の変更を指示し、又はその認定を

その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画

が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的データ

産業活用事業者に対しても、当該認定革新的データ

産業活用計画の変更を指示し、又はその認定を

その認定を取り消すことができる。

2 する事業者は、その実施しようとする革新的

データ産業活用に関する計画(以下「革新的データ

産業活用計画」という。)を作成し、主務省令

で定めるところにより、主務大臣に提出して、

その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が革新的データ産業活用を共

同して実施しようとする場合にあっては、当該

二以上の事業者は共同して革新的データ産業活

用計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が革新的データ産業活用を共

同して実施しようとする場合にあっては、当該

二以上の事業者は共同して革新的データ産業活

用計画を作成し、前項の認定を



データを当該求めをした者に提供するとともに、主務大臣の旨を通知する。二つある。

いは、主務大臣の旨を通知するものとする。  
第四項の規定による要請を受けた関係行政機  
関の長は、前項に規定する場合において、当該  
の長は、その旨を主務  
14 第七項から第九項ま  
る。

要請に係る求めについて第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

8 第四項の規定による要請を受けた関係行政機 15 国の機関及び公共機器

関の長は、当該要請に係る求めに係るデータをその所管する公共機関等が保有する場合において、右記のとおり、(一)～(四)のとおり、

て、当該求めについて第一項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、  
当該要請に応じて前項の公共機関等に要請を行  
わない旨及びその理由を主務大臣に通知するも

10 のとする。  
第四項又は第八項の規定による要請を受けた

公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると

認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした者に提供するとともに、当該公共機関等を所管する主務大臣又は関係行政

機関の長にその旨を通知するものとする。

前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとす

12 第四項又は第八項の規定による要請を受けたる。

公共機関等は、当該要請に係る求めについて第  
二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しない  
と認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理  
由を当該公共機関等を所管する主務大臣又は関  
係行政機関の長に通知するものとする。

14 第七項から第九項まで、第十二項及び前項の規定による通知を受けた関係行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

15 国の機関及び公共機関等は、第一項の規定による求めがあつたときは、官民データ活用推進基本法の趣旨にのつどり、積極的なデータの提供に努めるものとする。

(手数料)

1 第二十七条 前条第二項又は第六項の規定によりデータの提供を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第二項の規定によりデータの提供を行う主務大臣又は同条第六項の規定によりデータの提供を行つる関係行政機関の長は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であることが認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前条第十項の規定によるデータの提供を受けた者は、当該公共機関等の定めるところにより、当該提供に係る手数料を納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、第一項の手数料の額を参考して、公共機関等が定める。

5 前条第十項の規定によりデータの提供を行う公共機関等は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、公共機関等が定めるところにより、第三項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(独立行政法人情報処理推進機構等の行う業務等)

第二十八条 独立行政法人情報処理推進機構(以下「本項において「情報処理推進機構」という。)は、革新的データ産業活用事業者の依頼に応じて、その革新的データ産業活用の実施に当たつてのデータの安全管理に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 主務大臣は、第二十二条第五項(第二十三条各項において準用する場合を含む。)の調査並び第二十六条第一項の確認をするために必要な調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確實に実施することができるものとして政令で定める法人(次項及び第四項並びに第三十一条第一項において「情報処理推進機構等」という。)に行わせることができる。

3 主務大臣は、特定革新的データ産業活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めることときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。

4 情報処理推進機構等は、前二項の調査を行つたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に通知しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職員にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又又販売してはならない。

6 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であつて当該委託に係る調査に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、性の向上に特に資するものとして主務大臣が定めた規約(税法の特例)

第二十九条 認定革新的データ産業活用計画に従つて実施される革新的データ産業活用、生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定めた規約



第四十一条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」といふ。)に従つて先端設備等導入を行つてないとき認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第四十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入に必要な資金に係るもの)をいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(資金の確保)

第四十三条 国は、認定新技術等実証実施者、認定革新的データ産業活用事業者又は認定先端設備等導入事業者が認定新技術等実証計画、認定導入計画を短期間に円滑に実施するために必要な資金の確保に努めるものとする。

(経営改革の促進のための措置)

第四十四条 国は、事業者において、革新的事業活動による短期間での生産性の向上のための取組の積極的な実施に向けた機動的かつ確な経営判断が行われるよう、事業者における意思決定の過程の透明性及び客観性を実効的に確保するための体制の構築その他の経営改革を促進するためには必要な措置を計画実行期間内に集中的に行うよう努めるものとする。

(研究開発の推進等に係る事業環境の整備)

第四十五条 国は、革新的事業活動を促進するため、研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化に必要な事業環境の整備を計画実行期間内に集中的に行うよう努めるものとする。

(人材の確保、円滑化のための施策)

第四十六条 国は、多様かつ高度な能力及び経験を有する人材が我が国産業における革新的事業活動の重要な担い手であることに鑑み、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び事業者と

第三条第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第一項及び		生産性向上特別措置法 平成三十年法律第 号)第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等導入関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第三項及び		当該借入金の額のうち
第三条の三第二項		当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用

については、同法第三条第二項中「百分の七十」と

あり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 第四章 雜則

(革新的事業活動の促進に資する社会資本の整備)

第四十七条 国は、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に資する電気通信システムその他の社会資本が計画実行期間内に集中的に整備されるよう努めるものとする。

(経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資についての配慮)

第四十八条 国は、革新的事業活動の促進に資する環境の保全、エネルギーの使用の合理化その他経済社会の持続的な発展に向けた取組への投資が計画実行期間内に促されるよう配慮するものとする。

(中小企業者に対する施策の総合的推進)

第四十九条 国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構は、我が国産業の生産性の向上に当たつて中小企業者の生産性の向上が不可欠であることから、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動又は先端設備等導入計画を実施しようとする中小企業者に対し、必要な経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第五十条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者又は認定革新的データ産業活用事業者に対し、認定新技術等実証計画又は認定革新的データ産業活用計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 第四十六条 特定市町村の長は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

3 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。



<p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>産業競争力強化法等の一部を改正する法律案</p>	<p>生産性向上特別措置法 第五十二条第三項</p> <p>内閣府又は内閣府、復興庁又は内閣府、復興庁令(告示を含む。)又は省令</p>
<p>目次中「第二章 産業競争力の強化に関する実行計画(第六条、第七条)</p> <p>第三章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第八条、第十四条)」を「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第六条、第十三条、第五十条)」を「第二十二条、第四十八条」に、「第五十一条、第六十条」を「第四十九条、第六十五条」に、「第四節 設備導入促進法人(第六十一条、第七十四条)」を「第四節 事業活動における知的財産権の活用(第七十五条)」を「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に、「第一百十九条」を「第一百二十五条」に、「第二節 中小企業承継事業再生の円滑化(第一百二十六条、第一百三十五条)」を「第二節 中小企業再生支援体制の整備(第一百三十六条、第一百三十三条)」に、</p> <p>「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に改める。</p> <p>第一条中「並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備する」を「を定める」に改める。</p> <p>第二条第二項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第七項中「第二十二条」を「第二十一条」に改め、「当該国立大学法人等を</p>	<p>第七条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のようにより改める。</p> <p>(復興庁設置法の一一部改正)</p> <p>（産業競争力強化法等の一部を改正する法律 第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のようにより改正する。</p>
<p>と連携しつつ」を削り、同条第十項中「設備」の下に「情報システム」を加え、同条第十一項第一号ト中「取得」の下に「当該他の会社が関係事業者である場合又は」を加え、同号ニ中「譲渡」の下に「当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当することを含み、」を加え、同号リ中「取得」の下に「当該外国法人が外国関係法人である場合又は」を加え、同号又中「譲渡」の下に「当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をするこ</p>	<p>第七条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百一十五号)の一部を次のようにより改正する。</p> <p>附則第三条第一項の表に次のように加える。</p>

とを含み、「」を加え、同項第二号イ中「（次項第二号において「新商品の開発等」という。）」を削り、

のう事業活動であつて、第二十二条第一項第六号に規定する商品又は役務に係るもの

八 関係事業者等の経営資源を活用して行う事業活動であつて、前号イ又はロに掲

「、当該二以上の事業者のそれぞれの」を「、そ  
の」に改め、同項各号を次のように改める。  
一 次に掲げる措置のいずれかによる事業の  
全部又は一部の構造の変更を行うもの(当  
該事業者(株式会社に限る)がその株式の  
みを対価として他の会社又は外国法人の株  
式若しくは持分又はこれらに類似するもの  
を取得する場合であつて、当該対価の額が  
当該事業者の有する現金及び預金の額から  
その事業の継続のために当面必要な運転資  
本の額に達する場合)によるもの

げる措置により中核的事業(当該事業者  
が行う他の事業に比して現に生産性が高  
い事業又は将来において高い生産性が見  
込まれる事業をいう。)の売上高その他の  
経済産業省令で定める指標以下このハ  
において「売上高等」という。)の当該事業  
者が行う全ての事業の売上高等の総額に  
対する割合が相当程度増加すると見込まれ  
る場合における当該中核的事業に係る

金の額を控除した額を基礎として経済産業省令で定めるところにより算出される額を上回るとき(に限る)」であること。  
イ 他の会社の株式又は持分の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)  
ロ 外国法(つゆせきぽう)によれば持分又は二  
第二条第十五項中「第五十一条」を「第四十九条」に改め、同条第十六項中「第五十一一条第一項第二号」を「第四十九条第一項第一号」に改め、  
第二条第十八項から第二十項までを削り、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項を同条第十九項とし、同条第二十三項第一号中

口 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得(当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る)。

## 二 新事業活動であつて、次に掲げる事業活

活動のいすれかを行うことにより、当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相

イ 前号イ又はコニ掲げる番置こなり関係  
当程度開拓するものである」と。

前号ノ又は口に持てる持置にて關係事業者となる他の会社又は外国関係法人

となる外国法人(ロ及びハにおいて「関係事業者等」という。)の革新的な技術又は

事業の実施の方式(商品の生産若しくは  
販売の方式又は服務の提供の方式等)、

販売の方式又は後藤の提供の方式をいふ。)を活用して行う事業活動であつて、

第二十二条第二項第五号に規定する事業  
分野におけるもの

□ 関係事業者等の経営資源を活用して行

一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始す

二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者前項第一号及び第四号に掲げるものに限る)の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業

第二条第二十四項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に、「創業支援事業」を「創業支援等事業(前項第一号に係るものに限る)」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第六項を同条第二十三項とし、同条第二十七項から第二十九項までを三項ずつ繰り上げ、同条第三十項を削る。

第三条中「行わなければ」を「行われなければ」に改める。

第四条を次のように改める。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのつとり、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有する。

第五条中「集中実施期間において」を削る。

第二章を削る。

第三章中第八条を第六条とする。

第九条第一項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項及び第三項中「回答する」を「理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表する」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第八条 主務大臣は、第六条第一項又は前条第三項の規定による求めをしようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行ふものとする。

第十条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条第三項第四号及び第五項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条を第九条とし、第十二条を第十条とし、第十二条を第十二条とする。

第十三条中「第三十八条」を「第三十六条」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第八条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第二十条第三項第一号」を「第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第三章を第二章とする。

第十六条第一項中「第二十条第三項第一号」を「第十九条第三項第一号」に改め、第四章第一節中同条を第十五条とする。

第十七条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条を第十九条とし、第二十二条を第二十一条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「次項第五号」を「次項第七号」に改め、同条第二項第三号及び第四号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に、「第四十一条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第三十九条第一項第一号」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次の二号を加える。

五 国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業者分野及び当該事業者分野に係る特別事業再編に関し留意すべき事項

六 相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関する留意すべき事項

第二十四条第一項中「集中実施期間中に」を削り、同条第五項第四号中「第二十六条第四項第四号及び第五十条」を「第二十五条第五項第四号及び第四十八条第一号」に改め、同項第六号中「二以上の事業者の申請に係る事業再編計画又は他の事業者から事業を譲り受けた事業者の申請に係る事業再編計画にあっては、」を削り、「適合する」の下に「ものである」を加え、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条の見出しを「(特別事業再編計画の認定)」に改め、同条第一項中「二以上の」を削り、「特定事業再編に」を「特別事業再編に」に、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、「集中実施期間中に」を削り、同条第五項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中の「特定事業再編計画」を「その特別事業再編計画」に改め、「集中実施期間中に」を削り、「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第一号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第二号及び第三号中「特定事業再編計画に係る特定事業再編」を「特別事業再編計画に係る特別事業再編」に改め、同項第四号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第六号中「適合する」の下に「ものである」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、「特定事業再編が」に改め、同項第五号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第六号中「適合する」の下に「ものである」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「特定会社」を「関係事業者及び外国関係法人」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項各号中「特定事業再編」を「特別事業再編」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

の措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して特別事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。



		者若しくは当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社に対してこの項の規定による請求をしないこととする場合にあっては、当該者を含む。)の全員に対しその有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第百五十一条第二項、第一百五十四条第三項、第一百七十九条、第一百七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに第二項、第一百七十九条の三第一項、第二項及び第四項、第一百七十九条の四第一項各号、第三項及び第四項、第一百七十九条の五第	
		一項第一号、第一百七十九条の六第一項、第二項及び第七項、第一百七十九条の七、第一百九条の八第二項及び第三項、第一百七十九条の九、第一百七十九条の十第一項、第二百七十二条第二項及び第四項、第一百九十三条第二項第一号及び第二百四十六条の三並びに第一百七十九条の四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第二百九十三条第二項第一号及び第四項、第二百七十二条第二項第一項、第二百七十二条第二項及び第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
		九条の八第二項及び第三項、第一百七十九条の九、第一百七十九条の十第一項、第二百七十二条第二項及び第四項、第二百七十二条第二項第一項、第二百七十二条第二項及び第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
		一項第一号、第一百七十九条の六第一項、第二項及び第七項、第一百七十九条の七、第一百九条の八第二項及び第三項、第一百七十九条の九、第一百七十九条の十第一項、第二百七十二条第二項及び第五号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	

特別支配株主完全子法人に している場合における当該者をいう。以下同じ。)	当該特別支配株主	特別支配株主は している場合における当該者をいう。以下同じ。)	当該特定特別支配株主	特別支配株主は している場合における当該者をいう。以下同じ。)	当該特定特別支配株主	特別支配株主は している場合における当該者をいう。以下同じ。)	当該特定特別支配株主	特別支配株主は している場合における当該者をいう。以下同じ。)	当該特定特別支配株主	
該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に	当該特定特別支配株主	該特定特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社並びに当該認定計画に係る他の認定事業者及び当該他の認定事業者が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)に								
特別支配株主	当該特別支配株主	特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	
当該特別支配株主	当該特定特別支配株主	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主	
当該特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	当該特定特別支配株主完全子法人	

第三十二条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「認定事業再編事業者若しくはその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社(以下「認定特定事業再編事業者等」という。)」を「認定事業者はその関係事業者に、「ものに係る」を「場合における」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条の見出し中「公開買付け」を「他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項の表以外の部分中「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次の関係事業者としようとする場合)外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくはこれらに類似するものの取得により当該他の株式会社をそ

の関係事業者としようとする場合を含む」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

の関係事業者としようとする場合を含む」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社

をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

る株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合」を「譲渡により他の株式会社の株式等の取得」に改め、同条第一項において同じ。)の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をそ

### 第二百一条第三項

公開会社

当該認定事業者である株式会社

第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条

第二項の取締役会の決議による第七百九十六条第二項の規定に

よつて

より、株主総会の決議によらない

で

第七百九十八条第五項	存続株式会社等は 当該存続株式会社等	当該認定事業者である株式会社は 当該認定事業者である株式会社
第七百九十八条第六項	効力発生日 特定期日等	
第三十四条第四項中「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項又は第二十五条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項又は第二十六条第一項」に改め、同条第五項中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。 (剩余金の配当に關する特例)		
第三十三条 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて特定剩余金配当(剩余金の配当を削り、同表第二百一条第三項の項を次のよう		
第三百九条第二項第十号	特定剩余金配当(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十三条第一項に規定する特定	「認定事業者」に、「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第七百九十七条第一項の項を「第三十二条第一項」に改め、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、「第二項」の下に「第二百六条の二」を加え、同条第三項の表第二百三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十八条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次の関係事業者としようとする場合)外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくはこれらに類似するものの取得により当該他の株式会社をそ
配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に對して同項第一号に規定する金額分配請求権を与えないこととする場合に限る。	特定剩余金配当(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十三条第一項に規定する特定	「認定事業者」に、「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に改め、「第二項」の下に「第二百六条の二」を加え、同条第三項の表第二百三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十二条第一項」に、「認定事業再編事業者」を「認定事業者」に、「同条第二項」を「同法第二十八条第一項」に、「認定事業再編計画」を「認定計画」に、「公開買付け(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次の関係事業者としようとする場合)外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくはこれらに類似するものの取得により当該他の株式会社をそ

に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項中「第四

とし、同条の前に見出し  
「保険法の特例」を付する

して「(中小企業信用

10 of 10

号	第四百五十九条第一項第四	列記以外の部分
会計監査人設置会社	会計監査人設置会社	会計監査人設置会社

に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項中「第十四条」を「第四十一条」に改め、同条第四項第一号及び第三号口中「第四十八条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とし、第四十三条から第四十七条までを「一条ずつ繰り上げる。

第四十八条第一項中「第四十一条第四項各号」を「第三十九条第四項各号」に改め、同条を第四十六条とする。

とし、同条の前に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付する。

第五十五条第一項中「第五十三条第二号」を「第五十一条第二号」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第五十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十六条を第五十四条とし、第五十七条を第五十五条とし、第五十八条を第五十六条とする。

第五十九条の見出し中「再生手続」を「資金の借入れに関する再生手続」に改め、同条中「合議

第四百六十条第一項	
同項目に掲げる事項	配請求権を与えないこととする場合を除く。
同項目に掲げる事項（産業競争力強化法第三十三条第一項の規定	同項目に掲げる事項（産業競争力強化法第三十三条第一項の規定

に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項中「第四十三条」を「第四十一条」に改め、同条第四項第一号及び第三号口中「第四十八条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第四十二条を第四十条とし、第四十三条から第四十七条までを二条ずつ繰り上げる。  
第四十八条第一項中「第四十一条第四項各号」を「第三十九条第四項各号」に改め、同条を第十四条とする。  
第五十条中「商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する」を「次に掲げる」に改める。

「とし、同条の前に見出しとして〔中小企業信用保険法の特例〕」を付する。

第五十五条第一項中「第五十三条第二号」を「第五十一条第二号」に改め、同項の表第三条第三項中「第五十五条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十五条とし、第五十八条を第五十六条とする。

第五十九条の見出し中「再生手続」を「資金の借入れに関する再生手続」に改め、同条中「合議体をいう」の下に「。第六十条から第六十二条までにおいて同じ」と、「再生計画案をいう」の下に「。第六十二条において同じ」と、「規定する」の下に「再生債権者の間に」を加え、同条を第五十七条とする。

第六十条の見出し中「更生手続」を「資金の借

2 前項の場合において、認定事業者である株式会社(会社法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるものに限る)の定款には、特定剰余金配当に係る同法第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とする。

業再編の」を「特別事業再編の」に「行うのに」を「行うために」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十七条第一項中「認定事業再編計画」を「認定計画」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。

十九条第一項に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項の表中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条とす  
三十八条とする。

第四十条第一項中「第二十三条第二項第五号」を「第二十二条第二項第七号」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十八条第一号中「認定事業再編事業者等」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)」に、「行うために」を「行うためにに」に改め、同条第二号中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定特定事業事業者等」という。)」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「特定事

十九条第一項に、「認定特定事業再編関連措置」を「認定特別事業再編関連措置」に改め、同条第二項の表中「第三十九条第二項」を「第三十七条第二項」に、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第四十条第一項中「第二十三条第二項第五号」を「第二十二条第二項第七号」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十一条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」

第五十一条第三項中「第五十六条第一項」を  
第五十四条第一項に「若しくは第五十八条  
第一項」を、第五十六条第一項に、「確認を」  
を「確認若しくは第五十九条第一項の債権に係  
る確認を」に改め、第四章第三節中同条第  
十九条とし、第五十二条を第五十条とする。  
第五十三条第二号中「第五十五条第一項」を  
「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十二条  
とする。

第五十四条の前の見出しを削り、同条第一項  
の表第三条第一項の項中「第五十四条第一項」を  
「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十二条

下に「同一」の種類の権利を有する更生債権者等（同法第二条第十三項の更生債権者等をいう。第六十五条において同じ。）の間に」を加え、同条を第五十八条とし、第四章第三節中同条の次に次の二条を加える。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認）

第五十九条 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の終了に至るまでの間の原因に基づいて生じた債権が

次の各号のいずれにも適合することとの確認を求めることができる。

一 当該債権が少額であること。

二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

第六十条 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権(この条から第六十五条までにおいて「確認債権」という。)に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三十一条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第四章第四節の節名を削る。

第六十一条から第六十五条までを次のように改める。

第六十二条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法第三十一条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する更生手続の特例)

第六十三条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるとときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第六十四条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されることは考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定する少額の再生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来るかどうかを判断するものとする。

第六十五条 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権とこれ

負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出されたときは、当該再生計画案が民法第百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めを号のいずれにも適合することが確認されることは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することを設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することを設けることとが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法第百六十八条第一項ただし書に規定する少額の更生債権等について別段の定めをしても衡平を害しないで、当該更生計画案が会社更生法第百六十八条第一項各号のいずれにも適合しても衡平を害しないし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する更生手続の特例)

第六十五条の次に次の節名を付する。

#### 第四節 事業活動における知的財産権の活用

第六十六条 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る特許法(昭和三十四年法律第百「十一」号)第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めることにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができると。

第六十七条から第七十五条まで 削除

第六十五条の次に次の節名を付する。

#### 第四章 第五節の節名を削る。

第六十七条から第七十五条までを次のように改める。

第六十五条の次に次の節名を付する。

#### 第四章 第三章とし、第五章を第四章とす

る。

第六十七条から第七十五条まで 削除

第六十五条の次に次の節名を付する。

#### 第四章 第三章とし、第五章を第四章とす

る。

第六十七条から第七十五条まで 削除

第六十五条の次に次の節名を付する。

#### 第四章 第三章とし、第五章を第四章とす

る。

第六十五条の次に次の節名

改め、同号ハ中「創業支援事業」を「創業支援等事業に改め、同号に次のように加える。

二 創業支援等事業(第二条第二十一項第二号に係るものに限る。)の実施に当た

り、学校教育法(昭和二十二年法律第二

十六号)第一条に規定する学校その他の

教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

第一百三十三条第四項中「その創業支援事業計画」

を「その創業支援等事業計画」に改め、同項第一号中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同項第二号中「創業支援事業計画」

を「創業支援等事業計画」に、「創業支援事業が」

者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「創業支

援事業に」を「創業支援等事業に」に改め、同条

第二項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事

業計画」に、「創業支援事業に」を「創業支援等事

業に」に改める。

第一百八十二条第一項中「第二条第二十七項」を

「第二条第二十四項」に改め、同条第二項の表第

三条第三項の項中「第二条第二十七項」を「第二

条第二十四項」に改める。

第六章第二節の節名を削る。

第一百九十九条から第一百一十五までを次のよう

に改める。

第一百九十九条から第一百一十五まで

削除

「第四十九条第一項」に改める。

第六章第三節を同章第二節とする。

第六章を第五章とする。

第一百三十四条第一項中「認定特定事業再編事

業者等」を「認定特定事業再編事業者等」に、「認

定特定事業再編計画」を「認定特定事業再編計

画」に、「認定特定事業再編の」を「特別事業再編の」

に、「認定連携創業支援事業者若しくは認定中

小企業承継事業再生事業者」を「認定連携創業支

援等事業者」に、「認定創業支援事業計画若し

くは認定中小企業承継事業再生計画」を「若しく

は認定創業支援事業計画」に、「創業支援事

業若しくは中小企業承継事業再生」を「若しくは

創業支援等事業」に改め、同条第二項中「又は中

小企業承継事業再生」を削る。

第一百五十五条第一項、第二項及び第三項第一号

イ中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二

十項第一号」に改め、同号口中「第二条第二十三

項第四号」を「第二条第二十項第四号」に改め

る。

第一百六十六条中「認定連携創業支援事業」を「認

定連携創業支援等事業」に改め、「平成二十五年

法律第九十八条」の下に「第一百六条に規定す

る認定一般社団法人等が行う同法」を加える。

第一百七十七条第一項中「認定連携創業支援事業

事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者」

を「又は認定特別事業再編事業者」に、「認定

特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再

生計画」を「又は認定特別事業再編計画」に改め、同

条第六項中「第五十六条第一項」を「第五十四条

三項」に改め、同条第三項中「第五十六条第一項」を「第五

四条」に、「第五十六条第一項」を「第五十四条

三項」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項」を「第五

四条」に改め、同条第三項中「第五十六条第一項」を「第五

四条」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項」を「第五

四条」に改め、同条第三項中「第五十六条第一項」を「第五

「第二百二十三条」に、「第二百十条・第二百十一条」を  
「第二百二十四条・第二百二十五条」に、「第二百十二  
条・第二百二十五条」を「第二百二十六条・第二百三十  
二条」に、「第二百二十六条・第二百三十三条」を「第二  
百三十三条・第二百四十条」に、「第二百三十四条・  
第二百四十三条」を「第二百四十二条・第二百五十条」  
に、「第二百四十四条・第二百五十六条」を「第二百五  
十二条・第二百六十二条」に改める。

第一条中「株式会社産業革新機構」を「株式会  
社産業革新投資機構」に改める。

第二条第十一項第一号ヲ中「第九十七条第一  
項第一号」を「第二十一項」に改め、同条第二十  
六項を同条第三十項とし、同条第二十一項から  
第二十五項までを四項ずつ繰り下げる。同条第二  
十項第一号中「第二百四十四条第二项」を「第二百二十  
八条第二项」に改め、同項を同条第二十四項と  
し、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条  
第十八項中「及び当該事業活動を支援する事業  
活動」を削り、同項を同条第二十項とし、同項  
の次に次の二項を加える。

21 この法律において「特定投資事業者」とは、  
民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六  
十七条第一項に規定する組合契約によつて成  
立する組合、商法(明治三十二年法律第四十  
八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契  
約によつて成立する匿名組合、投資事業有限  
責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは  
外国に所在するこれらの組合に類似する団体  
又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関  
する法律(平成十年法律五百号)第一第三条  
項に規定する特定目的会社若しくは投資信託  
及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法  
律第五百四十八条)第二条第十二項に規定する  
投資法人であつて、特定事業活動に対する資  
金供給その他の支援又は特定事業活動に対す  
る資金供給その他の支援を行う事業活動に対  
する資金供給その他の支援を行つものとい  
う。

22 この法律において「特定政府出資会社」と  
「第二百二十三条第一項・第二百四十二条第一  
項」に改める。

第三十二条第一項の表第二百一一条第五項の項  
及び第三項の表第七百九十六条第二項第二号の  
項中「第二百四十四条第二项」を「第二百四十七  
条第二项」に改める。

3 第二十二条中「第二百二十三条第一項・第二百四  
十二条第一項第六号」を「第二百四十二条第一  
項」を「第二百四十四条第一項」に改める。  
第十九条第一項中「第二百四十二条第一項第一号」  
と「第二百四十七条第一項第二号」に改める。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、  
氏名又は名称、住所、業務の範囲その他主務  
省令で定める事項を公表するものとする。  
(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の  
認定の更新)

は、政府がその発行している株式の総数の二  
分の一以上に当たる数の株式を保有する株式  
会社であつて、出資を行うことを主たる業務  
とするもののうち、株式会社産業革新投資機  
構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、  
その株式を保有する株式会社の業務の支援を行  
うことにより、当該株式会社が行う出資に  
係る業務のより効果的な実施を図ることが必  
要なものとして政令で定めるものをいう。

18 この法律において「技術等情報漏えい防止  
措置」とは、技術及びこれに関する研究開発  
の成果、生産方法その他の事業活動に有用な  
情報の漏えいの防止のために事業者が実施す  
る措置をいう。

19 この法律において「技術等情報漏えい防止  
措置認証業務」とは、次に掲げる業務をい  
う。

一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい  
防止措置が、技術及びこれに関する研究開  
発の成果、生産方法その他の事業活動に有  
用な情報の漏えいを防止するために必要な  
ものとして主務大臣が定める基準に適合し  
ている旨の認証を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情  
報漏えい防止措置を適切に実施するために  
必要な指導及び助言を行うこと。

第九条第一項中「第二百四十二条」を「第二百四  
十条」に改める。

第二十二条中「第二百二十三条第一項第六号」を「第二  
百二十二条第一項第六号」に改める。

第三十二条第一項の表第二百一一条第五項の項  
及び第三項の表第七百九十六条第二項第二号の  
項中「第二百四十二条第一項」を「第二百四  
十七条第一項」に改める。

第十九条第一項中「第二百四十二条第一項第一号」  
と「第二百四十七条第一項第二号」に改める。

第三十二条第一項の表第二百一一条第五項の項  
及び第三項の表第七百九十六条第二項第二号の  
項中「第二百四十二条第一項」を「第二百四  
十七条第一項」に改める。

項中「第二百四十四条第二项」を「第二百四十七  
条第二项」に改める。

第五十一条第二号中「第二百二十七条第二  
项」に、「第二百二十六条第一  
项」を「第二百三十三条第一  
项」に改める。

第六十六条の次に次の節名を付する。

第五節 技術等情報漏えい防止措置の  
実施の促進

第六十七条から第七十五条までを次のように  
改める。

(技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に  
関する指針)

第六十七条 主務大臣は、技術等情報漏えい防  
止措置の実施の促進に関する指針(以下「促進  
指針」という。)を定めるものとする。

2 促進指針においては、次に掲げる事項を定  
めるものとする。

二 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進  
に関する次に掲げる施策に関する基本的な  
事項

二 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進  
に関する次に掲げる施策に関する基本的な  
事項

二 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進  
に関する次に掲げる施策に関する基本的な  
事項

イ 技術等情報漏えい防止措置の実施に関  
する理解を深めるための施策

ロ 技術等情報漏えい防止措置の適切な実  
施に関し必要な知識及び能力の向上を図  
るために必要な施策

ハ その他技術等情報漏えい防止措置の実  
施の促進を図るために必要な施策

三 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実  
施の方法について次条第一項の認定の基準  
となるべき事項

四 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置  
の実施の促進に関する配慮すべき事項

五 技術等情報漏えい防止措置の実施を特に  
促進すべき技術の分野を定める場合にあつ  
ては、その技術の分野

主務大臣は、促進指針を定め、又はこれを  
変更したときは、遅滞なく、これを公表する

ものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の  
認定)

第六十八条 技術等情報漏えい防止措置認証業  
務を行う者は、主務大臣の認定を受けること  
ができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省  
令で定めるところにより、次に掲げる事項を  
記載した申請書その他主務省令で定める書類  
を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ  
ては、その代表者の氏名

二 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範  
囲(その範囲を中小企業者に対して行うも  
のに限定して認定を受けようとする場合に  
あつては、その旨)及びその実施の方法  
を主務大臣に提出しなければならない。

三 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた  
場合において、その申請に係る技術等情報漏  
えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指  
針において定められた前条第二項第三号に規  
定する基準に適合していると認めるときは、  
その認定をするものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一  
項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑  
に処せられ、その執行を終わり、又は執行  
を受けたことがなくなつた日から二年を経  
過しない者

二 第七十五条第一項の規定により第一項の  
認定を取り消され、その取消しの日から二  
年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のう  
ちに前二号のいずれかに該当する者がある

もの

第六十九条 前条第一項の認定は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 主務大臣は、第一項の規定により前条第一項の認定がその効力を失つたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の承継)

第七十条 第六十八条第一項の認定を受けた者(以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。)が当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続・合併若しくは分割当該認定に係る技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部を承継させるものに限る)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が同条第四項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつ

たときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定等)

第七十一条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第六十八条第二項、第三項及び第四項(第二号を除く。)の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項第二号に掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。」と読み替えるものとする。

3 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、第六十八条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項のただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務)

第七十二条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がある場合を除き、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する知識を漏らし、又は盗用してはならない。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対する改善命令)

第七十三条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の技術等情報漏えい防止

措置を講ずべきことを命ずることができる。

(技術等情報漏えい防止措置認証業務の廃止の届出)

第七十四条 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の取消し)

第七十五条 主務大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 その技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法が促進指針において定められた第六十七条第二項第三号に規定する基準に適合しなかつたとき。

二 第六十八条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七十二条第一項の規定に違反して、第六十八条第二項第二号に掲げる事項を変更したとき。

四 第七十三条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十八条第一項の認定、第六十九条第一項の認定の更新又は第七十二条第一項の変更の認定を受けたとき。

六 第一百三十三条第二項又は第一百五十五条第四号の次に次の二号を加える。

五 第百三十三条第二項又は第一百五十五条第一項に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。

六 第一百三十三条第二項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第一百三十三条第二項の規定に違反して、報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関による改善命令)

第七十六条 第八十二条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者」を次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七十九条の規定に違反して、技術等情

報漏えい防止措置認証業務に関し、認定技

術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をし

た者

二 第八十五条第二項の規定に違反して、そ

の名称中に産業革新投資機構という文字を

用いた者

三 第百五十五条第一号中「第七十九条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同条第二号中「第七十九条第二項」を「第八十三条第二項」に改

め、同条第三号中「第九十五条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」を「第一百一条第三項」に改め、同条第八号中「第一百七条第二項」を「第一百二十一条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第

七号中「第一百五条」を「第一百十八条」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第一百三十三条第二項」を「第一百三十三条第三項」に改め、同条第八号中「第一百七条第二項」を「第一百八条第二項」に改め、同号を同条第七号と

同号の次に次の一号を加える。

四 第一百四十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。

五 第百五十五条第四号の次に次の二号を加える。

五 第百三十三条第二項又は第一百五十五条第一項に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。

六 第一百三十三条第二項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第一百三十三条第二項の規定に違反して、報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の取消

しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関による改善命令)

第七十七条 第八十二条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文

字を用いた者」を次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

二十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

三十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

四十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

五十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

六十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

七十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

八十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

九十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百零九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一零 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百一九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百二十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百三十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十五 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十六 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十七 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十八 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百四十九 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百五十 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百五十一 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百五十二 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百五十三 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。

一百五十四 第一百五十五条第二項の規定に次の二号を加える。



「平成三十七年三月三十一日」を「平成四十六年三月三十一日」に改め、第四章第四節中同条を第一百十条とし、同条の次に次の四条を加える。

(特定政府出資会社の主務大臣からの株式の譲受けの求め)

第一百十一条 主務大臣は、財務大臣に協議の上、機構に対し、政府が保有する特定政府出資会社の株式(次条及び第一百十四条において「特定株式」という。)の全部を、次条第三項の評価委員が評価した価額で譲り受けるよう求めるものとする。

(機構による特定株式の譲受け)

第一百十二条 前条の規定による求めを受けた機構は、当該求めから三月を超えない範囲内において経済産業大臣が指定する期間内に、当該特定株式の全部を譲り受けなければならぬ。この場合において、機構が譲り受けた当該特定株式は、第二条第二十二項の規定及び当該特定株式について政府が保有すべき旨を定めている他の法令の規定の適用については、なお政府が保有するものとみなす。

2 機構が前項の規定による譲受けを行う場合であつて、当該譲受けの対価として株式の発行又は自己株式の処分をするときにおける機構に係る会社法第一百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、「ならない。」とあるのは「ならない。ただし、取締役会は、産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第一百十二条の特定株式の全部の譲受け(以下「特定株式譲受け」という。)をする場合

化法(平成二十五年法律第九十八号)第百十二条第三項の評価委員の評価を踏まえて前項第二号に掲げる払込金額又はその算定方法を決定しなければならない。」とする。

3 第一項の規定により機構が譲り受ける特定株式の価額は、評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員(第一百十四条第二項及び第三項において単に「評価委員」という。)は、前項の評価をしようとするときは、当該特定株式の全部の譲受けがその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当でないときには、当該特定株式の時価によらないことができる。

5 前各項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲受けに関し必要な事項は、政令で定める。

第一百十三条 会社法第四百六十九条第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第三項及び第五項から第九項まで、第四百七十条並びに第八百六十八条から第八百七十六条までの規定は、前条第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事業譲渡等をする株式会社	反対株主	事業譲渡等をする場合(次に掲げる場合を除く。)	株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。)が産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第一百十二条の特定株式の全部の譲受け(以下「特定株式譲受け」という。)をする場合	株式会社	効力発生日	特定株式譲受けをする旨	特定株式譲受けがその効力を生ずる日(以下「譲受け効力発生日」という。)
機構	機構	機構の株主のうち政府以外のもの					
第四百六十九条第三項		第四百六十九条第一項		第四百六十九条第五項	前条第一項に規定する場合における当該特別支配株主	前条第一項に規定する場合	前条第一項に規定する場合
事業譲渡等をする株式会社	反対株主	事業譲渡等をする場合(次に掲げる場合を除く。)	株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。)が産業競争力強化法第百十二条第一項の規定による同法第一百十二条の特定株式の全部の譲受け(以下「特定株式譲受け」という。)をする場合	株式会社	効力発生日	特定株式譲受けをする旨	特定株式譲受けがその効力を生ずる日(以下「譲受け効力発生日」という。)
機構	機構	機構の株主のうち政府以外のもの					
第四百七十三条第三項		第四百七十三条第二項		第四百六十九条第六項及び第七項	第一項の規定による請求(以下この章において「株式買取請求」という。)	第一項の規定による請求(以下この章において「株式買取請求」という。)	第一項の規定による請求(以下「機構株式買取請求」という。)
前条第七項	前条の株式会社	効力発生日	事業譲渡等をする株式会社	株式買取請求	機構株式買取請求	機構株式買取請求	機構株式買取請求
機構	機構	讓受け効力発生日	機構	株式買取請求	機構株式買取請求	機構株式買取請求	機構株式買取請求
讓受け効力発生日	機構	事業競争力強化法第百十三条规定において準用する前条第七項					

第四百七十七条第七項	株式買取請求	機会株式買取請求
第四百七十七条第五項	第一項の株式会社	同項
	第一項の株式会社 当該株式会社	産業競争力強化法第百十三条において準用する第一項
第四百七十七条第六項	株式買取請求 効力発生日	機会株式買取請求 讓受け効力発生日
第四百七十七条第七項	株式買取請求 機会株式買取請求	

(機構による特定株式の譲渡)

第百四十四条 機構は、特定株式の譲渡を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可を受けて機構が特定株式の譲渡を行おうとする場合における当該特定株式の価額は、評価委員が評価した価額とする。

3 評価委員は、前項の評価をしようとするときは、当該特定株式の譲渡がその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、当該特定株式の時価によらないことができる。

4 前三項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲渡に関する事項は、政令で定める。

第五百二十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「直接資金供給の決定」に改め、同項各号中「対象事業者」を「直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条第一項中「直接資金供給の決定」に「対象事業者」を「当該直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条を、第九十九条の見出しを「(直接資金供給の決定)」に改め、同条第一項中「特定事業活動支援」

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。	6 第三百三十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「直接資金供給の決定」に改め、同項各号中「対象事業者」を「直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条第一項中「直接資金供給の決定」に「対象事業者」を「当該直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条を、第九十九条の見出しを「(直接資金供給の決
一 対象事業者(特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。)に	第一項の規定による支援基準の変更について準用する。
第二項の規定による支援基準の変更について準用する。	第二項の規定による支援基準の変更について準用する。
第三項の規定による支援基準の変更について準用する。	第三項の規定による支援基準の変更について準用する。
四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供	四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による支援基準の変更について準用する。	6 第三百三十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「直接資金供給の決定」に改め、同項各号中「対象事業者」を「直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条第一項中「直接資金供給の決定」に「対象事業者」を「当該直接資金供給の対象である事業者」に改め、同条を、第九十九条の見出しを「(直接資金供給の決
一 対象事業者(特定投資事業者及び特定事業活動を行う事業者をいう。以下同じ。)に	第一項の規定による支援基準の変更について準用する。
第二項の規定による支援基準の変更について準用する。	第二項の規定による支援基準の変更について準用する。
第三項の規定による支援基準の変更について準用する。	第三項の規定による支援基準の変更について準用する。
四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供	四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

は、次に掲げる事項を記載した申請書を経

産業大臣に提出しなければならない。

一 特定資金供給の内容

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事

業活動に対する資金供給その他の支援の内 容及び実施体制に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事 項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

第五百四条 経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

一 投資基準に適合するものであること。

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事 業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前条第一項の認可をするものとする。

四 うとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聞くものとする。

第五百五条 機構は、第百三十三条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

六 前条の規定は、前項の認可について準用す る。

(認可特定投資事業者の業務の実績に関する)

評価)

第一百六条 機構は、認可特定投資事業者(機構)が第百三十三条第二項の認可を受けて、特定資金供給を行う特定投資事業者をいう。以下同じ。)の事業年度ごとの業務の実績について、

活動に対する資金供給その他の支援を行なう事

業活動に対する資金供給その他の支援の内 容及び実施体制に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事 項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

第五百四条 経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。

一 投資基準に適合するものであること。

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行なう事 業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときには、投資基準を変更するものとする。

四 うとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聞くものとする。

五 前条の規定は、前項の認可について準用す る。

るものに限る。)のみである場合にあつては、第

一号に掲げる決定を除く。)」を「及び評価」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「第一百一一条第一項の株式等」を「第百十条第一項の有価証券に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「第九十九条第一項の特定事業活動支援」を

「第百八条第一項の直接資金供給(機構が第百一一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定事業活動を行う事業者に対して直接行う資金供給をいう。以下同じ。)」に、「当該特定事業活動支援」を「当該直接資金供給」に改め、

「決定」の下に「直接資金供給の内容が第百一条第一項第一号に掲げる出資のみであつて、その額が一定額以下である場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

二 第百三十三条第一項の特定資金供給(機構が第百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。)の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決 定

三 認可特定投資事業者(第百六条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第一百一条第一項第十二号において同じ。)の業務の実績に関する評価

四 保有する認可特定投資事業者の有価証券(金融商品取引法第二条第一項各号に掲げ る有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第百一条第一項第七号を除き、以下同じ。)又は債権の譲渡その他の処分の決定

五 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が第九十五条第一項第二号に掲げる評価を行おうとするときその他の「社外取締役」を加え、同条を第九十七 条とする。

六 第九十三条第六項中「出席し」の下に「委員会

が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

七 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

八 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

九 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

十 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

十一 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

十二 第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第 が三項から第七項までを「一項ずつ繰り下げ

り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削除する。

る評価に改め、同条を第九十五条とする。

第九十条(見出しを含む。)中「産業革新委員会」を「産業革新投資委員会」に改め、同条を第 九十四条とし、第八十九条を第九十三条とし、第八十八条を第九十二条とする。

第四章第二節中第八十七条を第九十一条とす る。

第八十六条中「第八十四条第二項」を「第八十 八条第二項」に、「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に、「第八十六条」を「第九十条」に改め、同条を第九十条とし、第八

五条を第八十九条とし、第八十四条を第八十八 条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第八十七条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第八十八条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第八十九条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十一条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十二条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十三条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十四条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十五条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十六条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十七条中「株式会社産業革新機構」を「株 式会社産業革新投資機構」に改め、同条を第八十 八条とし、第八十三条を第八十七条とする。

第九十八条中「二分の一」を「三分の二」に改め、同条を第八十二条とし、第八十条を第八十四 条とする。

第九十九条第一項中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に、「第一百八条」を「第一百二十二条第一項第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百条中「産業革新機構」を「産業革新投資機構」に改め、同条を第八十五条とし、第八十条を第八十四条とする。

第一百一条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百二条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百三条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百四条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百五条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百六条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百七条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百八条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百九条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百十条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百一十条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百二十二条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百三十二条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第一百四十二条中「五百五十五条第一号」を「五百六十条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第七十六条 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対し行うものに限定して第六十八条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財團法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財團法人にあつてはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において「認定一般社団法人等」という。)であつて、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、規定する該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九号)第七十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第二条第十九項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第七十七条 独立行政法人情報処理推進機構の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う技術等情報漏えい防止措置認証業務(独立行政法人情報処理推進機構は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証業務(サイバーセキュリティに関する協力事業(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティに関する情報の提供その他の技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る情報処理の高度化を推進するものに

限る。)を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務)

第七十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関が行う第二条第十九項第二号に掲げる業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限)

第七十九条 技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う者は、当該技術等情報漏えい防止措置認証業務について、第六十八条第一項の認定を受けていないのに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第三条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条」に、「第十六

条」を「第二十条」を「第十八条」第二十五条に、「第二十一条」第三十条を「第二十六条」第四

条」に、「第三十一」第三十六条を「第四

条」を「第四十八条」に、「第三十七条」第四十

二条」を「第四十九条」第五十四条に、「第四十

三条」を「第五十五条」に、「第四十四条」第五十

一条」を「第五十六条」第六十三条に、「第五十

二条」を「第六十四条」に改める。

第二条第十項を次のように改める。

10 この法律において「経営力向上」とは、事業

者が、事業活動に有用な知識又は技能を有す

る人材の育成、財務内容の分析の結果の活

用、商品又は役務の需要の動向に関する情報

の活用、経営率の向上のための情報システ

ムの構築その他の方法であつて、現に有する経営資源又は次に掲げるいずれかの措置(以

下「事業承継等」という。)により他の事業者がから取得した又は提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一 吸収合併(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及び同項第一号に規定する吸収合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該吸収合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

二 新設合併(会社法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社及び同項第一号に規定する新設合併消滅会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該新設合併設立会社を設立し、当該新設合併消滅会社の権利義務の全部を承継すること。

三 吸収分割(会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及び同法第七百五十八条第一項第一号に規定する吸収分割会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該吸収分割会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

八 他の中小企業者等の株式又は持分の取得(中小企業者等による当該取得によって当該他の中小企業者等が当該中小企業者等の関係事業者(他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。)となる場合に限る。)

九 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一条)第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。)、企業組合(同条第四号に掲げる企業組合をいう。)、協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。)の設立

四 新設分割(会社法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社及び同項第五号に規定する新設分割会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該新設分割設立会社を設立し、当該新設分割会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継すること。

五 株式交換(会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及び同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該株式交換完全親会社との全部を取得すること。

六 株式移転(会社法第七百七十三条规定第一号に規定する株式移転設立完全親会社及び同項第五号に規定する株式移転完全子会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

七 事業又は資産の譲受け(中小企業者等が他の中小企業者等から譲り受ける場合に限り、当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

八 他の中小企業者等から譲り受ける場合に限り、当該株式移転完全子会社となり、その発行済株式の全部を当該株式移転設立完全親会社に取得させること。

九 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一条)第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。)、企業組合(同条第四号に掲げる企業組合をいう。)、協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一項第七号に掲げる協業組合をいう。)の設立

十 この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十三条第一項、第十四条とし、同条第十項の次に次の三項を加える。)

11 この法律において「承継等中小企業者等」とは、中小企業者等が事業承継等(前項第一号から第四号までに掲げる措置及び同項第七号に掲げる措置のうち事業の譲受けに係るものに限る。次項及び第十三条第一項、第十四条とし、同条第十項の次に次の三項を加える。)

第三項並びに第二十三条第一項及び第二項において同じ。)を行う場合における当該中小企

業者等をいう。

12 この法律において「被承継等中小企業者等」とは、承継等中小企業者等が他の中小企業者等から、事業承継等を行う場合における当該他の中小企業者等をいう。

13 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合・投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。第十六条第一項及び第十七条第一項において同じ)が行う中小企業者等に対する投資事業(主として経営力向上(事業承継等を行ふものに限る。)を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る)であって、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二項第二号ハに次のように加える。

- (4) 事業再編投資の内容に関する事項  
(5) 事業再編投資の実施方法に関する事項

(6) その他事業再編投資の促進に当たつて配慮すべき事項

第三条第二項第二号ニ(1)中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号ニ(4)中「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号ニ(5)に次のように加える。

- (7) 情報処理支援業務(第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(8) 情報処理支援業務の実施体制に関する事項

- (9) 情報処理支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項

第三条第二項第三号ロ中「第三十七条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十一条第二項第一号中「第二十四条」を「第三十二条」に改める。

第十三条第一項第三号中「実施時期」の下に「(事業承継等を行う場合にあっては、その実施時期を含む。)」を加え、同条第四項を削り、同

条第三項第一号中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項第二号中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三十八条第一項並びに第

五十二条第二項及び第三項において「情報処理促進法」という。)第二条第二項に規定するプログラムをいう。第五十二条第一項第一号において同じ)であって、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるもの。

4 第二項第三号に掲げる事項には、特定許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるもの)をいう。以下同じ)に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

5 第十三条に次の四項を加える。

6 主務大臣は、経営力向上計画に第四項に規定する特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、当

該特定許認可等をした行政庁に協議し、その同意を得るものとする。

7 行政庁は、主務大臣及び第一項の認定の申請を行った者に対しても、前項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

8 行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、第六項の同意をするかどうかを判断するものとする。

9 前三項に定めるもののほか、第六項の同意に関する規定の趣旨を考慮して、第六項の同意をするかを判断するものとする。

10 第十四条第三項中「前条第三項の規定は」を「前条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

11 第十四条第三項中「前条第三項から第三項までに、第十四条第一項から第三項までに、第四項を「第十四条第一項から第三項までに、第十六条第三項並びに第四十七条第一項」を「第二十三条第二項及び第三項、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第六項中「第十四条第四項」に「第十四条第一項及び第二項」を「第十四条第一項から第三項までに、第十六条第三項並びに第四十七条第一項」を「第二十三条第二項及び第三項、第五十八条第三項並びに第五十九条第一項」に改め、同条第六項中「第二十六条第一項」に改め、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

12 第十四条第三項中「前条第三項の規定は」を「前条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

13 第十四条第三項中「前条第三項の規定は」を「前条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

14 第十四条第三項中「前条第三項の規定は」を「前条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、同条第七項から第九項までの規定は前項の同意について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

する第二十九条」を加え、同条を第六十一条とし、第四十八条を第六十条とする。

第四十七条第二項中「対し」の下に「、経済産業大臣は、認定情報処理支援機関に対し」を加

え、「経営革新等支援業務又は」を「経営革新等支援業務若しくは」に、「の実施状況」を「又は情

報処理支援業務の実施状況」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加

2 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合に  
える。

対し、認定事業再編投資計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四十七条を第五十九条とする。  
第四十六条中第六項を第七項とし、第五項を

第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合について、その事業再編投資の状況を把握する

ための調査を行うものとする。  
第四十六条に次の一項を加える。

8 国は、認定事業再編投資計画に従つて行われる事業再編投資の適確な実施に必要な指導

及び助言を行うものとする。

第五十七条规定、第四十四条为第五十六条规定。

第四章第二節中第四十三條を第五十五条とす  
る。

第四章第二節中第四十一条を第五十四条とし、第四十一条を第五十三条とする。

第四十条の見出し中「独立行政法人情報処理推進機構」を「情報処理推進機構」に改め、同条

第一項中「独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「情報処理推進機構」という。）」

「情報処理の促進に関する法律(次項及び第三項)」(「情報処理促進法」)第二条第一項

項において「情報処理促進法」といふ)第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において「同様」。」を削り、同一条第二項中「第四十条第一項

第一号イ」を第五十二条第一項第一号イに改め、同条第三項中「第四十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、第三十四条を第四十六条とし、第三十一条から第三十三条までを十二条ずつ繰り下げる。第三十条中「第二十六条第二項第一号」を「第三十四条第二項第一号」に改め、第三章第五節中同条を第三十六条とし、同条の次に次の六条を加える。

(準用)

第三十七条 第二十七条から第三十一条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

(認定情報処理支援機関)

第三十八条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を行う者であつて、情報処理(情報処理促進法第二条第1項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)に関する高度な知識及び経験を有するものうち、次項に規定する業務(以下「情報処理支援業務」という。)を行ふものであつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定情報処理支援機関」という。)は、経営能力の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する

情報処理を行う方法(サイバーセキュリティの確保を含む)に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うものとする。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 情報処理支援業務に関する次に掲げる事項

4 認定情報処理支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十九条 前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有するものに限る。)又は一般財團法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)であつて、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当

該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十九条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務)

第四十条 独立行政法人情報処理推進機構(第五十二条及び第五十三条において「情報処理推進機構」という。)は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たつてのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(中小企業基盤整備機構の行う認定情報処理支援機関協力業務)

第四十一条 中小企業基盤整備機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

(準用)

第四十二条 第二十七条から第三十一条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第二十七条第三号及び第二十九条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第二十八条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第二十九条から第三十一条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

第二十九条を第三十五条とする。

第二十七条及び第二十八条を削る。

第二十六条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とする。



「第十八条第四項」に改め、同条第七項の表第三条第一項の項、第八項及び第九項中「第十六条第七項」を「第十八条第七項」に改め、同条を第十八条とする。

第三章第三節中第十五条の次に次の二条を加える。

(事業再編投資計画の認定)

第十六条 事業再編投資を行おうとする投資事業有限責任組合は、事業再編投資に関する計画(以下この条及び次条において「事業再編投資計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その事業再編投資計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業再編投資計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業再編投資の内容及び実施時期

二 事業再編投資を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業再編投資計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(事業再編投資計画の変更等)

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項各号に掲げる事項が事業再編投資を確実に遂行するため適切なものであること。

(事業再編投資計画の変更等)

第十七条 前条第一項の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定事業再編投資組合」という。)は、当該認定に係る事業再編投資計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る事業再編投資計画(前項の規定による変更の

認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編投資計画」という。)に従つて事業再編投資が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第四条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「除く」の下に「以

下この項において同じ」を加え、「当該中小企

業者における代表者の死亡等に起因する経営の承

継に伴い、死亡したその代表者(代表者であつた者を含む)又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なもの

のを取得するために多額の費用を要することそ

の他経済産業省令で定める事由が生じているた

め、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められる」を「次のイ又はロのい

ずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、死亡したその代表者(代表者であつた者を含む)又は退任したその代表者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するために多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められる」を「次のイ又はロのい

業者の代表者の親族を含む。次号ロ及び三号において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとすると者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定めた事由が生じることにより、当該他の中小企業者の経営を承継しようとすると者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定めた事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合で、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められたこと。

3 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(同項第一号ロ及び第二号ロに該当する者に限る。以下この項において同じ。)が他の中小企業者の経営の承継を行つた場合で、當該承継に不可欠な資産を取得するため必要な資金に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(同項第一号ロ及び第二号ロに該当する者に限る。以下この項において同じ。)が他の中小企業者の経営の承継を行つた場合で、當該承継に不可欠な資産を取得するため必要な資金に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
---

第三条第一項	保険金額の合計額が	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第三項に規定する経営承継準備関連保証(以下「経営承継準備関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険金額の合計額が	経営承継準備関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営承継準備関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
4 前条第一項の認定を受けた同項第三号に掲げる事業を営んでいない個人であつて、特定経営承継準備関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、当該事業を営んでいない人が他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するための資金に係るもの)を受けたものについては、当該事業を営んでいない個人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。	取得するための資金その他の当該事業を営んでいない個人が必要とする資金であつて経済産業省令で定めるもののうち別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる。	第十五条第一項第九号中「第十九条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「第二十五条及び第二十九条」を「第三十三条、第三十五条及び第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同項第十五号中「第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条」を「第二十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条」に改め、同項第二十三号中「助言」の下に「及び同条第三項の規定による協力」を加え、同条第四項第六号中「第四十二条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第五項中「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。
5 第十四条第一項中「認定中小企業者」を「、第二条第二項中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。	(中小企業倒産防止共済法の一一部改正)	第十八条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
6 第五条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。	第五条 中小企業倒産防止共済法(平成十九年法律第二百二号)第二条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。	第十八条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
7 第八条の七 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二百二号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関(同法第五十六条に規定する業務規程において金融取引の停止に係る事項を定めており、かつ、経済産業省令で定める数以上の金融機関が参加するものに限る。)において、その電子債権記録機関で電子記録債権を取り扱う金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公示がこれら	第十五条第一項第十五号中「第百十七條第一項」を「第七十八条及び第一百三十二条第一項」に、「第一百三十二条」を「第一百四十条」に改める。	第十八条第一項第一号中「第百十七條第一項」を「第七十八条及び第一百三十二条第一項」に、「協力及び」を「協力及びに」に、「第一百三十二条第一項」を「第一百四十条」に改める。
8 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条の規定にかかるわらず、第十二条第一項の認定を受けた同項第三号に掲げる事業を営んでいない個人に対し、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産を	第十五条第一項第十五号中「次条」を「附則第十四条に改め、同条の次に次の一条を加える。	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

第七条第一項第一号中「とき」の下に「(経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。)」を加える。	附則第十三条の三第一項中「次条」を「附則第十四条に改め、同条の次に次の一条を加える。
独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。
第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。	第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。
第十一条第一項第九号中「第十九条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「第二十五条及び第二十九条」を「第三十三条、第三十五条及び第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同項第十五号中「第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条」を「第二十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条」に改め、同項第二十三号中「助言」の下に「及び同条第三項の規定による協力」を加え、同条第四項第六号中「第四十二条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第五項中「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「第二十五条及び第二十九条」を「第三十三条、第三十五条及び第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同項第十五号中「第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条」を「第二十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条」に改め、同項第二十三号中「助言」の下に「及び同条第三項の規定による協力」を加え、同条第四項第六号中「第四十二条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第五項中「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。
第十二条第一項第一号中「認定中小企業者」を「、第二条第二項中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十三条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十四条第一項中「認定中小企業者」を「、第二条第二項中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十五条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十六条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十七条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十八条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。

第十一条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十一条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十二条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十二条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十三条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十三条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十四条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十四条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十五条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十五条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十六条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十六条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十七条第一項第一号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	第十七条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。
第十八条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。	第十八条第一項第一号中「第十九条」を「第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項」に改める。





